

平成 23 年 4 月 27 日

報道関係各位

東京都港区高輪三丁目 19 番 15 号  
日本貸金業協会  
問い合わせ先 企画調査部 調査課  
電話番号 03-5739-3013  
FAX 番号 03-5739-3027

## 「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」報告

- ・完全施行後に借入れを申し込んだ借入利用者の割合は 42%、借入れを申し込まなかった割合は 58%となり、借入れを申し込んだ回答者のうち、58%が希望どおりの借入れができたと回答
- ・完全施行後に借入れを申し込んだ事業者の割合は 42%、借入れを申し込まなかった割合は 58%となり、借入れを申し込んだ回答者のうち、48%が希望どおりの借入れができたと回答

日本貸金業協会では、改正貸金業法完全施行の影響及び資金需要者の現状と動向を把握するため、対象者を借入利用者と事業者(個人事業主・企業経営者)に分け、「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査(調査期間:2011年1月21日から2月15日)」を実施いたしました。

本アンケート結果から得られた調査・分析結果を公表いたします。

### 【主な調査結果】

#### I. 借入利用者調査より

##### 1. 借入利用者の 42%が、改正貸金業法(\*1)の完全施行日(2010年6月18日)以降に借入れの申し込みを行ったと回答し、そのうち 58%が「希望どおりの借入れができた」、42%が「希望どおりの借入れができなかった(\*2)」と回答【資料編 P1-P7】

- 借入利用者に対して、改正貸金業法の完全施行日以降の借入れの申し込み状況について調査したところ、「借入れの申し込みを行った」が 42%、「借入れの申し込みを行わなかった」が 58%となった。
- 借入れの申し込みを行ったとした回答者に対して、借入れの結果について調査したところ、「希望どおりの借入れができた」が 58%、「希望どおりの借入れができなかった」が 42%となった。
- 借入れの申し込みを行わなかったとした回答者に対して、その理由について調査したところ、「新たな借入れの必要がなかったから」が 88%と最も高く、次いで「既に契約している借入枠の利用を含めて、新たな借入れができないと思ったから」が 10%、「既存の借入先からの通知やお客様センター等への問合せにより、新たな借入れができないことを知ったから」が 3%となった。(複数回答)

(\*1) 2006年12月13日、「上限金利の引下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行された。2010年6月18日に出資法上限金利の引下げ、総量規制の導入、財産的基礎要件の引上げ(5,000万円)等の改正貸金業法第4条施行(完全施行)が行われた。

(\*2) 借入れ申込みに対する結果が、「借入れできたが、希望どおりの金額ではなかった」「(希望どおりの金額ではなかったので、)借入れをやめた」「借入れを断られた(借入れできなかった)」とした回答者。

**2. 完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者(全体の 18%)が、借入れできなくなった際にとった行動では、52%が生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、予定していた支出をあきらめたと回答 [資料編 P8-P9]**

- 完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者(全体の 18%)に対して、その際にとった行動では、「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、予定していた支出をあきらめた」が 52%と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた」が 28%、「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、現在の借入金を返済した」が 19%と続いた。(複数回答)

**3. 完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者(全体の 18%)が、その際に困ったことでは、納税・納付などの支払い、衣料費・食費が足りないなどの項目が上位を占める [資料編 P10-P11]**

- 完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者(全体の 18%)に対して、その際に困ったことについて調査したところ、「納税・納付などの支払いが遅れた(遅れそうだ)(43%)」、「衣料費・食費が足りない(食材が買えない)(31%)」といった項目が上位を占めた。(複数回答)

**4. 借入利用者の 75%、総量規制該当者の 64%、専業主婦(主夫)の 76%が、借入れの返済が可能であると回答 [資料編 P14-P15]**

- 借入利用者に対して、現在の借入れの返済余力について調査したところ、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である(71%)」、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である(4%)」をあわせて 75%となった。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある(13%)」、「月々の返済に困っている(12%)」をあわせて 25%となった。
- 借入利用者のうち総量規制(\*3)に該当する回答者(全体の 46%)の借入れの返済余力を見ると、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である(60%)」、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である(4%)」をあわせて 64%となった。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある(16%)」、「月々の返済に困っている(20%)」をあわせて 36%となった。
- 専業主婦(主夫)では、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である(72%)」、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である(4%)」をあわせて 76%となった。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある(14%)」、「月々の返済に困っている(10%)」をあわせて 24%となった。

(\*3) 貸金業者に借り手の返済能力を超える貸付けを禁止する規制(一部の例外的な契約を除き、総借入残高が借り手の年収の 3 分の 1 を超える貸付けを禁止したもの)。

**5. 借入利用者の63%が、借入れの際に収入を証明する書類等(\*4)を提出した(提出は可能である)と回答し、専業主婦(主夫)(\*5)では22%が提出した(提出は可能である)と回答〔資料編 P16-P19〕**

- 借入利用者に対して、貸金業者から借入れの際に収入を証明する書類等の提出を求められたことがあるか調査したところ、53%が「提出を求められたことがある」と回答した。また、専業主婦(主夫)では、23%が「提出を求められたことがある」と回答した。
- 借入利用者に対して、借入れの際に収入を証明する書類を提出したかどうか(あるいは、提出可能かどうか)について調査したところ、63%が「提出した(提出は可能である)」と回答した。また、専業主婦(主夫)では、「提出した(提出は可能である)」と回答した割合は22%となった。

(\*4) 収入を証明する書類として、以下の書類を指す。

①源泉徴収票、②所得証明書類、③支払調書、④納税通知書、⑤青色申告決算書、⑥確定申告書  
⑦収支内訳書、⑧年金証書、⑨年金通知書、⑩給与の支払明細書

(\*5) 配偶者貸付の場合、以下の3つの書類が必要となる。

①配偶者の同意書、②住民票など夫婦関係を証明するもの、③配偶者の資力を証明する書面

**6. 借入利用者の6%がヤミ金融との接触経験がある、94%がヤミ金融との接触経験がないと回答〔資料編 P24-P27〕**

- 借入利用者に対して、ヤミ金融等非正規業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある(現在も残高あり)(0.3%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(2%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(4%)」をあわせて6%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は94%となった。
- 完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした回答者(全体の18%)では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある(現在も残高あり)(0.4%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(5%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(9%)」をあわせて14%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は86%となった。
- 専業主婦(主夫)では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある(現在も残高あり)(0%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(0.4%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(4%)」をあわせて4%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は96%となった。

**7. 借入利用者の8%がクレジットカードショッピング枠の現金化業者(\*6)との接触経験がある、92%がクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験がないと回答〔資料編 P28-P31〕**

- 借入利用者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある(現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり)(2%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(2%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(4%)」をあわせて8%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は92%となった。
- 完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした回答者(全体の18%)では、接触したこと

があると回答した割合は「利用したことがある(現在も残高あり)(6%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(4%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(5%)」をあわせて15%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は85%となった。

- 専業主婦(主夫)では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある(現在も残高あり)(2%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(1%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(2%)」をあわせて5%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は95%となった。

(\*6) クレジットカードで商品を購入させ、手数料を差し引いた金額で買い取る業者や、ほとんど価値のないものをクレジットカードで購入させ、その代金の何割かをキャッシュバックする業者等を指す。これらに限らず、換金目的でクレジットカードを利用することは、クレジットカード会社の会員規約に違反する行為で、クレジットカードの利用ができなくなったり、犯罪やトラブルに巻き込まれたりするケースもある。

## 8. 多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービスの各制度に対する認知(\*7)については、「弁護士や司法書士、弁護士会などが行っている相談窓口(法テラス含む)」が22%と最も高い 〔資料編 P32-P33〕

- 借入利用者に対して、多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービスの各制度に対する認知について調査したところ、「弁護士や司法書士、弁護士会などが行っている相談窓口(法テラス含む)」が22%(昨年度の調査(\*8)と比べて3ポイント上昇)と最も高く、次いで「消費者庁、国民生活センター、消費者団体などが行っている相談窓口」が16%(同2ポイント上昇)、「金融庁、財務局、都道府県などの地方公共団体が設置している相談窓口」が12%(同1ポイント低下)となった。

(\*7) 「内容や利用方法について、よく知っている」、「制度の内容や利用方法について、ある程度理解している」をあわせた割合。

(\*8) 2010年1月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」報告。

## 9. 改正貸金業法の完全施行日以降、生活環境に変化があったとした借入利用者(全体の42%)のうち、58%が「手取り収入が減った」と回答 〔資料編 P34-P35〕

- 完全施行日以降に生活環境に変化があったとした借入利用者(全体の42%)に対して、その生活環境の変化について調査したところ、58%が「手取り収入が減った」と回答した一方、「手取り収入が増えた」と回答した割合は36%となった。(複数回答)
- 雇用形態別(\*9)に生活環境の変化を見ると、「手取り収入が減った」と回答した割合は、正規雇用者(75%)では59%、非正規雇用者(25%)では54%となった。(複数回答)

(\*9) アンケート対象者の雇用形態を「正規雇用者」、「非正規雇用者(派遣社員、契約社員、嘱託社員、パート・アルバイト)」に分けて調査した結果を指す。

**10. 貸金業法の完全施行に対する意見では、回答のあった借入利用者(全体の41%)のうち、27%が良いとする意見を、20%が中立的な(その他)意見を、53%が問題があるとする意見を回答**  
**〔資料編 P36-P41〕**

- 借入利用者に対して、改正貸金業法の完全施行に対する意見を調査したところ、回答のあった借入利用者(全体の41%)のうち、良いとする意見は27%(昨年度の調査結果と比べて4ポイント低下)、中立的な意見は20%(同1ポイント上昇)、問題があるとする意見は53%(同3ポイント上昇)となった。
- 法改正に対して良いとする意見(借入利用者)の内訳では、「適正な法律ができた(11%)」が最も高く、「無理な借入れをしなくなる(7%)」が続いた。一方、法改正に対して問題があるとする意見(借入利用者)では、「厳しすぎる法改正である(26%)」、「ヤミ金融を利用せざるを得ない(12%)」といった意見が上位を占めた。
- 専業主婦(主夫)の改正貸金業法の完全施行に対する意見では、回答のあった専業主婦(主夫)(全体の49%)のうち、良いとする意見は29%、中立的な意見は16%、問題があるとする意見は55%となった。

## II. 事業者調査より

### 1. 個人事業主・企業経営者の 42%が、完全施行日以降に借入れの申し込みを行ったと回答し、そのうち 48%が「希望どおりの借入れができた」、52%が「希望どおりの借入れができなかった」と回答 〔資料編 P42-P43〕

- 個人事業主・企業経営者に対して、完全施行日以降の借入れの申し込み状況について調査したところ、「借入れの申し込みを行った」が 42%、「借入れの申し込みを行わなかった」が 58%となった。
- 借入れの申し込みを行ったとした個人事業主・企業経営者に対して、借入れの結果について調査したところ、「希望どおり借入れできた」が 48%、「希望どおり借入れできなかった」が 52%となった。

### 2. 完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした個人事業主・企業経営者(全体の 21%)の 52%が、個人の消費を切り詰めて資金を捻出したと回答〔資料編 P44-P45〕

- 完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした個人事業主・企業経営者(全体の 21%)に対して、借入れできなくなった際にとった行動について調査したところ、「個人の消費を切り詰めて資金を捻出した(する)」が 52%と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた(借りる)」が 38%、「事業の規模を縮小し、資金を捻出した(する)」が 26%と続いた。(複数回答)

### 3. 個人事業主・企業経営者の 32%が、個人での借入金を事業性資金に転用した経験がある、68%が転用した経験がないと回答し、転用目的としては、45%が「仕入れ先の支払いに際し、不足分を補った」と回答〔資料編 P46-P48〕

- 個人事業主・企業経営者に対して、個人での借入金を事業性資金に転用したことがあるかどうか調査したところ、「転用したことがある」が 32%、「転用したことがない」が 68%となった。
- 個人での借入金を事業性資金に転用した経験があるとした個人事業主・企業経営者(全体の 32%)に対して、転用目的について調査したところ、「仕入れ先への支払いに際し、不足分を補った」が 45%と最も高く(昨年度調査よりも 3 ポイント低下)、次いで「銀行への返済に際し、不足分を補った」が 42%となった(同 6 ポイント上昇)。(複数回答)

### 4. 個人事業主の 65%が、借入れの際に必要な事業実態が分かる書類や返済能力の根拠となる書類(\*10)の提出を求められたと回答〔資料編 P49-P50〕

- 個人事業主に対して、貸金業者から借入れの際に必要な事業実態が分かる書類や返済能力の根拠となる書類の提出を求められたことがあるか調査したところ、「求められたことがある」が 65%、「求められたことはない」が 35%となった。
- 個人事業主に対して、借入れの際に必要な事業実態が分かる書類や返済能力の根拠となる書類を提出したかどうか(あるいは、提出可能かどうか)について調査したところ、「提出した(提出は可能である)」が 65%、「提出しなかった(提出はしない[困難である])」が 35%となった。

(\*10) 事業実態が分かる書類として、以下の 4 つのうちいずれかの提出が必要となる。

①確定申告書 ②青色申告決算書 ③収支内訳書 ④納税証明書

貸付額が100万円を超える場合、以下の内容が含まれた返済能力の根拠となる書類の提出が必要となる。

①事業計画 ②収支計画 ③資金計画

貸付額が100万円以下の場合、以下の内容が含まれた書類の提出が必要となる。

①事業の状況 ②収支の状況 ③資金繰りの状況

## 5. 個人事業主・企業経営者の15%がヤミ金融との接触経験がある、85%がヤミ金融との接触経験がないと回答〔資料編 P51-P54〕

- 個人事業主・企業経営者に対して、ヤミ金融等非正規業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある(現在も残高あり)(4%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(4%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(7%)」をあわせて15%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は85%となった。
- 完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした回答者(全体の21%)では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある(現在も残高あり)(6%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(8%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(12%)」をあわせて26%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は74%となった。
- ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした回答者(全体の8%)に対して、その理由について調査したところ、「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから(50%)」、「緊急にお金が必要になったから(36%)」が上位を占めた。(複数回答)

## 6. 個人事業主・企業経営者の16%がクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験がある、84%がクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験がないと回答〔資料編 P55-P58〕

- 個人事業主・企業経営者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある(現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり)(5%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(5%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(6%)」をあわせて16%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は84%となった。
- 完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした回答者(全体の21%)では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある(現在も残高あり)(9%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(13%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(12%)」をあわせて34%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は66%となった。
- クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したことがあるとした回答者(全体の10%)に対して、その理由について調査したところ、「緊急にお金が必要になったから」が73%と最も高く、次いで「正規の貸金業者がどこも貸付を行ってくれなかったから」が29%、「特に違法性はないと思ったから」が20%と続いた。(複数回答)

**7. 個人事業主・企業経営者の 77%が、2006 年当時(改正貸金業法が成立)と比べて事業環境が「厳しくなった」と回答〔資料編 P63-P65〕**

- 個人事業主・企業経営者に対して、2006 年当時からの事業環境の変化などについて調査したところ、「厳しくなった」が 77%と最も高く、次いで「変化していない」が 15%、「良くなった」が 8%と続いた。
- 借入先の融資姿勢について調査したところ、厳しくなったと回答した割合は、消費者金融会社が「大変厳しくなった(33%)」、「厳しくなった(30%)」をあわせて 63%、クレジットカード会社・信販会社では「大変厳しくなった(30%)」、「厳しくなった(31%)」をあわせて 61%となった。

**8. 貸金業法の完全施行に対する意見では、回答のあった個人事業主・企業経営者(全体の 36%)のうち、22%が良いとする意見を、15%が中立的な(その他)意見を、63%が問題があるとする意見を回答〔資料編 P66-P68〕**

- 個人事業主・企業経営者に対して、改正貸金業法の完全施行に対する意見を調査したところ、回答のあった個人事業主・企業経営者(全体の 36%)のうち、良いとする意見は 22%(昨年度の調査結果と比べて 7 ポイント低下)、中立的な意見は 15%(同 3 ポイント低下)、問題があるとする意見は 63%(同 10 ポイント上昇)となった。
- 法改正に対して良いとする意見の内訳では、「適正な法律ができた(9%)」が最も高く、「無理な借入れをしなくなる(6%)」が続いた。一方、法改正に対して問題があるとする意見では、「事業や生活が行き詰まる(14%)」、「厳しすぎる法改正である(14%)」、「行政は企業経営や事業主を理解していない(14%)」といった意見が上位を占めた。

以上

## 調 査 概 要

### I. 借入利用者調査

#### (1) 調査方法

調査対象	調査会社に登録している20歳以上のインターネットモニター
回答者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレ調査:214,509名</li> <li>・借入利用者:3,000名 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高があり、総量規制に該当する1,385名と、総量規制に該当しない1,615名を抽出</li> </ul> </li> <li>・専業主婦(主夫):482名 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある、パート収入含む一切の収入がない専業主婦(主夫)を抽出</li> </ul> </li> </ul>
調査方法	インターネット調査法
調査期間	2011年1月21日から2月15日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社NTT データ経営研究所

#### (2) 調査目的

プレ調査	借入利用者、専業主婦(主夫)を抽出するために実施する調査
借入利用者	現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある借入利用者に対して、貸金業法改正がどのような影響を及ぼすかなどを把握するために実施する調査
専業主婦(主夫)	今回の貸金業法改正で相応の影響を受けることが想定される専業主婦(主夫)に対して、借入状況やヤミ金融への接触状況などを把握するために実施する調査

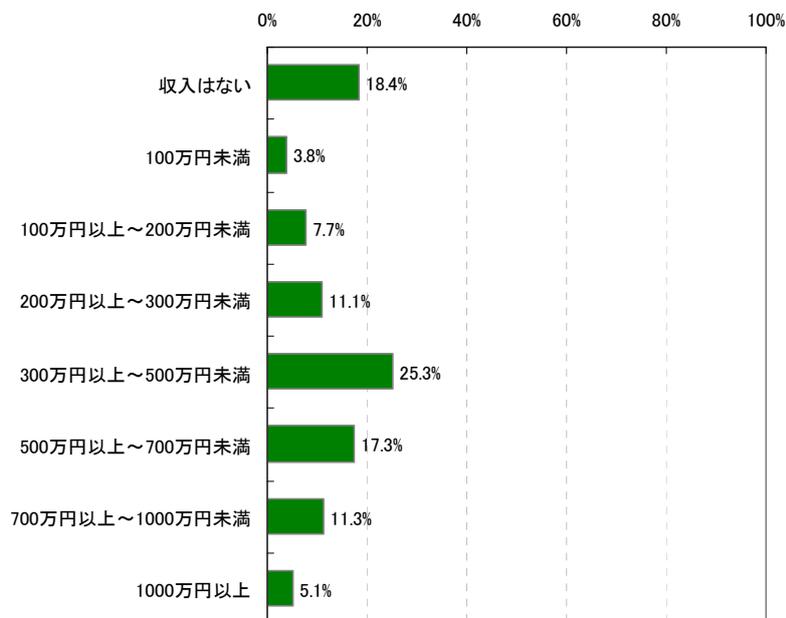
#### 【参考:2010年1月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」】

調査対象	調査会社に登録している20歳以上のインターネットモニター
回答者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレ調査:213,375名</li> <li>・一般消費者(1,000名)、借入利用者(2,000名)、専業主婦(主夫)(500名) 借入完済者(590名)</li> </ul>
調査方法	インターネット調査法
調査期間	2009年12月15日から12月22日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社NTT データ経営研究所

# 標 本 構 成

## 1. 個人年収

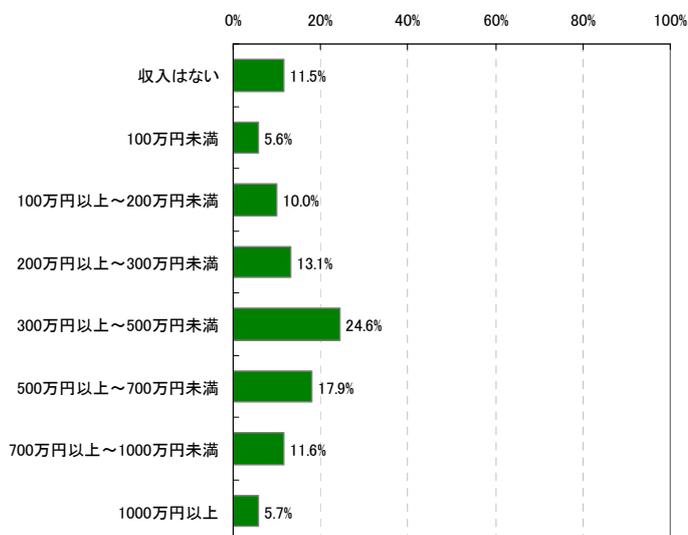
＜借入利用者 n=3,482＞



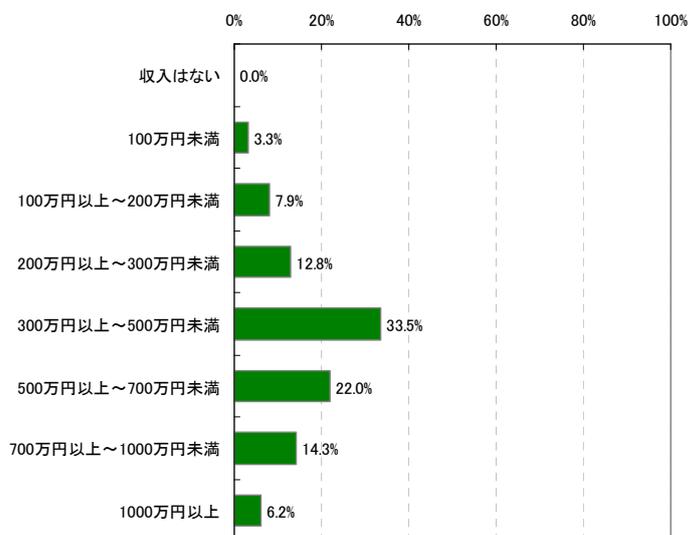
(※)専業主婦(主夫)482名を含む

### 【借入利用者の内訳】

＜総量規制該当者 n=1,385＞



＜総量規制非該当者 n=1,615＞

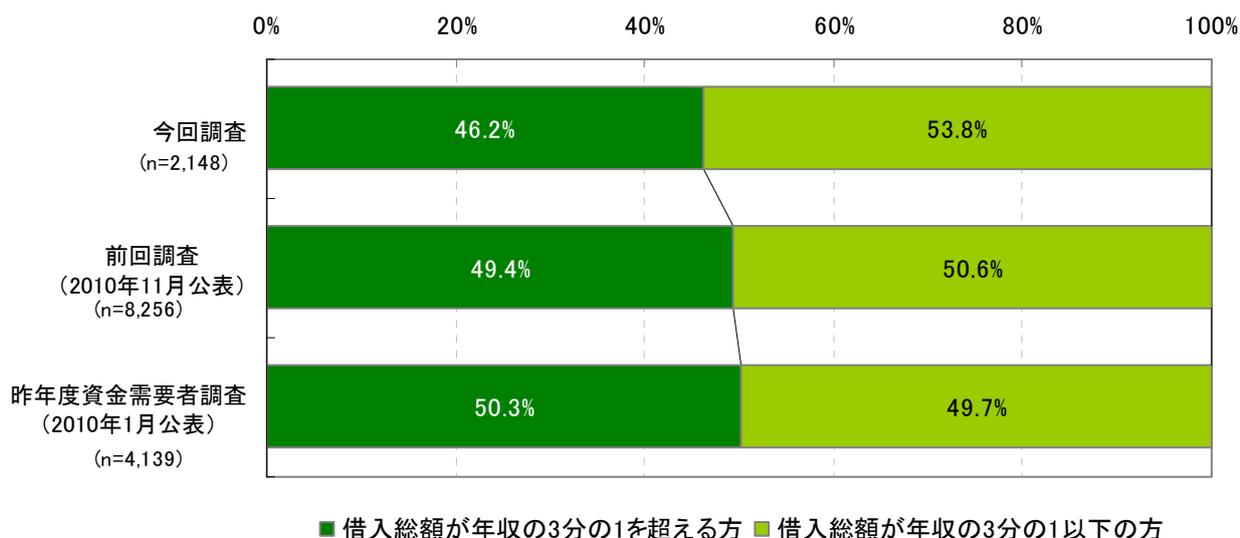


## 2. 総量規制該当者比率

### (1) 消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率

プレ調査 214,509 名のうち、消費者金融会社の借入利用者における借入総額の年収に占める割合を調査したところ、46.2%が年収の3分の1を超える借入残高があり、前回調査及び昨年度資金需要者調査の結果よりやや低下する結果となった。

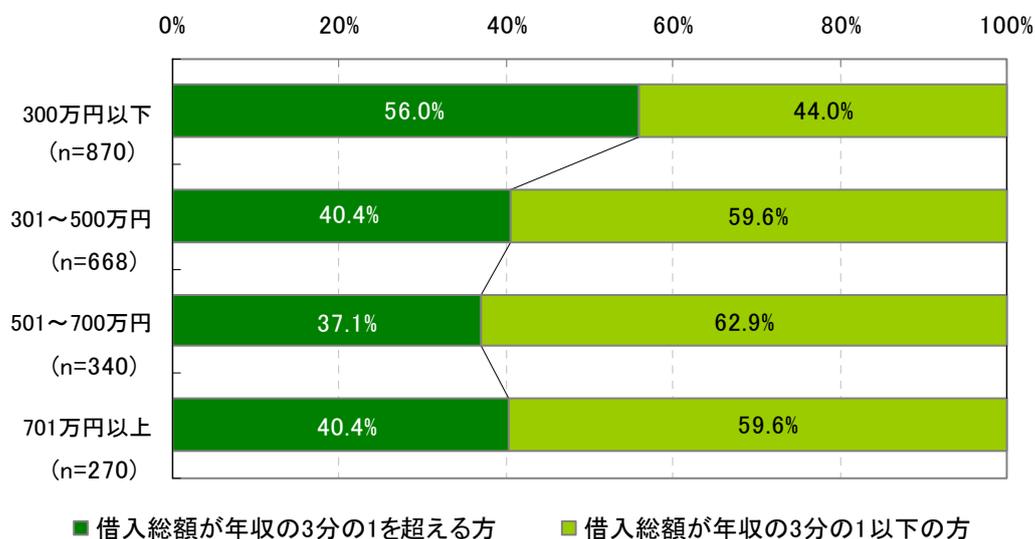
【消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率】



### (2) 年収別総量規制該当比率

消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率を所得階層別に見てみると、借入総額が年収の3分の1を超える割合は、年収 300 万円以下では 56.0%、年収 301～500 万円では 40.4%、年収 501～700 万円では 37.1%、年収 701 万円以上では 40.4%と、おおむね年収が低い層ほど、総量規制に該当する割合が高い。

【消費者金融会社の借入利用者の所得階層別の総量規制該当比率】



## 調 査 概 要

### Ⅱ. 事業者調査

#### (1) 調査方法

調査対象	調査会社に登録している 20 歳以上のインターネットモニター
回答者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレ調査: 214,509 名</li> <li>・個人事業主: 755 名 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 現在、貸金業者から事業性資金(運転資金・設備資金など)の借入残高がある方</li> </ul> </li> <li>・企業経営者: 351 名 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 本人が経営する会社、または所属する会社に、貸金業者から事業性資金の借入れをしたことがある方</li> <li>※ 本人が経営する会社、または所属する会社が、中小企業基本法第 2 条第 1 項の規定に基づく「中小企業者」及び同条第 5 項の規定に基づく「小規模企業者」に該当する方。</li> </ul> </li> </ul>
調査方法	インターネット調査法
調査期間	2011 年 1 月 21 日から 2 月 15 日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社 NTT データ経営研究所

#### (2) 調査目的

プレ調査	事業性資金を貸金業者から借入れしたことがある企業経営者・個人事業主を抽出するための調査
個人事業主	個人事業主における、現在の借入状況、個人としての借入れの事業性資金転用状況、ヤミ金融の利用などについて把握するための調査
企業経営者	企業経営者における、現在の借入状況、個人としての借入れの事業性資金転用状況、ヤミ金融の利用などについて把握するための調査

#### 【参考: 2010 年 1 月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」】

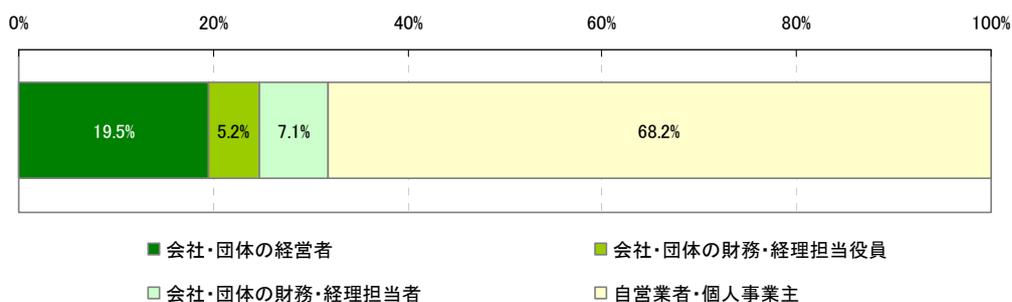
調査対象	調査会社に登録している 20 歳以上のインターネットモニター
回答者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレ調査: 213,375 名</li> <li>・個人事業主(767 名)、企業経営者(908 名)</li> </ul>
調査方法	インターネット調査法
調査期間	2009 年 12 月 15 日から 12 月 22 日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社 NTT データ経営研究所

## 標 本 構 成

当該調査対象者の事業形態構成は、会社法人 31.7%、個人事業主 68.2%となっており、うち会社法人については、資本金 2,000 万円未満の企業が 7 割を占める。

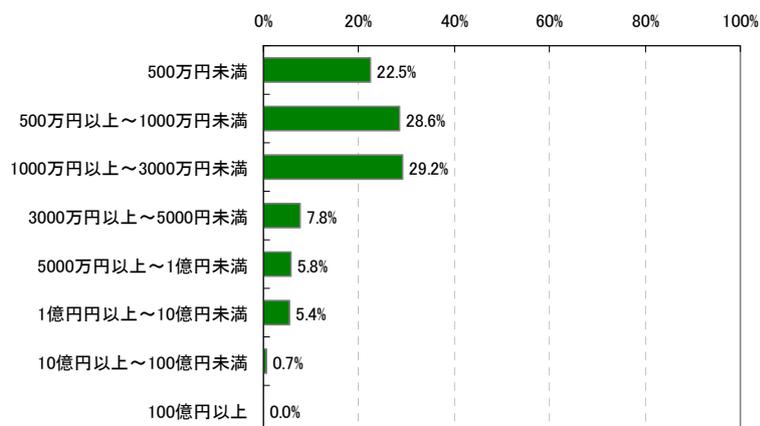
### 1. 職業

＜個人事業主・企業経営者 n=1,106＞



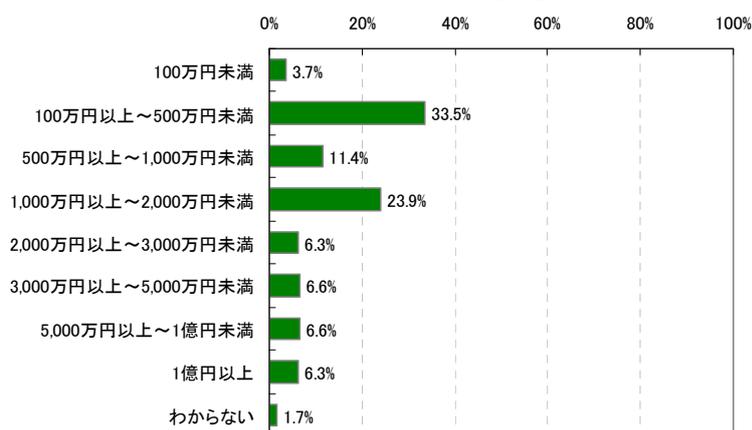
### 2. 年商

＜個人事業主 n=755＞



### 3. 資本金

＜会社法人 n=351＞





---

「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」報告

＜資料編＞

---

平成23年4月27日

日 本 貸 金 業 協 会

# 目次

## I. 借入利用者調査

1. 改正貸金業法の完全施行日(2010年6月18日)以降の借入状況に関する調査結果 P1
2. 借入れできなくなった際の行動に関する調査結果 P8
3. 貸金業者からの今後の借入れの必要性に関する調査結果 P12
4. 貸金業者に対する返済状況に関する調査結果 P14
5. 借入れの際に必要な書類の提出状況に関する調査結果 P16
6. 借入れの申込手段や借入手段に関する調査結果 P20
7. 借入残高を段階的に減らしていくための借換えの利用意向に関する調査結果 P23
8. ヤミ金融等非正規業者の利用状況に関する調査結果 P24
9. クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用状況に関する調査結果 P28
10. 多重債務者等の生活再建を支援する制度に関する調査結果 P32
11. 借入利用者を取り巻く環境の変化に関する調査結果 P34
12. 改正貸金業法に対する意見の傾向と具体例に関する調査結果 P36

## II. 事業者調査

1. 完全施行日以降の借入状況に関する調査結果 P42
2. 希望どおりの借入れができなかった際の行動と借入れできなくなると仮定した場合にとる行動に関する調査結果 P44
3. 個人での借入金の事業性資金への転用経験に関する調査結果 P46
4. 借入れの際に必要な書類等の提出状況に関する調査結果 P49
5. ヤミ金融等非正規業者の利用状況に関する調査結果 P51
6. クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用状況に関する調査結果 P55
7. 「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」や「借り手の目線に立った10の方策」に関する調査結果 P59
8. 2006年当時からの事業環境の変化に関する調査結果 P63
9. 改正貸金業法に対する意見の傾向と具体例に関する調査結果 P66

# 調査結果

## I. 借入利用者調査

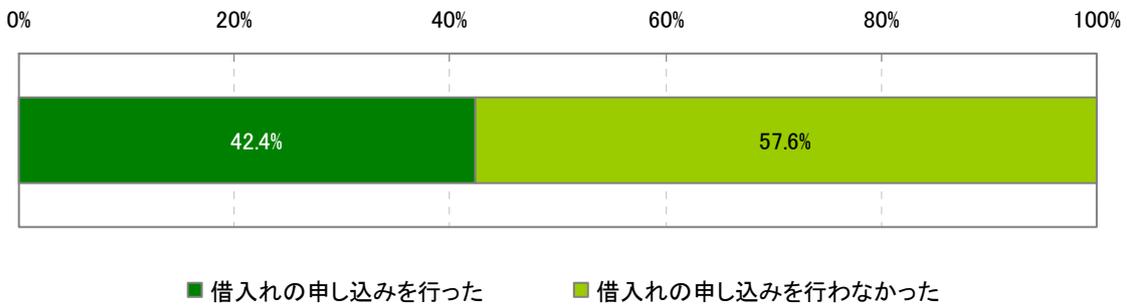
### 1. 改正貸金業法(\*1)の完全施行日(2010年6月18日)以降の借入状況に関する調査結果

#### (1) 借入申し込み状況

借入利用者に対して、改正貸金業法(\*1)の完全施行日以降の借入れの申し込み状況について調査したところ、「借入れの申し込みを行った」が42.4%、「借入れの申し込みを行わなかった」が57.6%となった。

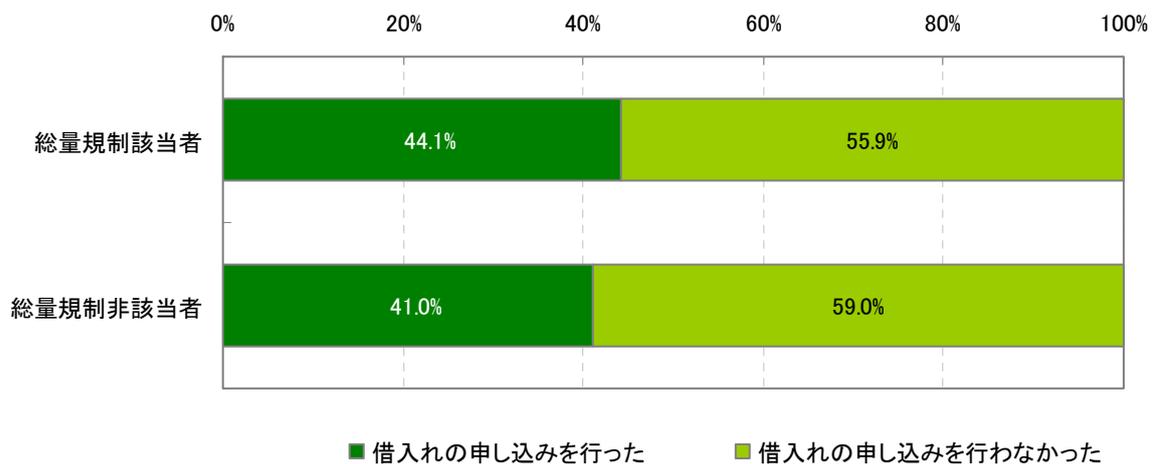
【図1 借入利用者の完全施行日以降の申し込み状況】

<借入利用者 n=3,000>



<総量規制(\*2)に該当する借入利用者(以下「総量規制該当者」と言う) n=1,385

総量規制に該当しない借入利用者(以下「総量規制非該当者」と言う) n=1,615>



(\*1) 2006年12月13日、「上限金利の引下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行された。2010年6月18日に出資法上限金利の引下げ、総量規制の導入、財産的基礎要件の引上げ(5,000万円)等の改正貸金業法第4条施行(完全施行)が行われた。

(\*2) 貸金業者に借り手の返済能力を超える貸付けを禁止する規制(一部の例外的な契約を除き、総借入残高が借り手の年収の3分の1を超える貸付を禁止したもの)。

## (2) 完全施行日以降、新たな借入を申し込んだ、または既に契約している借入枠を利用しようとした時期

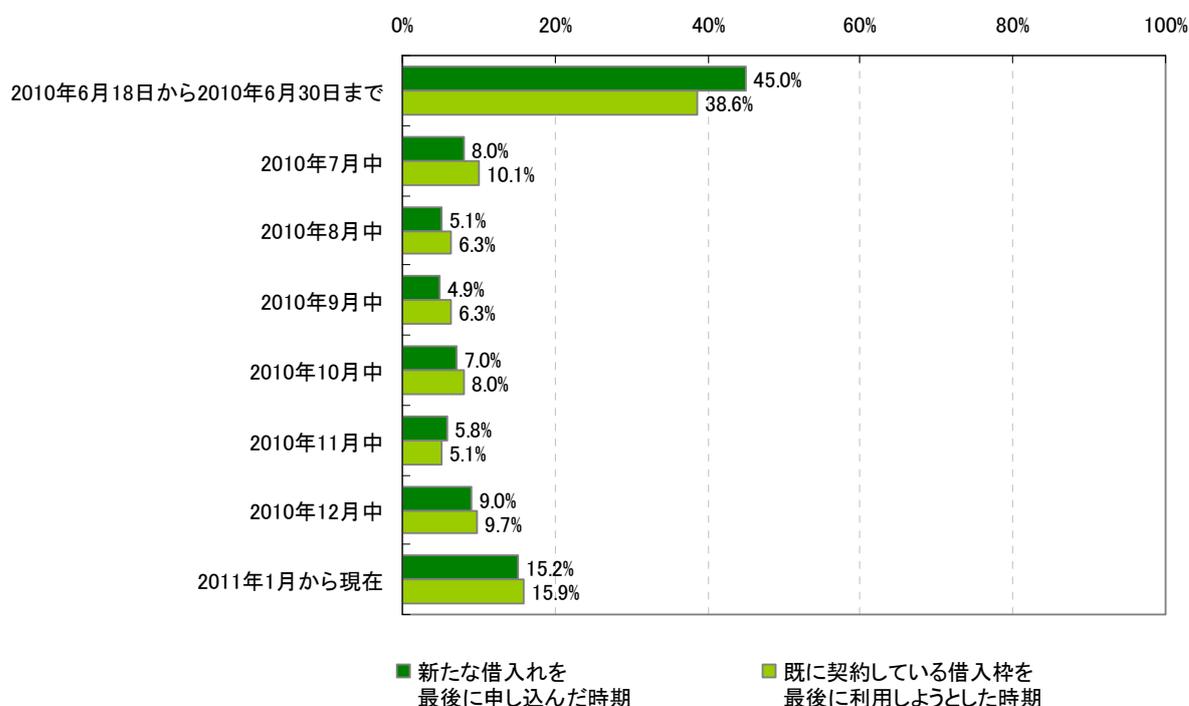
完全施行日以降に借入の申し込みを行った借入利用者(全体の 42.4%)に対して、その最後に行った申込時期について調査したところ、完全施行日直後である「2010年6月18日から6月30日まで」と回答した割合が、新規の申し込みで45.0%、既に契約している借入枠内での利用で38.6%とそれぞれ最も高く、次いで「2011年1月から現在」と回答した割合が新規の申し込みで15.2%、既に契約している借入枠内での利用で15.9%とそれぞれ続いた。

【図 2 完全施行日以降、新たな借入を最後に申し込んだ、または既に契約している借入枠を最後に利用しようとした時期】

<完全施行日以降、新たな借入を申し込んだとした借入利用者 n=842

完全施行日以降、既に契約している借入枠を利用しようとした借入利用者 n=925

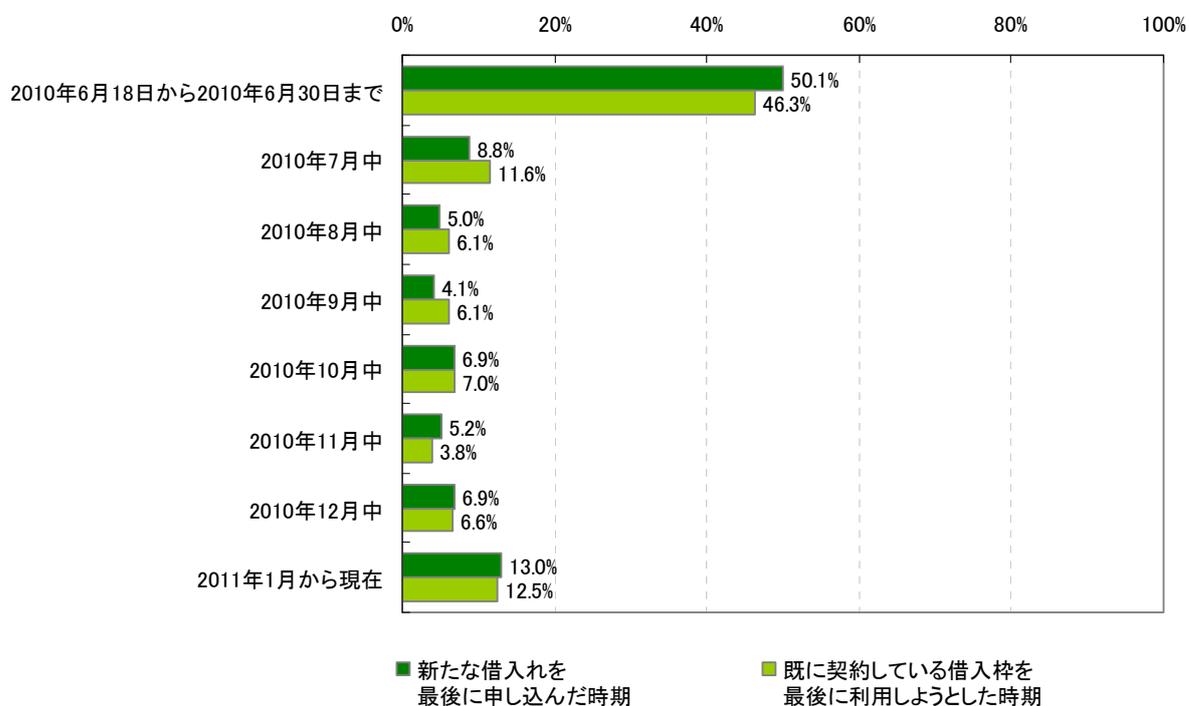
(それぞれ回答していない方を除く)>



<完全施行日以降、新たな借入を申し込んだ総量規制該当者 n=362

完全施行日以降、既に契約している借入枠を利用しようとした総量規制該当者 n=473

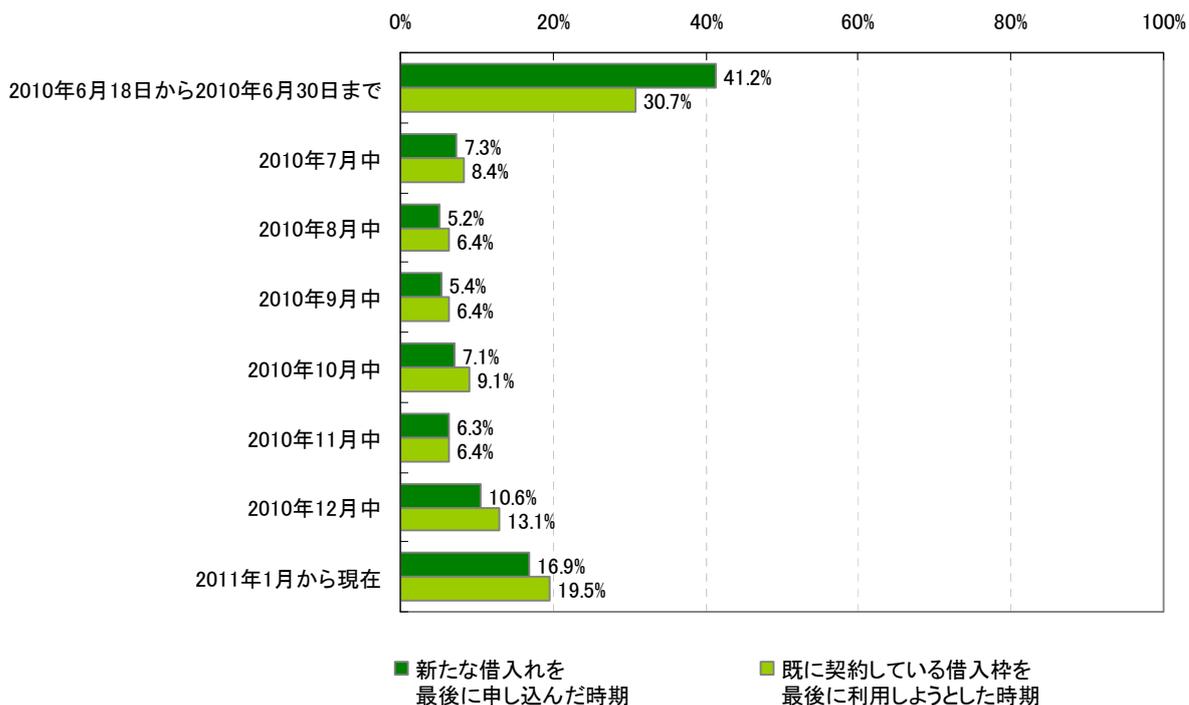
(それぞれ回答していない方を除く)>



<完全施行日以降、新たな借入を申し込んだ総量規制非該当者 n=480

完全施行日以降、既に契約している借入枠を利用しようとした総量規制非該当者 n=452

(それぞれ回答していない方を除く)>

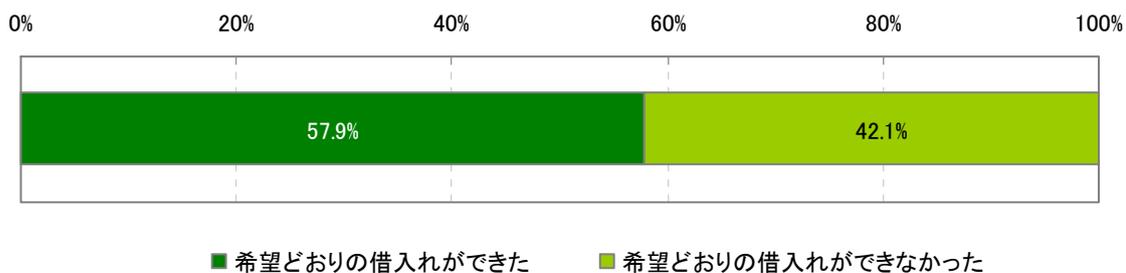


### (3) 借入れ結果

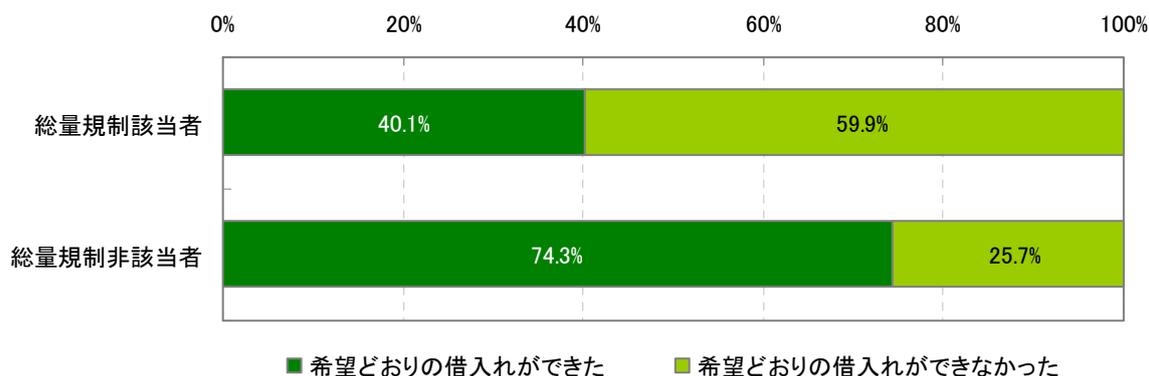
完全施行日以降に借入れの申し込みを行ったとした借入利用者(全体の 42.4%)に対して、借入れの結果を調査したところ、「希望どおりの借入れができた」が 57.9%、「希望どおりの借入れができなかった(\*3)」が 42.1%となった。

【図 3 借入利用者の完全施行日以降の借入れ結果】

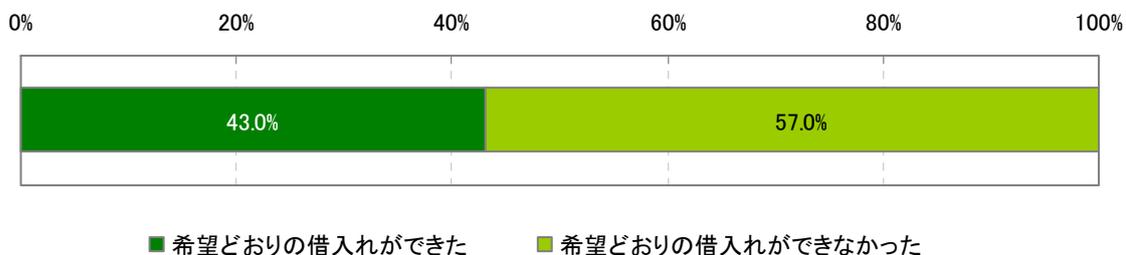
<借入れを申し込んだ借入利用者 n=1,273>



<借入れを申し込んだ総量規制該当者 n=611、借入れを申し込んだ総量規制非該当者 n=662>



<参考:総量規制該当者(前回調査(\*4)) n=732>



(\*3) 借入れ申し込みに対する結果が、「借入れできたが、希望どおりの金額ではなかった」、「(希望どおりの金額ではなかったので、)借入れをやめた」、「借入れを断られた(借入れできなかった)」とした回答者。

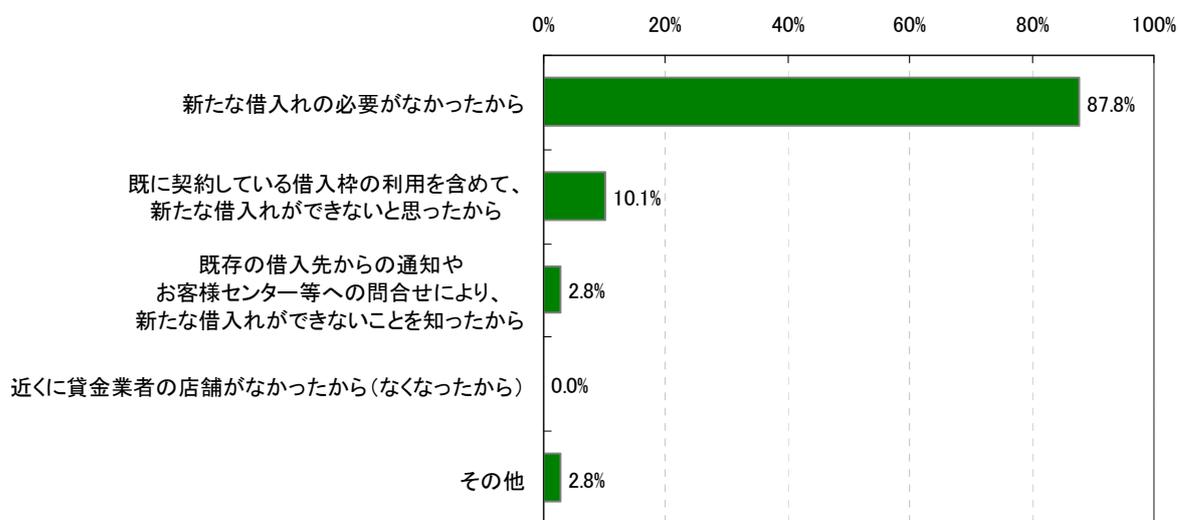
(\*4) 2010年11月19日に公表した「貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査」報告。総量規制該当者1,000名、個人事業主500名を対象に実施。

#### (4) 借入れの申し込みを行わなかった理由

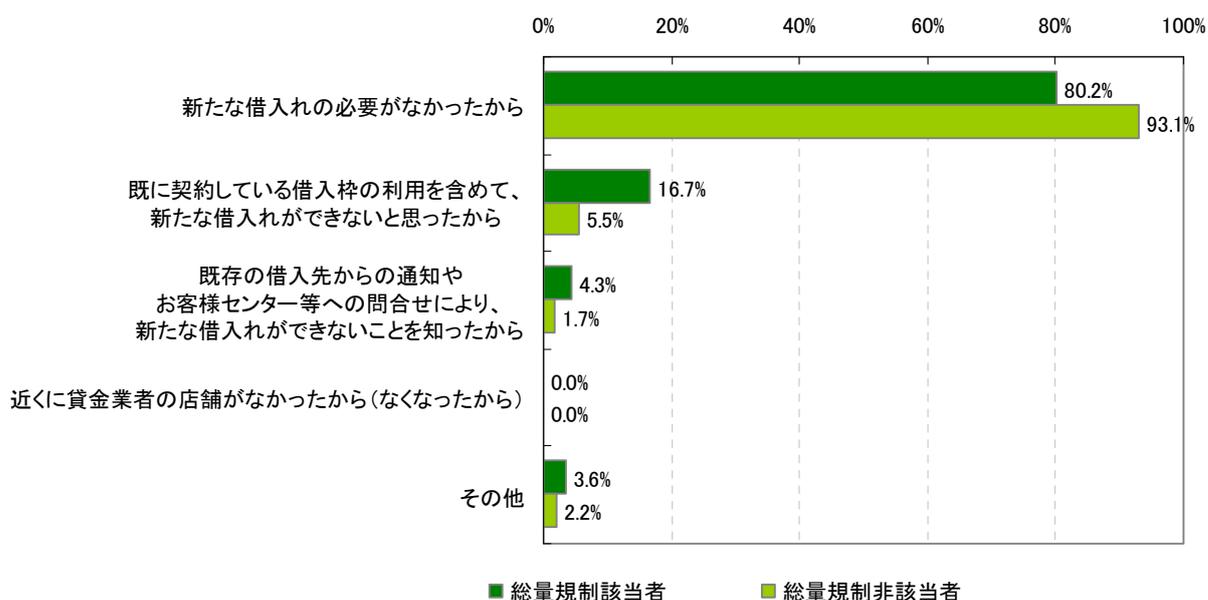
完全施行日以降に借入れの申し込みを行わなかったとした借入利用者(全体の57.6%)に対して、その理由について調査したところ、「新たな借入れの必要がなかったから」が87.8%と最も高く、「既に契約している借入枠の利用を含めて、新たな借入れができないと思ったから」が10.1%、「既存の借入先からの通知やお客様センター等への問合せにより、新たな借入れができないことを知ったから」が2.8%となった。

【図4 借入利用者の完全施行日以降に借入れの申し込みを行わなかった理由(複数回答)】

＜完全施行日以降に借入れの申し込みを行わなかったと回答(回答していない方を除く)した、借入利用者 n=1,416＞



＜完全施行日以降に借入れの申し込みを行わなかったと回答(回答していない方を除く)した、総量規制該当者 n=581、総量規制非該当者 n=835＞

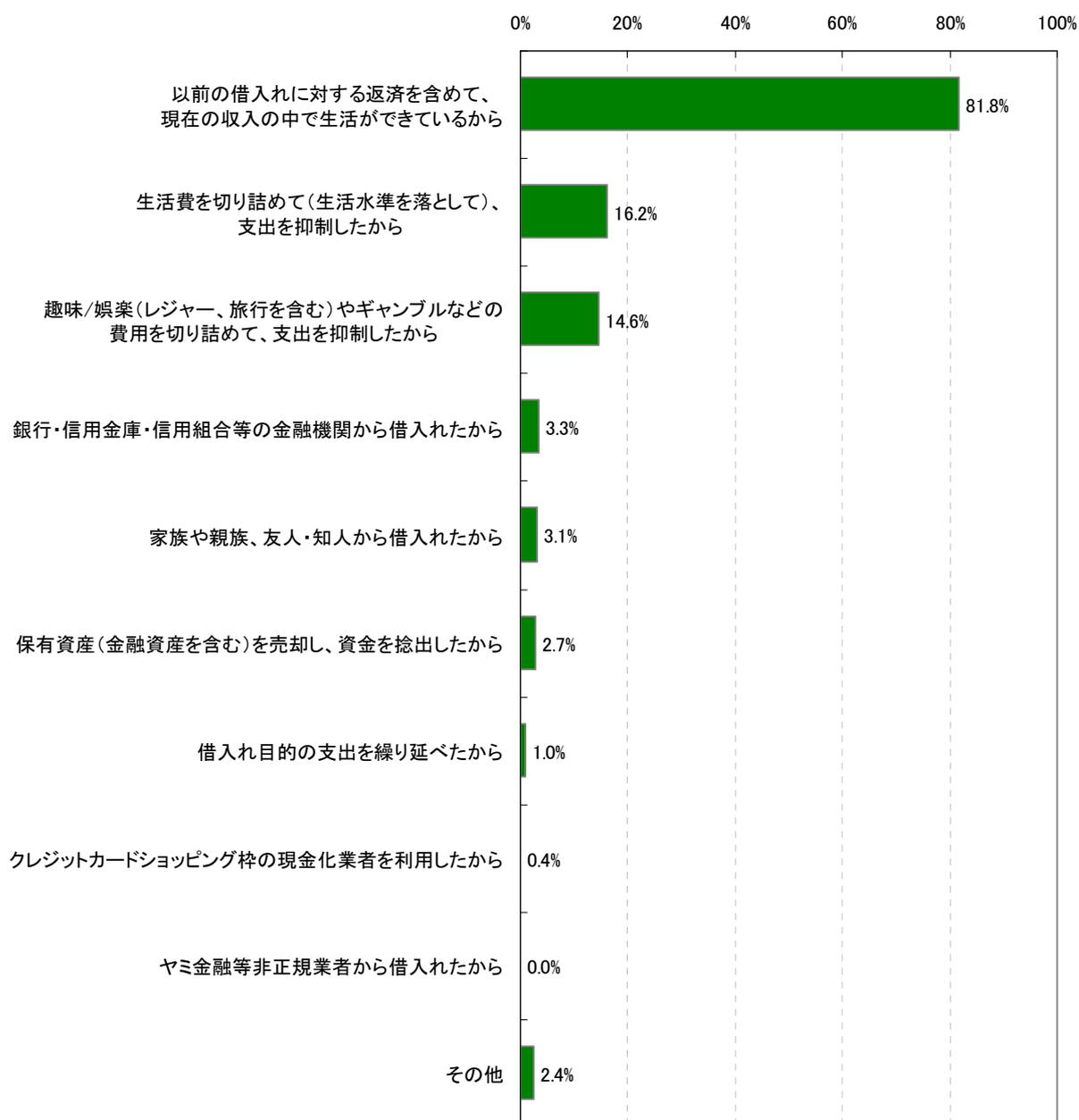


## (5) 借入れを申し込む必要がなかった理由

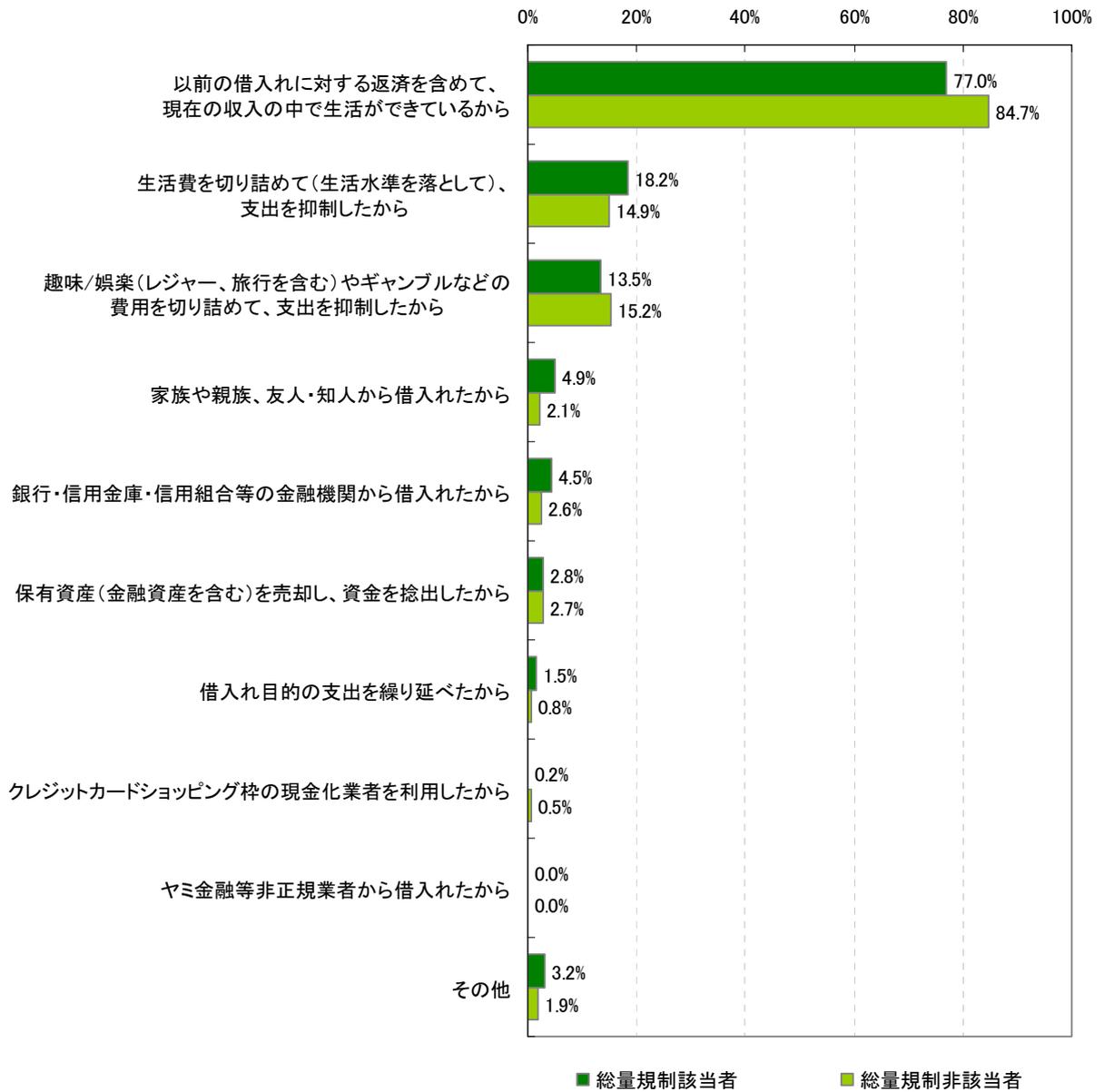
新たな借入れの必要がなかったからとした借入利用者(全体の 41.3%)に対して、その理由について調査したところ、「以前の借入れに対する返済を含めて、現在の収入の中で生活ができているから」と回答した割合が 81.8%と最も高く、「生活費を切り詰めて(生活水準を落として)、支出を抑制したから」が 16.2%、「趣味/娯楽(レジャー、旅行を含む)やギャンブルなどの費用を切り詰めて、支出を抑制したから」が 14.6%と続いた。

【図 5 完全施行日以降に借入れを申し込む必要がなかった理由(複数回答)】

<新たな借入れの必要がなかったからと回答した借入利用者(回答していない方を除く) n=1,243>



<新たな借入れの必要がなかったからと回答した(回答していない方を除く)、  
 総量規制該当者 n=466、総量規制非該当者 n=777>



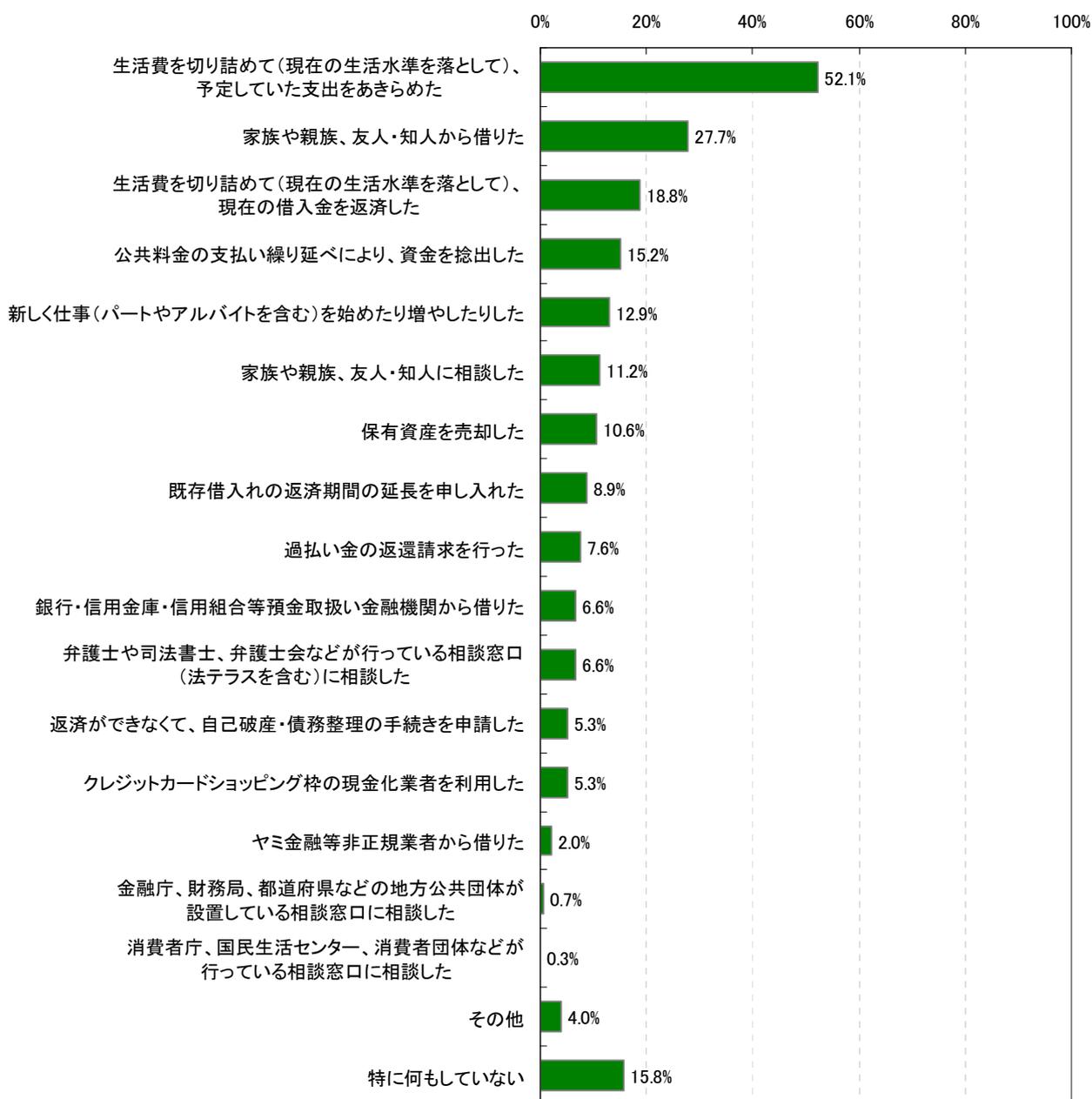
## 2. 借入れできなくなった際の行動に関する調査結果

### (1) 希望どおりの借入れができなかった際にとった行動

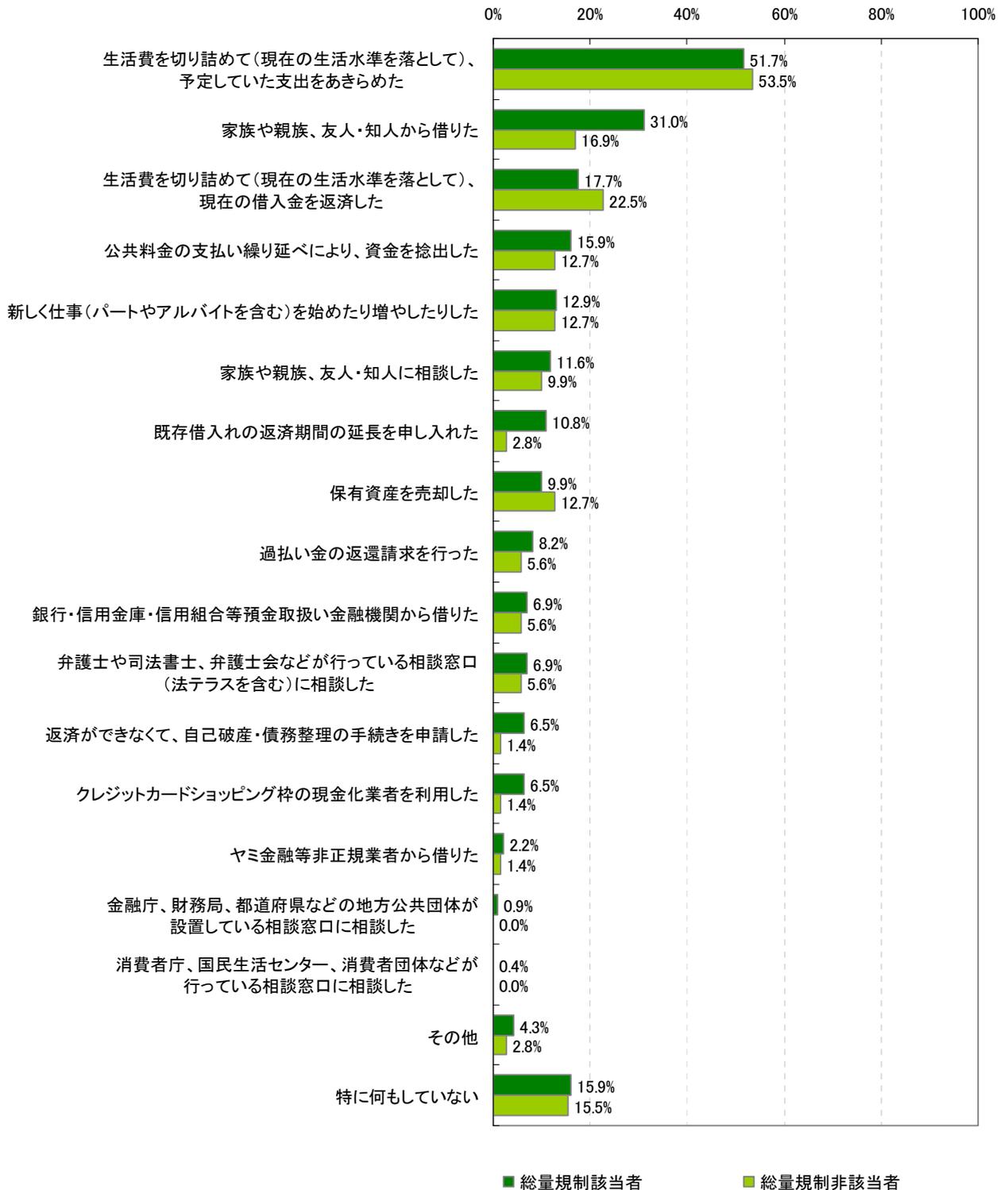
完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者(全体の 17.9%)に対して、その際にとった行動では、「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、予定していた支出をあきらめた」が52.1%と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた」が27.7%、「生活費を切り詰めて(現在の生活水準を落として)、現在の借入金を返済した」が18.8%と続いた。

【図 6 希望どおりの借入れができなかった際にとった行動(複数回答)】

<希望どおりの借入れができなかった借入利用者 n=536>



< 希望どおりの借入れができなかった総量規制該当者 n=366、総量規制非該当者 n=170 >

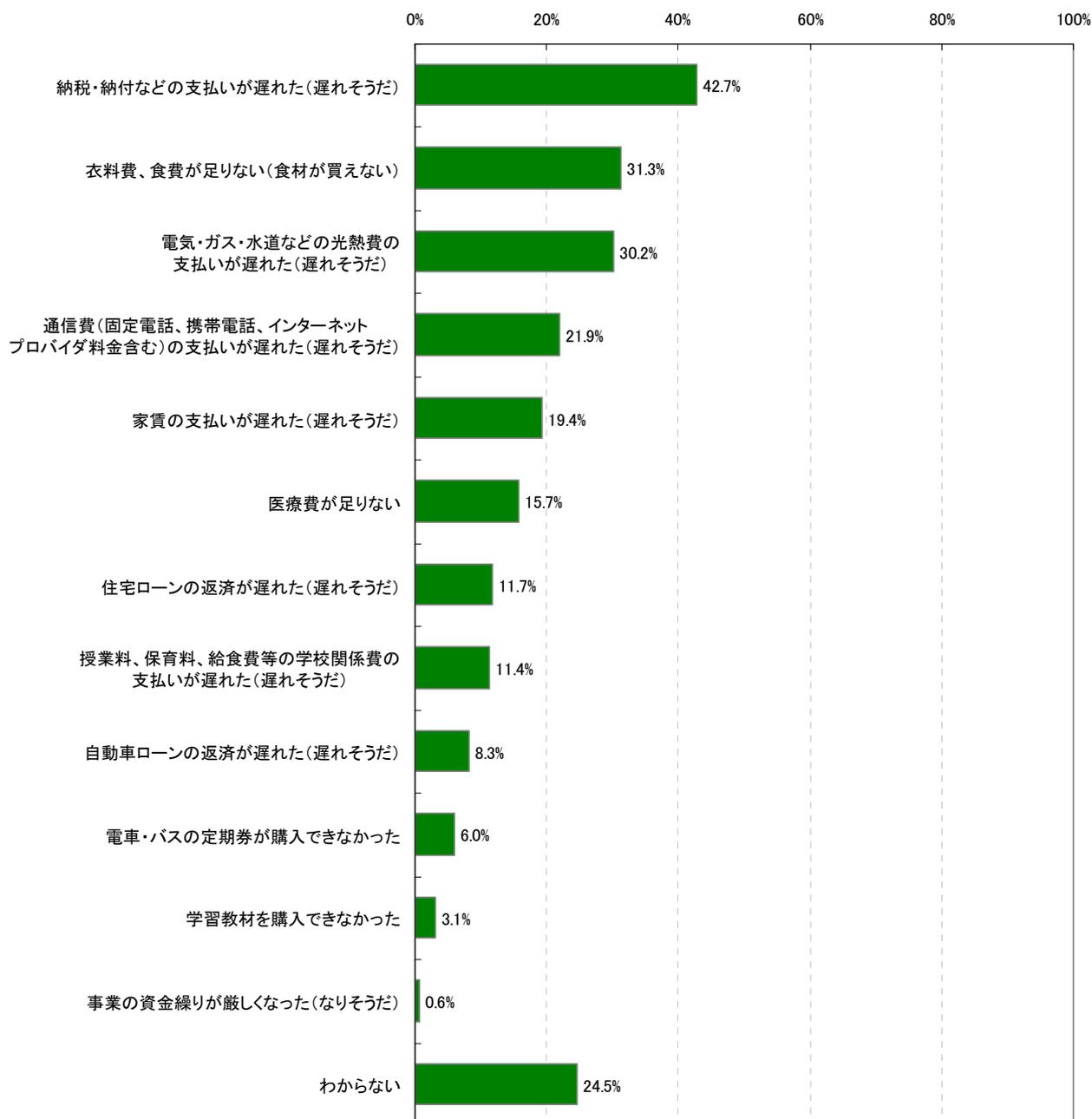


## (2) 希望どおりの借入れができなかった際に困ったこと

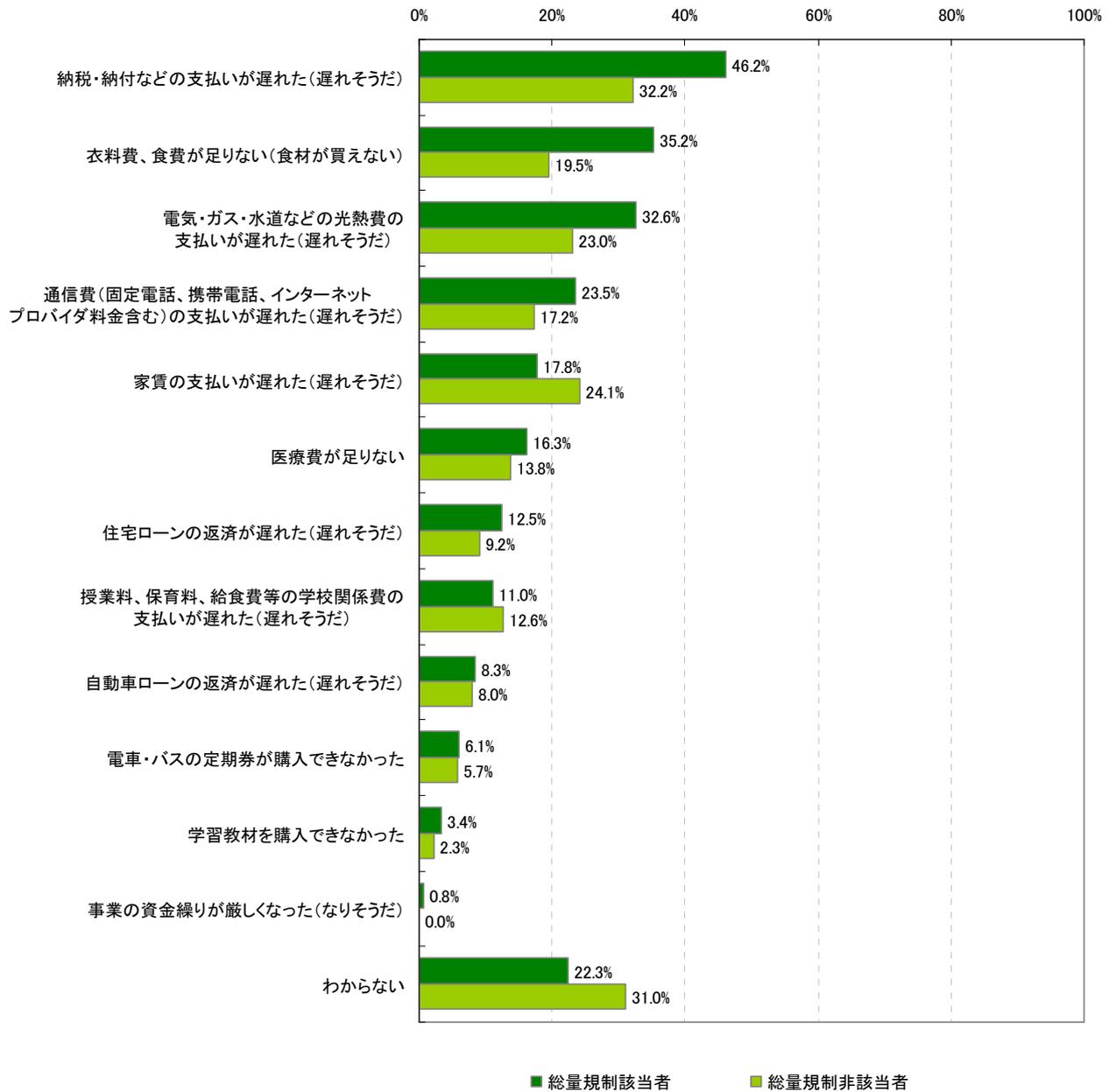
完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者(全体の 17.9%)に対して、その際に困ったことについて調査したところ、「納税・納付などの支払いが遅れた(遅れそうだ)(42.7%)」、「衣料費、食費が足りない(食材が買えない)(31.3%)」といった日常の生活を維持する上で必要な項目が上位を占めた。

【図 7 希望どおりの借入れができなかった際に困ったこと(複数回答)】

<希望どおりの借入れができなかった借入利用者 n=536>



<希望どおりの借入れができなかった総量規制該当者 n=366、総量規制非該当者 n=170>



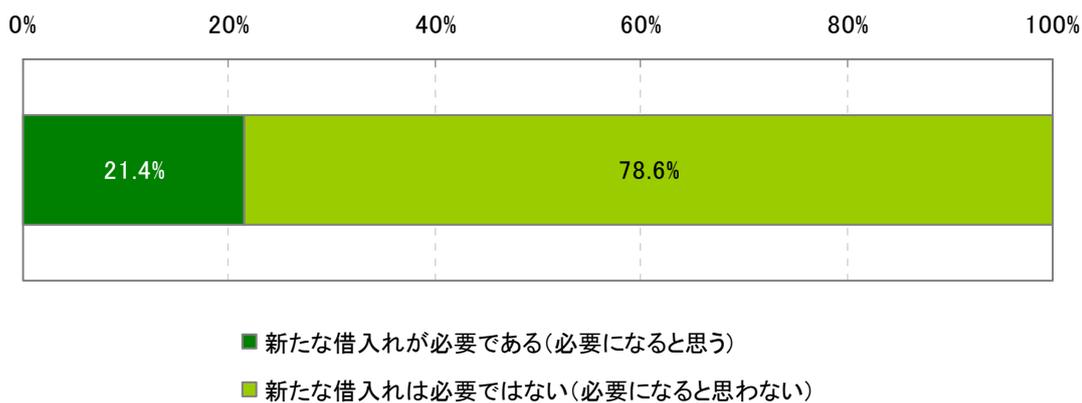
### 3. 貸金業者からの今後の借入れの必要性に関する調査結果

#### (1) 今後の借入れの必要性

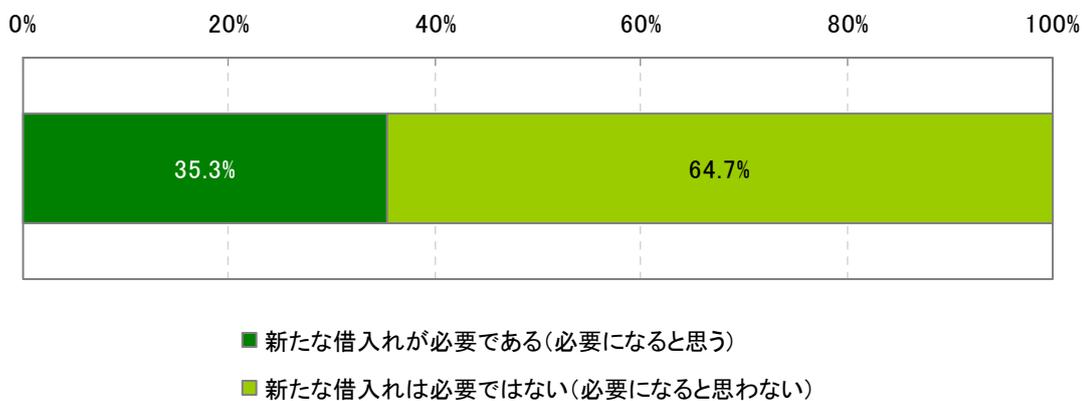
借入利用者に対して、今後の借入れの必要性について調査したところ、21.4%が「新たな借入れが必要である(必要になると思う)」と回答した。

【図 8 今後の借入れの必要性】

<借入利用者 n=3,000>



<借入れを申し込んだ借入利用者 n=1,273>

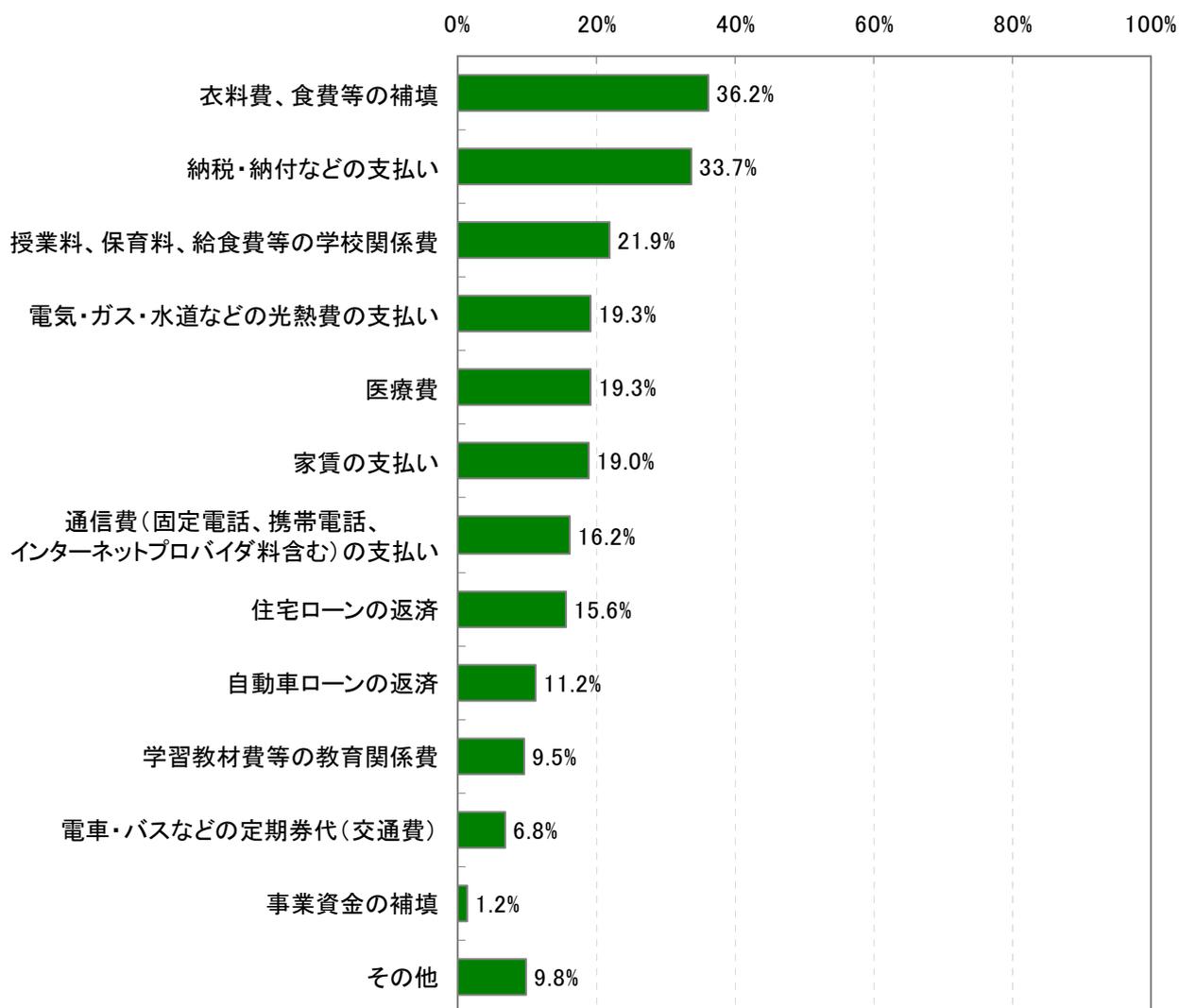


## (2) 今後の借入れの用途

今後の借入れが必要とした借入利用者(全体の21.4%)に対して、今後の借入れの用途を調査したところ、「衣料費、食費等の補填(36.2%)」、「納税・納付などの支払い(33.7%)」、「授業料、保育料、給食費等の学校関係費(21.9%)」が上位を占めた。

【図 9 今後の借入れの用途(複数回答)】

<新たな借入れが必要である(必要になると思う)と回答した借入利用者 n= 643>



## 4. 貸金業者に対する返済状況に関する調査結果

### (1) 返済余力の状況

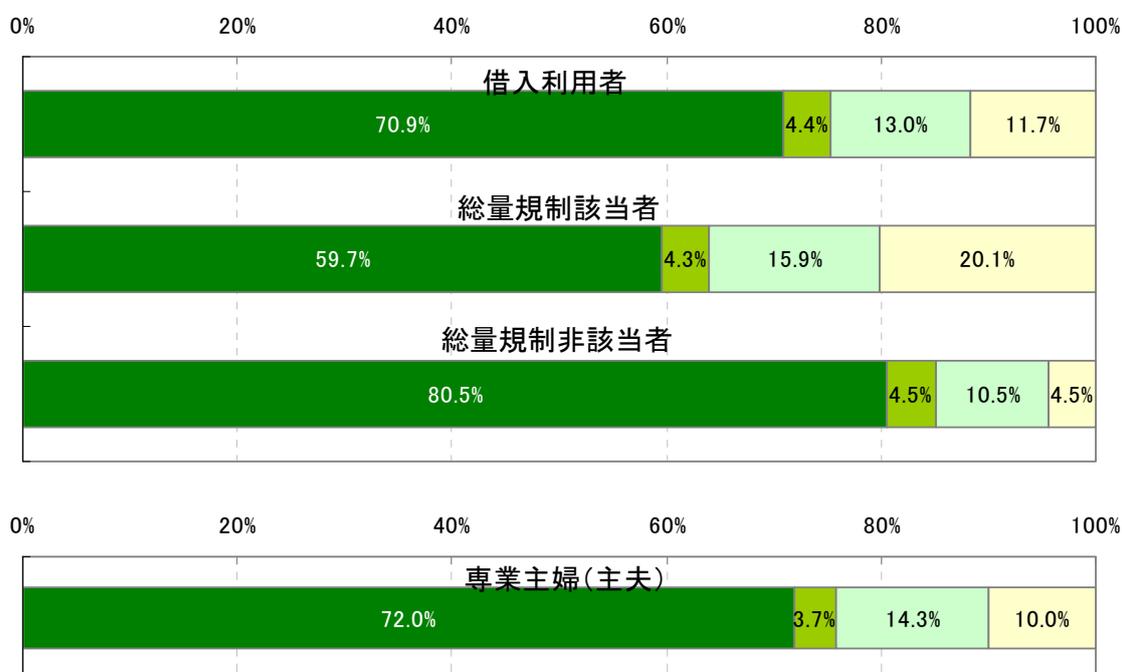
借入利用者に対して、現在の借入れの返済余力について調査したところ、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である(70.9%)」、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である(4.4%)」をあわせて 75.3%となった。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある(13.0%)」、「月々の返済に困っている(11.7%)」をあわせて 24.7%となった。

借入利用者のうち総量規制に該当する回答者(全体の 46.2%)の借入れの返済余力を見ると、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である(59.7%)」、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である(4.3%)」をあわせて 64.0%となった。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある(15.9%)」、「月々の返済に困っている(20.1%)」をあわせて 36.0%となった。

専業主婦(主夫)では、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である(72.0%)」、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である(3.7%)」をあわせて 75.7%となった。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある(14.3%)」、「月々の返済に困っている(10.0%)」をあわせて 24.3%となった。

【図 10 返済余力の状況】

<借入利用者 n=3,000、総量規制該当者 n=1,385、総量規制非該当者 n=1,615  
専業主婦(主夫) n=482>



- 現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である
- 今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である
- 時々返済に困ることがある
- 月々の返済に困っている

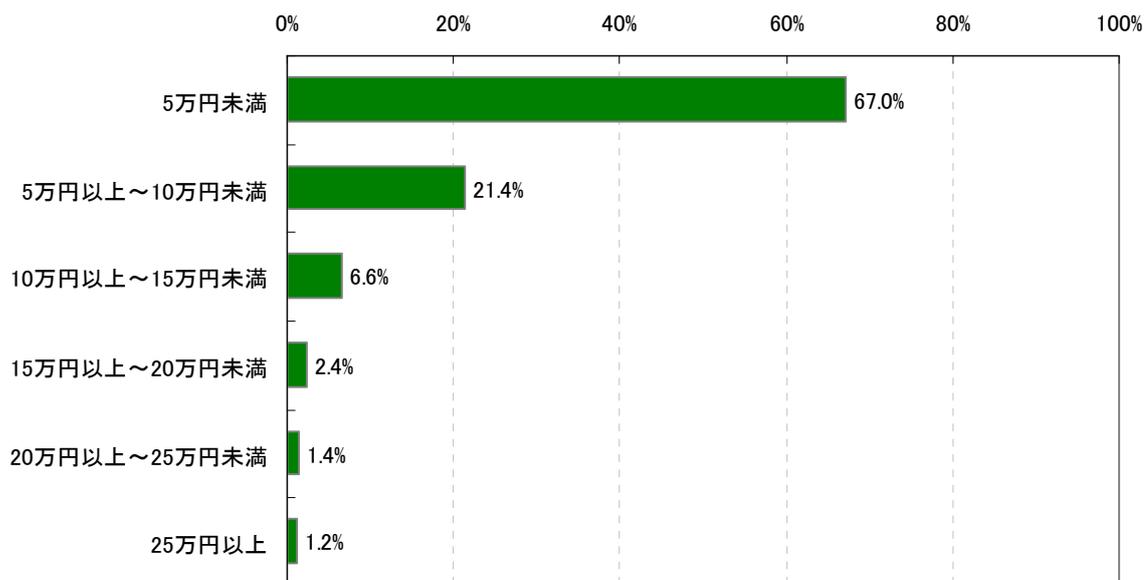
## (2) 毎月の返済金額の状況

借入利用者に対して、貸金業者からの借入金について毎月の返済金額を調査したところ、「5万円未満」が67.0%、「5万円以上～10万円未満」が21.4%となった。

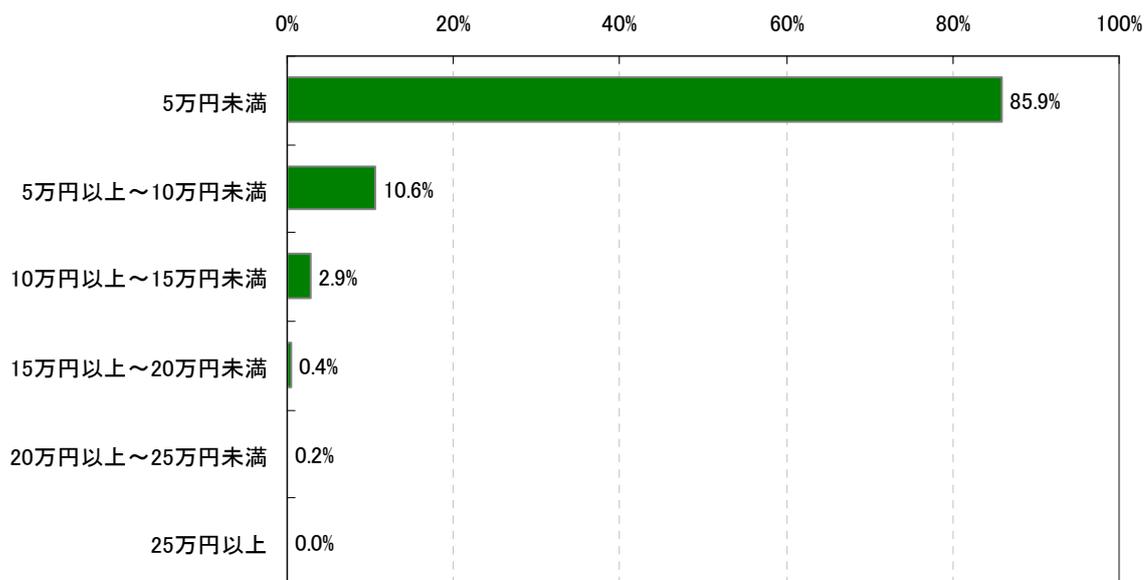
専業主婦(主夫)では、「5万円未満」が85.9%と最も高く、次いで「5万円以上～10万円未満」が10.6%となった。

【図 11 貸金業者への毎月の返済金額】

<借入利用者 n=3,000>



<専業主婦(主夫) n=482>



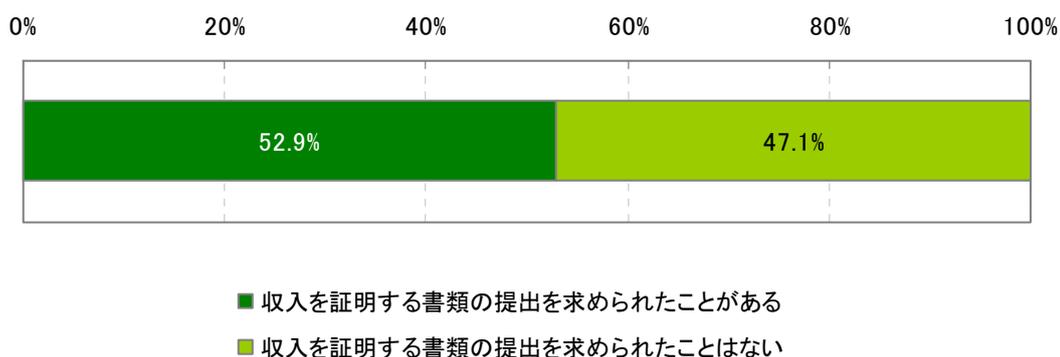
## 5. 借入れの際に必要な書類の提出状況に関する調査結果

### (1) 収入を証明する書類等(\*5)の提出依頼有無

借入利用者に対して、貸金業者から借入れの際に収入を証明する書類等(\*5)の提出を求められたことがあるか調査したところ、「提出を求められたことがある」が52.9%、「提出を求められたことがない」が47.1%となった。

【図 12 借入れに必要な書類の提出依頼有無】

<借入利用者(無職を除く) n=2,817>



(\*5) 収入を証明する書類として、以下の書類を指す。

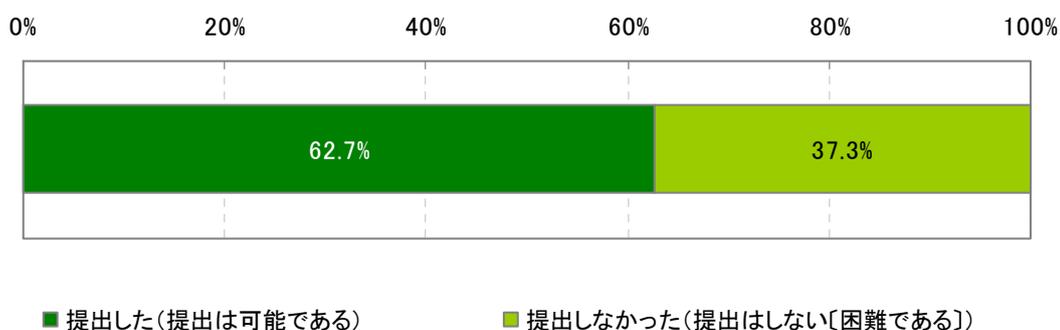
- ①源泉徴収票、②所得証明書類、③支払調書、④納税通知書、⑤青色申告決算書、⑥確定申告書
- ⑦収支内訳書、⑧年金証書、⑨年金通知書、⑩給与の支払明細書

### (2) 収入を証明する書類の提出状況

借入利用者に対して、借入れの際に収入を証明する書類を提出したかどうか(あるいは、提出可能かどうか)について調査したところ、「提出した(提出は可能である)」が62.7%、「提出しなかった(提出はしない[困難である])」が37.3%となった。

【図 13 収入を証明する書類の提出状況】

<借入利用者(無職を除く) n=2,817>

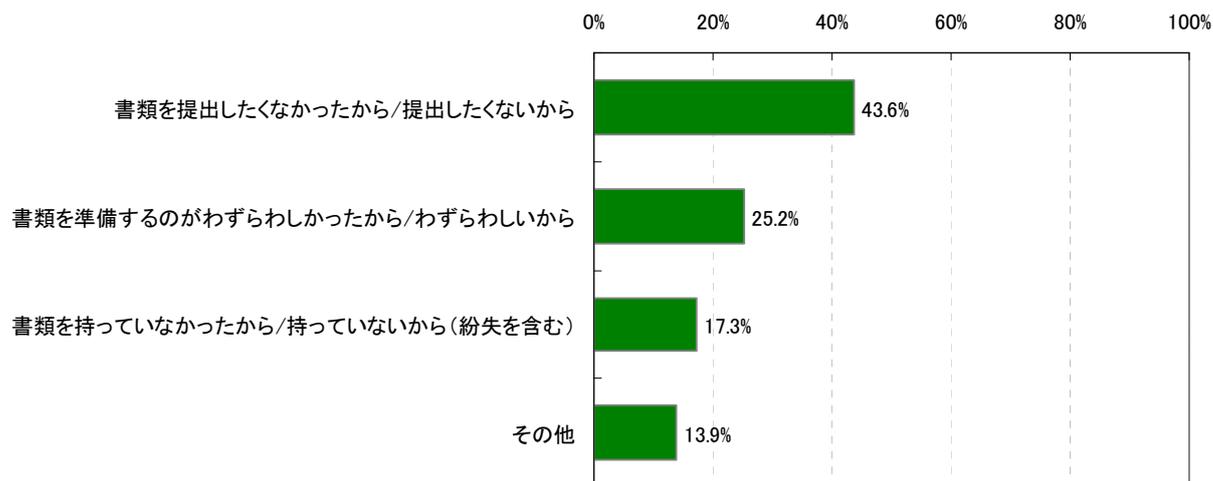


### (3) 収入を証明する書類を提出しなかった理由

収入を証明する書類を提出しなかった借入利用者(全体の 37.3%)に対して、その理由について調査したところ、「書類を提出したくなかったから/提出したくないから」が 43.6%と最も高く、「書類を準備するのがわずらわしかったから/わずらわしいから」が 25.2%と続いた。

【図 14 収入を証明する書類を提出しなかった理由】

<収入を証明する書類を提出しなかった借入利用者(無職を除く) n=1,051>

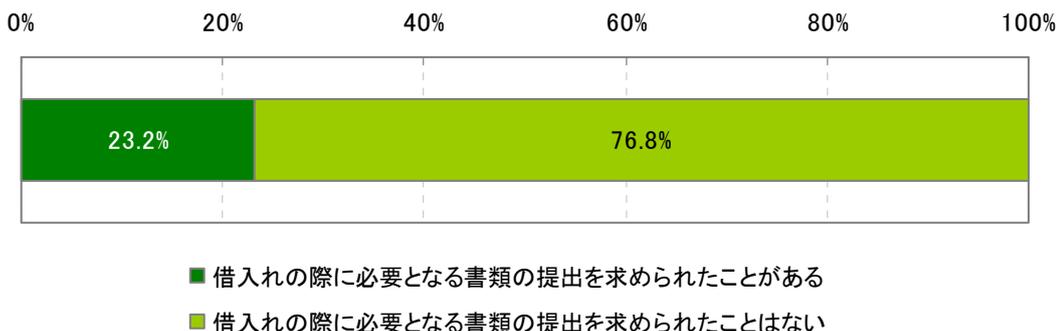


#### (4) 専業主婦(主夫)が借入れに必要な書類等(\*6)の依頼有無

専業主婦(主夫)に対して、貸金業者から借入れの際に必要な書類等(\*6)の提出を求められたかどうか調査したところ、「提出を求められたことがある」が 23.2%、「提出を求められたことがない」が 76.8%となった。

【図 15 借入れに必要な書類の提出依頼有無】

<専業主婦(主夫) n=482>



(\*6) 配偶者貸付の場合、以下の3つの書類が必要となる。

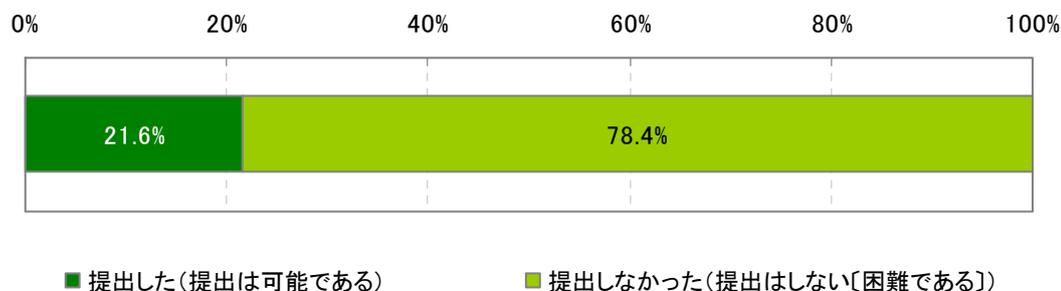
①配偶者の同意書、②住民票など夫婦関係を証明するもの、③配偶者の資力を証明する書面

#### (5) 専業主婦(主夫)が借入れに必要な書類の提出状況

専業主婦(主夫)に対して、借入れの際に必要な書類を提出したかどうか(あるいは、提出可能かどうか)について調査したところ、「提出した(提出は可能である)」が 21.6%、「提出しなかった(提出はしない[困難である])」が 78.4%となった。

【図 16 借入れに必要な書類の提出状況】

<専業主婦(主夫) n=482>

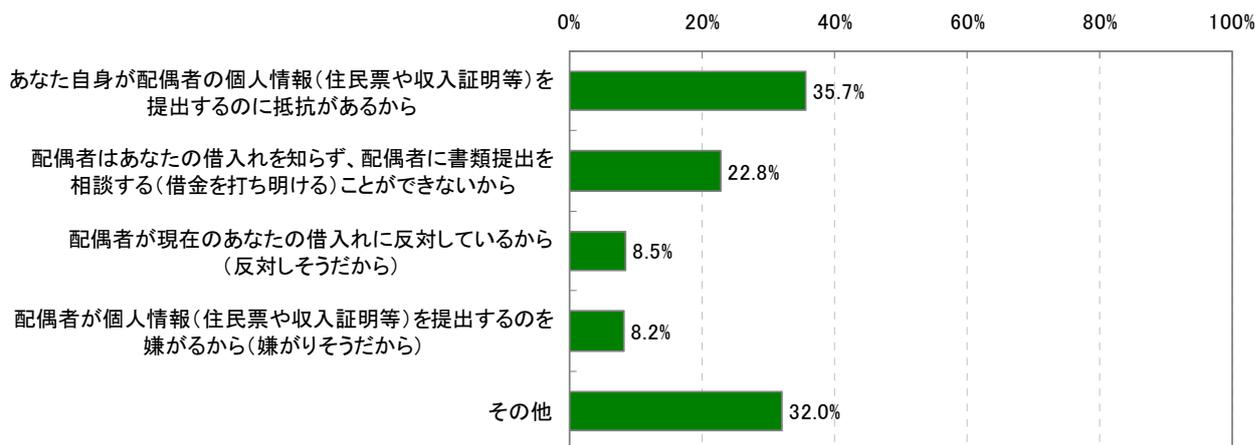


## (6) 専業主婦(主夫)が借入れに必要な書類を提出しなかった理由

借入れの際に必要な書類を提出しなかった専業主婦(主夫)(専業主婦[主夫]全体の78.4%)に対して、その理由について調査したところ、「あなた自身が配偶者の個人情報(住民票や収入証明等)を提出するのに抵抗があるから」が35.7%と最も高かった。

【図 17 書類を提出しなかった理由(複数回答)】

<借入れの際に必要な書類を提出しなかった専業主婦(主夫) n=378>

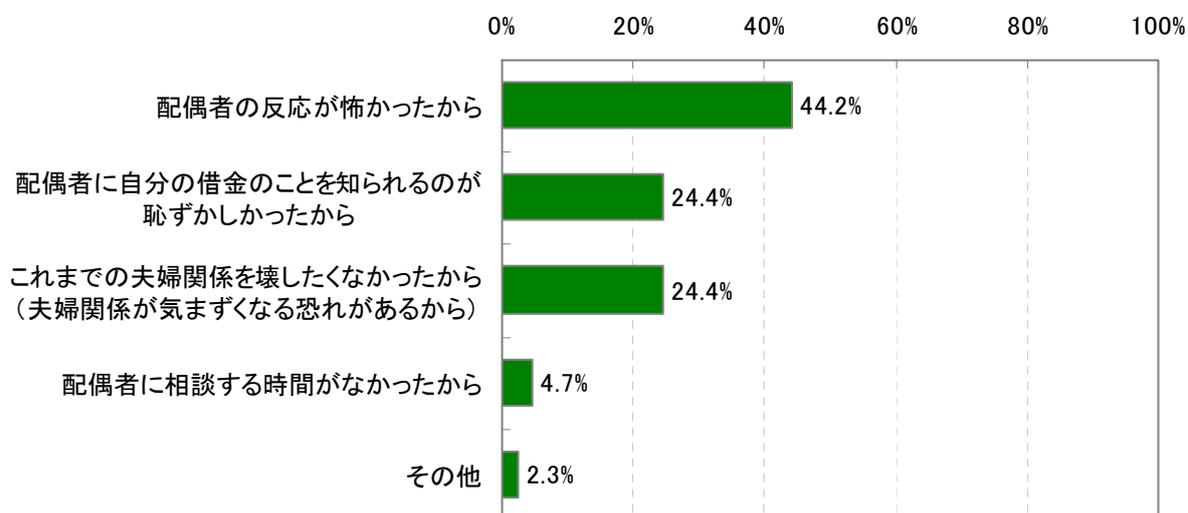


## (7) 配偶者に借入れに必要な書類の提出について相談できない理由

配偶者が借入れを知らず、書類提出を相談することができないとした専業主婦(主夫)(専業主婦[主夫]全体の17.8%)に対して、その理由について調査したところ、「配偶者の反応が怖かったから(44.2%)」、「配偶者に対して相談するのが恥ずかしかったから(24.4%)」、「これまでの夫婦関係を壊したくなかったから(24.4%)」が上位を占めた。

【図 18 書類提出を配偶者に相談できなかった理由】

<配偶者が借入れを知らず、書類提出を相談できない専業主婦(主夫) n=86>



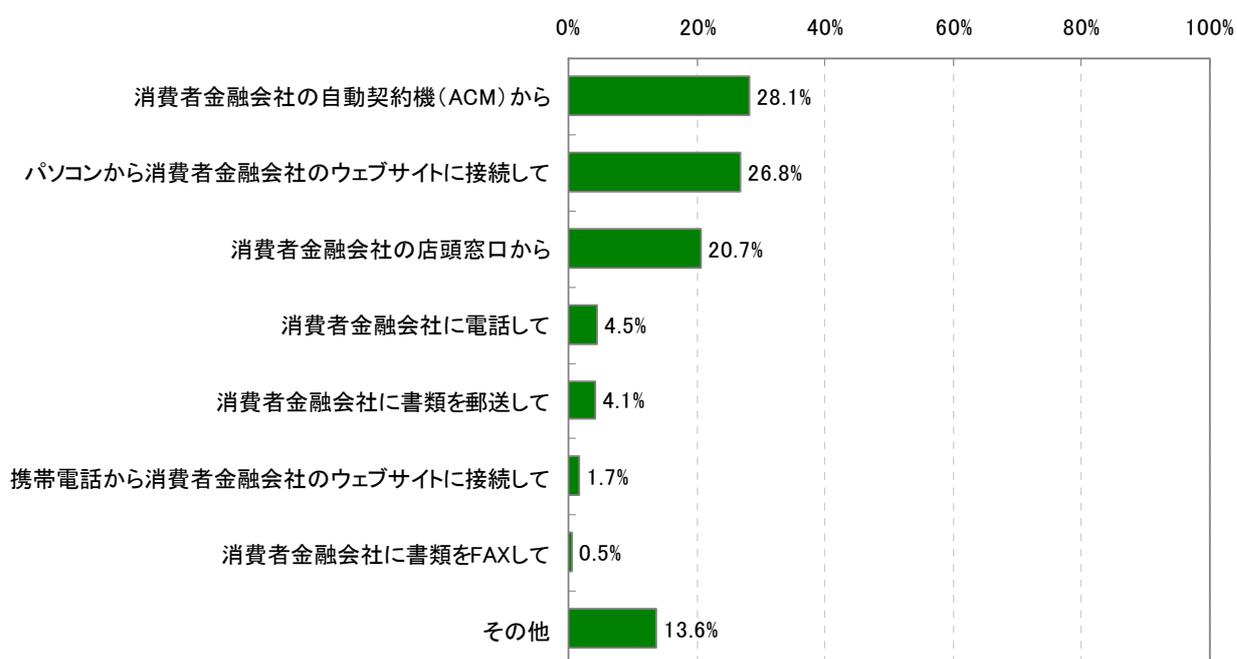
## 6. 借入れの申込手段や借入手段に関する調査結果

### (1) 新たな借入れの申込手段

借入利用者のうち、消費者金融会社の利用経験者(全体の 57.3%)に対して、消費者金融会社への新たな借入れの申込手段について調査したところ、「消費者金融会社の自動契約機(ACM)から」が 28.1%と最も多く、次いで「パソコンから消費者金融会社のウェブサイトに接続して」が 26.8%、「消費者金融会社の店頭窓口から」が 20.7%となった。

【図 19 新たな借入れの申込手段】

<消費者金融会社の利用経験者 n=1,719>

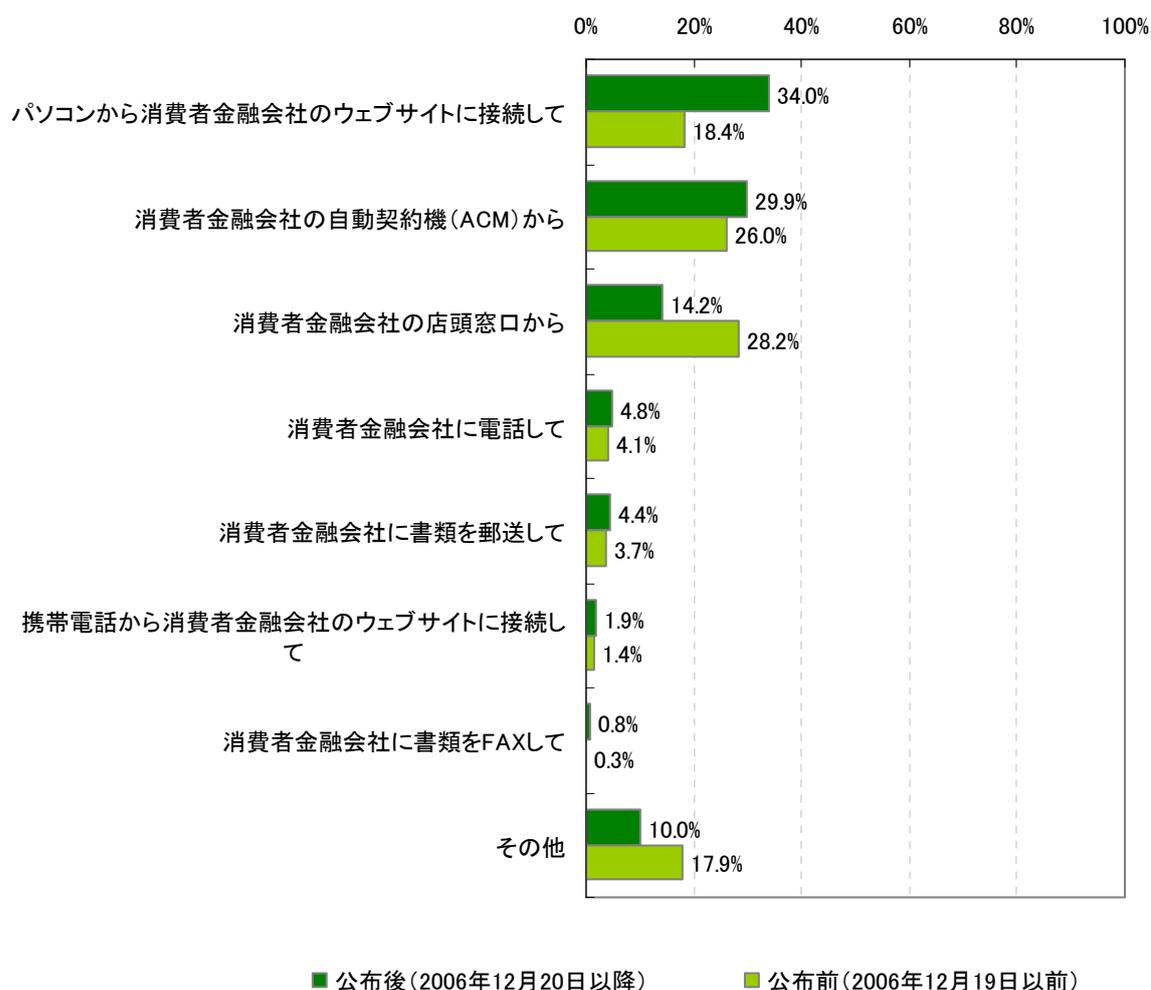


## (2) 新たな借入れの申込手段の時系列比較

借入利用者のうち、消費者金融会社の利用経験者(全体の 57.3%)に対して、利用した時期別の申込手段について調査したところ、貸金業法改正の公布日以降に申し込んだ回答者では、「パソコンから消費者金融会社のウェブサイトへ接続して」が 34.0%と最も高く、次いで「消費者金融会社の自動契約機(ACM)から」が 29.9%、「消費者金融会社の店頭窓口から」が 14.2%と続いた。

【図 20 公布前後の新たな借入申込手段】

＜消費者金融会社の利用経験者 公布後(2006年12月20日以降) n=930  
公布前(2006年12月19日以前) n=789＞

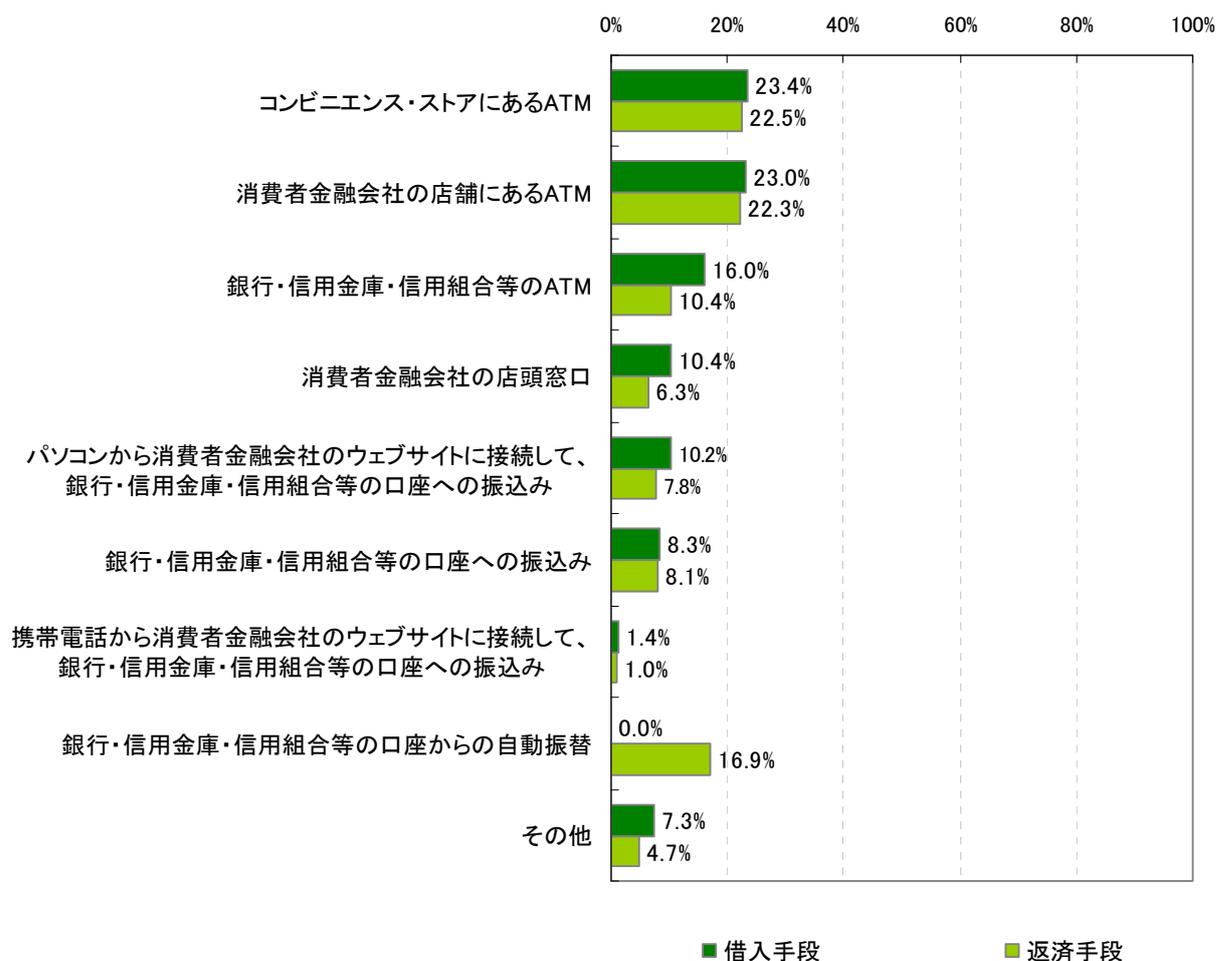


### (3) 既存の借入枠の借入手段と返済手段

借入利用者のうち、消費者金融会社の利用経験者(全体の 57.3%)に対して、既存の借入枠の借入手段と返済手段について調査したところ、借入手段では 23.4%、返済手段では 22.5%が「コンビニエンス・ストアにある ATM」、借入手段では 23.0%、返済手段では 22.3%が「消費者金融会社の店舗にある ATM」と回答した。

【図 21 既存の借入枠の借入手段と返済手段】

<消費者金融会社の利用経験者 n=1,719>



## 7. 借入残高を段階的に減らしていくための借換えの利用意向に関する調査結果

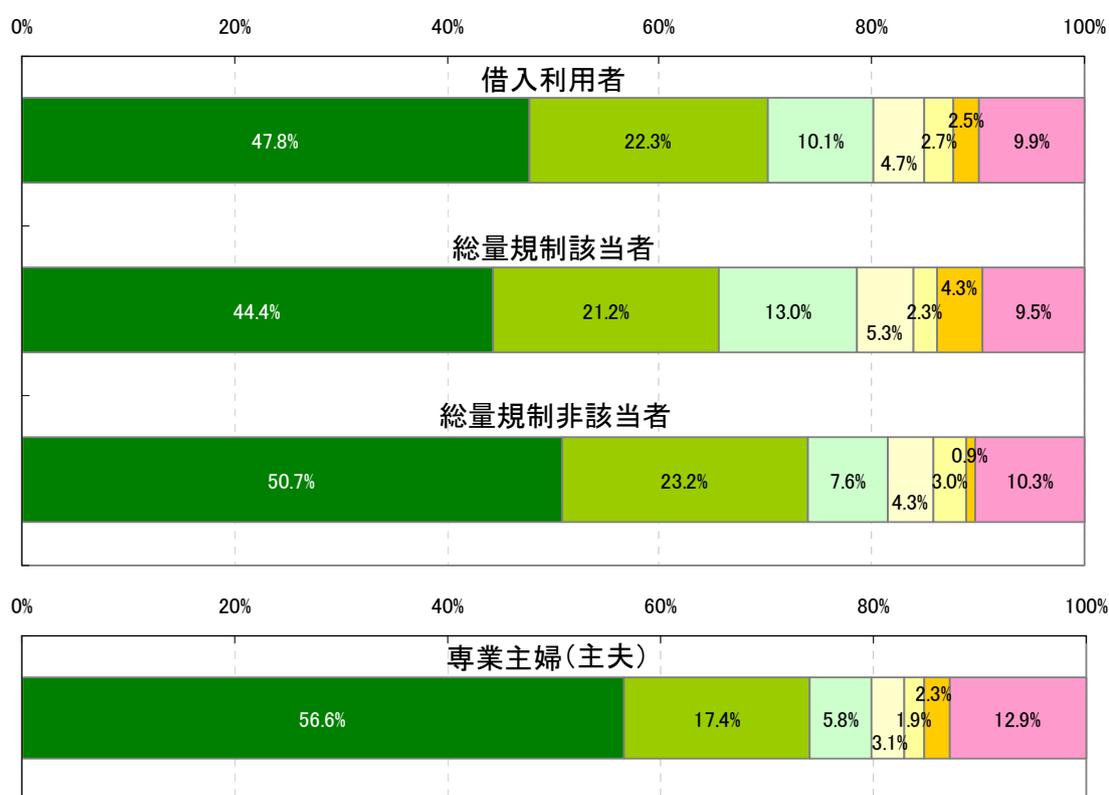
### (1) 借入残高を段階的に減らしていくための借換えの利用意向

借入利用者に対して、複数の借入れを返済期間が長く月々の返済負担も少ない一本の借入れに借り換えることが可能なサービスの利用状況と利用意向を調査したところ、「利用したことはなく、新たな借入れができなくなったとしても、今後も利用しない」が47.8%と最も高く、次いで「利用したことはないが、新たな借入れができなくなった際に、今後利用を検討する可能性がある」が22.3%、「利用したことはないが、新たな借入れができなくなった場合に、今後、是非利用したい」が10.1%となった。

【図 22 返済期間が長く月々の返済負担も少ない一本の借入れへの借り換えの利用状況・利用意向】

<借入利用者 n=3,000、総量規制該当者 n=1,385、総量規制非該当者 n=1,615

専業主婦(主夫) n=482>



- 利用したことはなく、新たな借入れができなくなったとしても、今後も利用しない
- 利用したことはないが、新たな借入れができなくなった際に、今後利用を検討する可能性がある
- 利用したことはないが、新たな借入れができなくなった場合に、今後、是非利用したい
- 利用したことがある(現在も残高あり)
- 利用したことがある(現在は残高なし)
- その他
- わからない

## 8. ヤミ金融等非正規業者の利用状況に関する調査結果

### (1) ヤミ金融等非正規業者との接触経験の有無

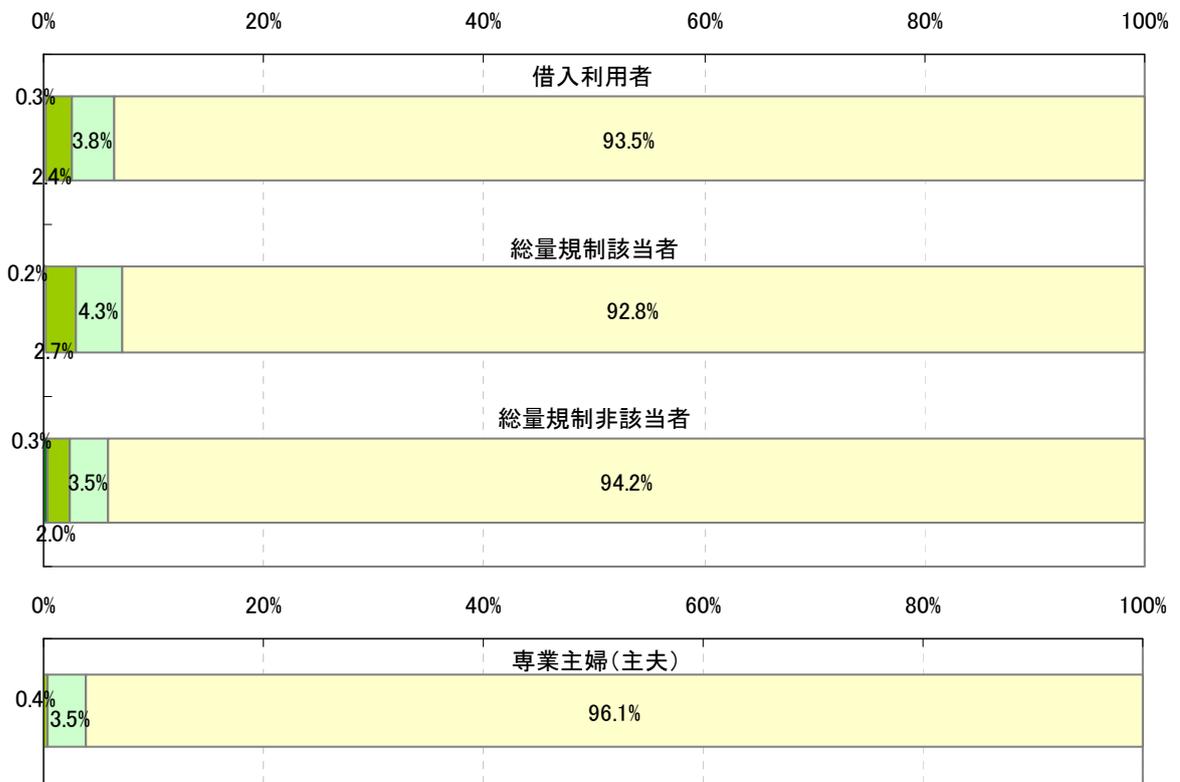
借入利用者に対して、ヤミ金融等非正規業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある(現在も残高あり)(0.3%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(2.4%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(3.8%)」をあわせて6.5%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は93.5%となった。

専業主婦では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある(現在も残高あり)(0%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(0.4%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(3.5%)」をあわせて3.9%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は96.1%となった。

また、完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者(全体の17.9%)では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある(現在も残高あり)(0.4%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(5.4%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(8.4%)」をあわせて14.2%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は85.8%となった。

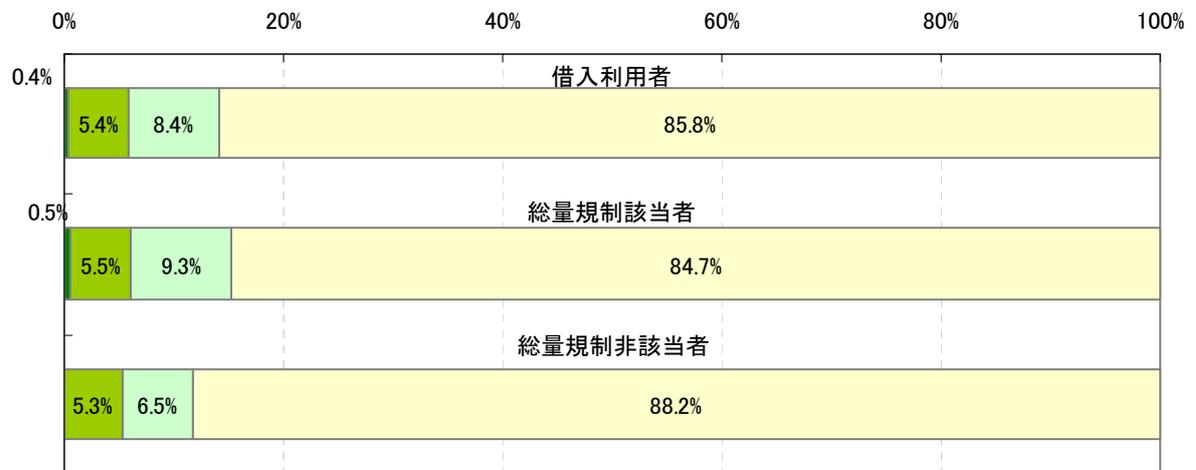
【図 23 借入利用者のヤミ金融等非正規業者との接触経験有無】

<借入利用者 n=3,000、総量規制該当者 n=1,385、総量規制非該当者 n=1,615  
専業主婦(主夫) n=482>



■ 利用したことがある(現在も残高あり) ■ 利用したことがある(現在は残高なし)  
□ 利用したことはない(接触したことはある) □ 利用したことはない(接触したこともない)

<希望どおりの借入れができなかった借入利用者 n=536、総量規制該当者 n=366  
総量規制非該当者 n=170>



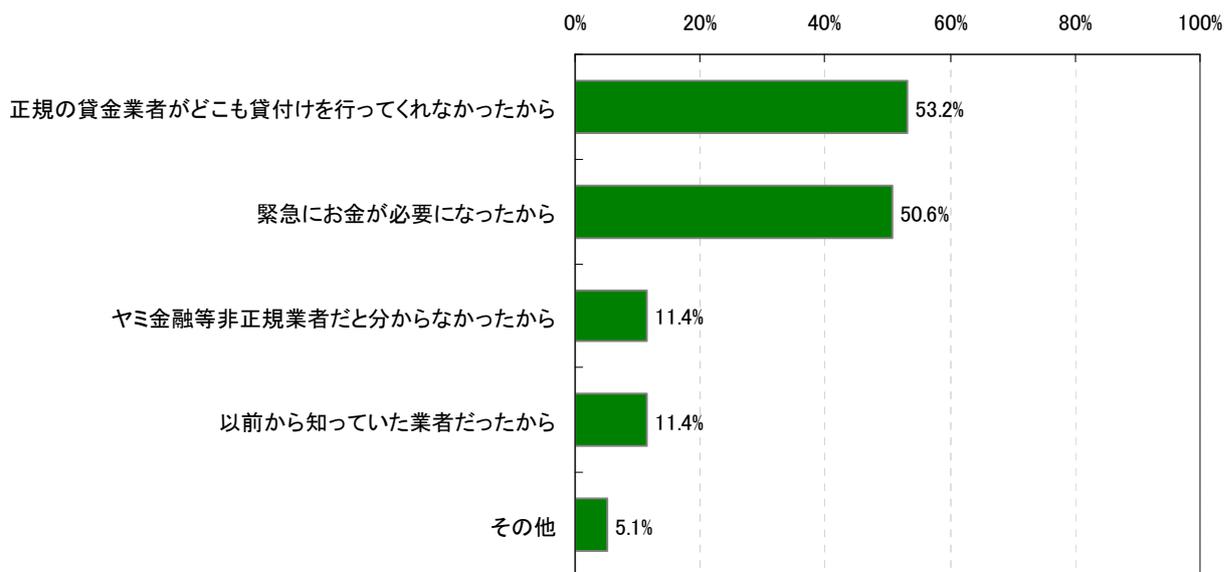
■ 利用したことがある(現在も残高あり) ■ 利用したことがある(現在は残高なし)  
□ 利用したことはない(接触したことはある) □ 利用したことはない(接触したこともない)

## (2) ヤミ金融等非正規業者の利用理由

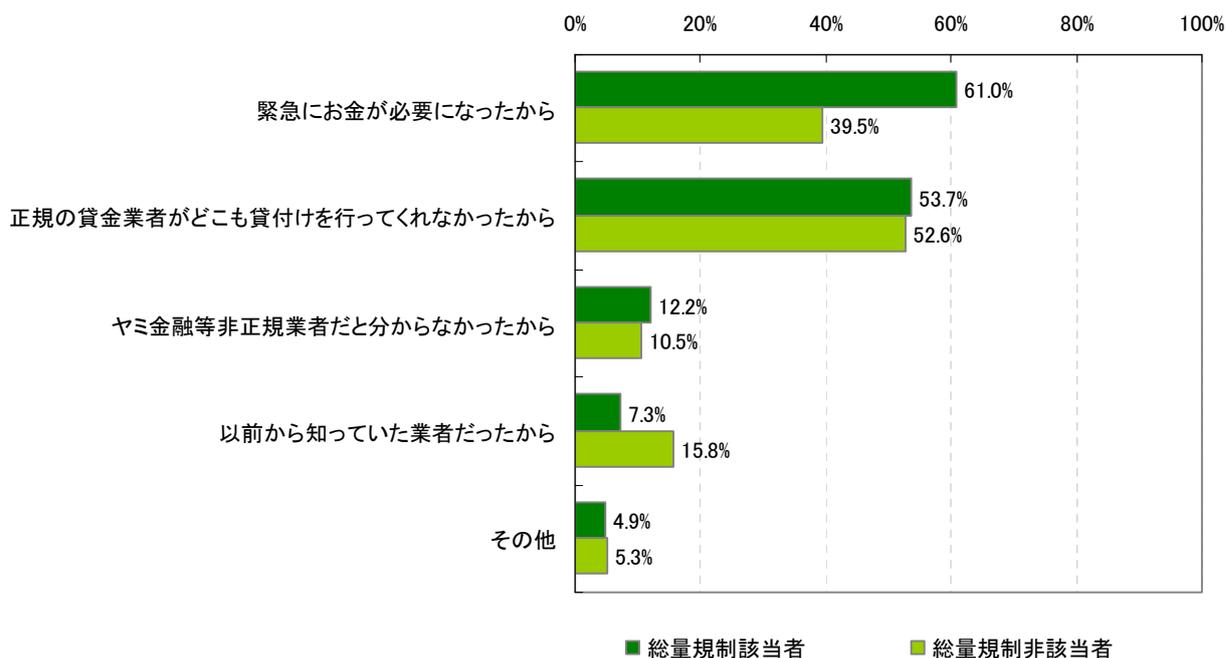
ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした借入利用者(全体の 2.7%)に対して、その理由について調査したところ、「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから(53.2%)」、「緊急にお金が必要になったから(50.6%)」が上位を占めた。

【図 24 借入利用者のヤミ金融等非正規業者の利用理由(複数回答)】

＜ヤミ金融等非正規業者の利用経験がある借入利用者 n=79＞



＜ヤミ金融等非正規業者の利用経験がある総量規制該当者 n=41、総量規制非該当者 n=38＞

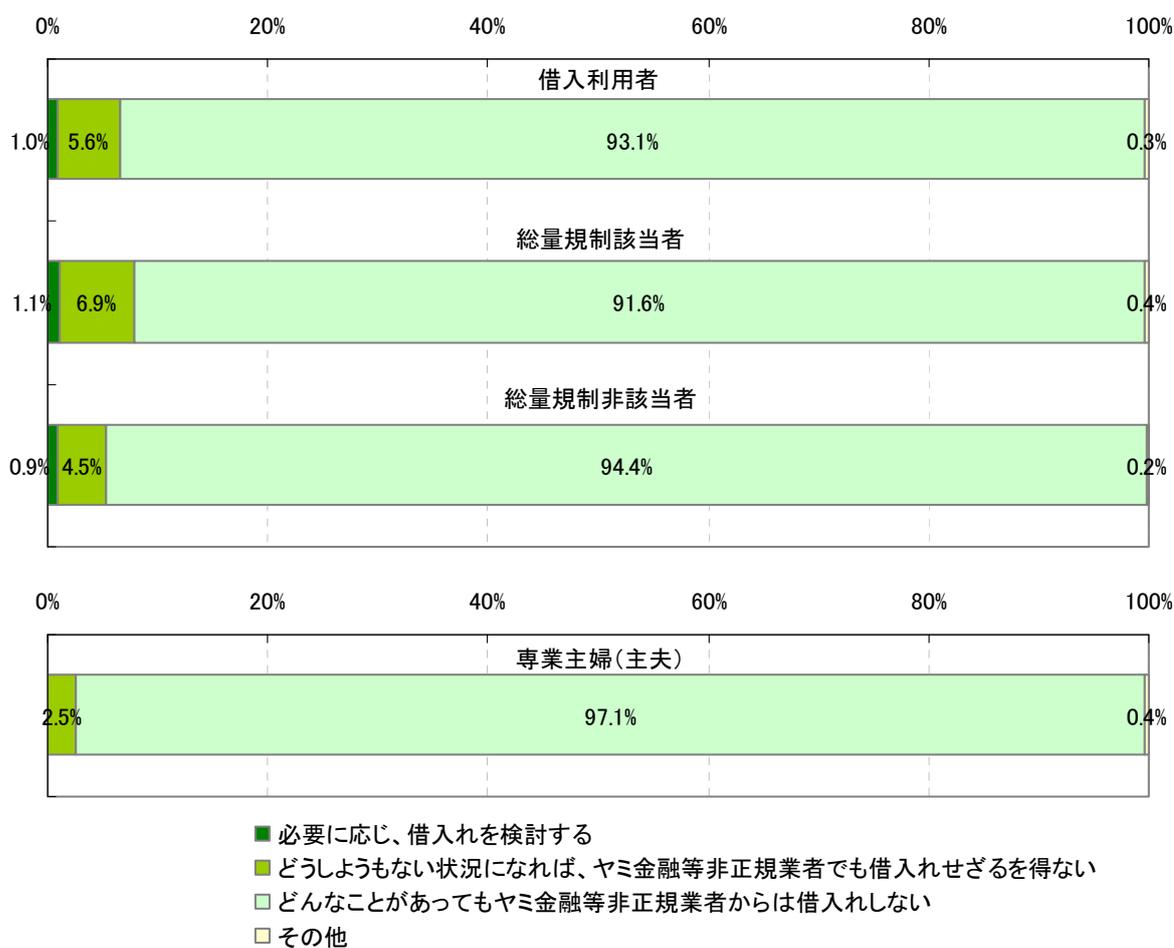


### (3) ヤミ金融等非正規業者の利用意向

借入利用者に対して、ヤミ金融等非正規業者の利用意向について調査したところ、「どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者からは借入れしない」が 93.1%、「どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない」が 5.6%、「必要に応じ、借入れを検討する」が 1.0%となった。

【図 25 ヤミ金融等非正規業者の利用意向】

<借入利用者 n=3,000、総量規制該当者 n=1,385、総量規制非該当者 n=1,615  
専業主婦(主夫) n=482>



## 9. クレジットカードショッピング枠の現金化業者(\*7)の利用状況に関する調査結果

### (1) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の接触経験の有無

借入利用者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者(\*7)との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある(現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり)(2.3%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(2.3%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(3.2%)」をあわせて7.8%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は92.2%となった。

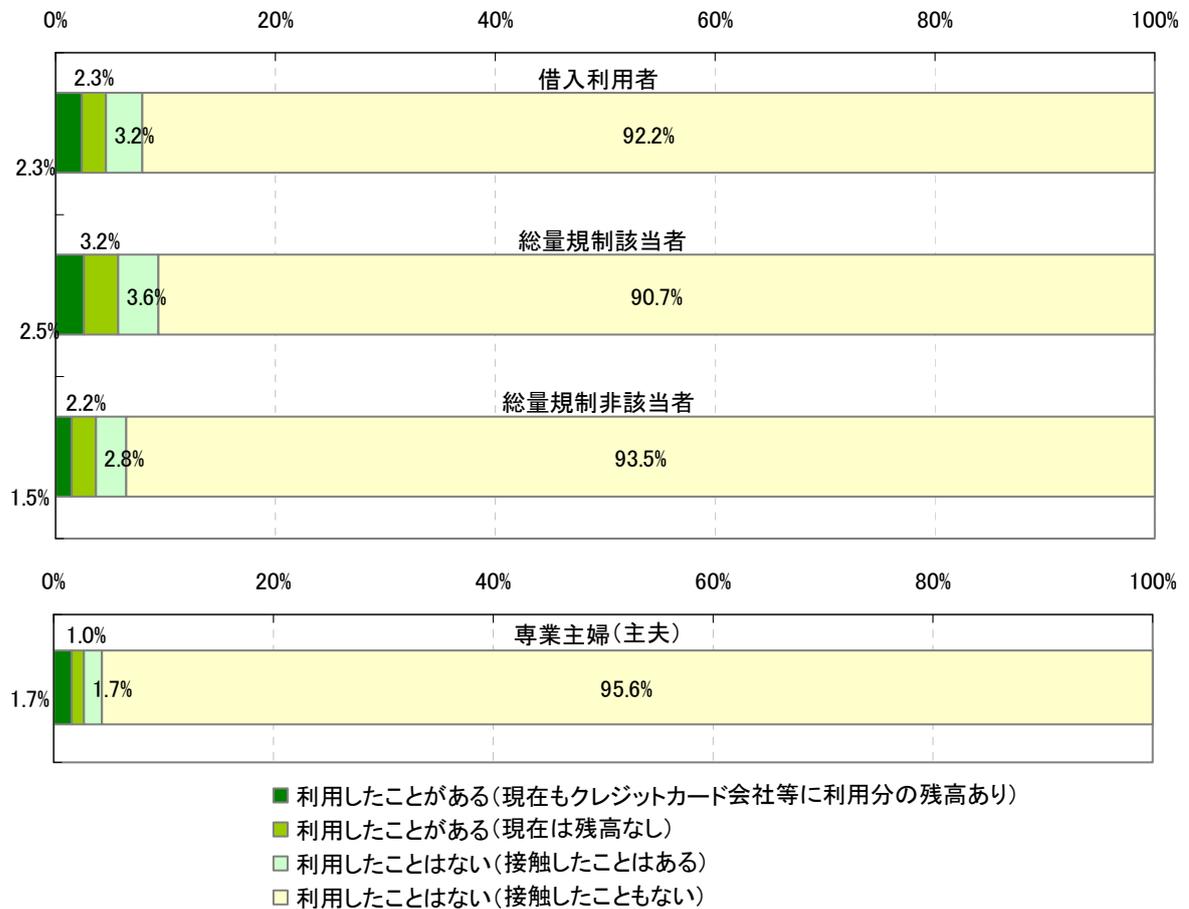
専業主婦では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある(現在も残高あり)(1.7%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(1.0%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(1.7%)」をあわせて4.4%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は95.6%となった。

また、完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者(全体の17.9%)では、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある(現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり)(6.0%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(3.7%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(5.2%)」をあわせて14.9%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は85.1%となった。

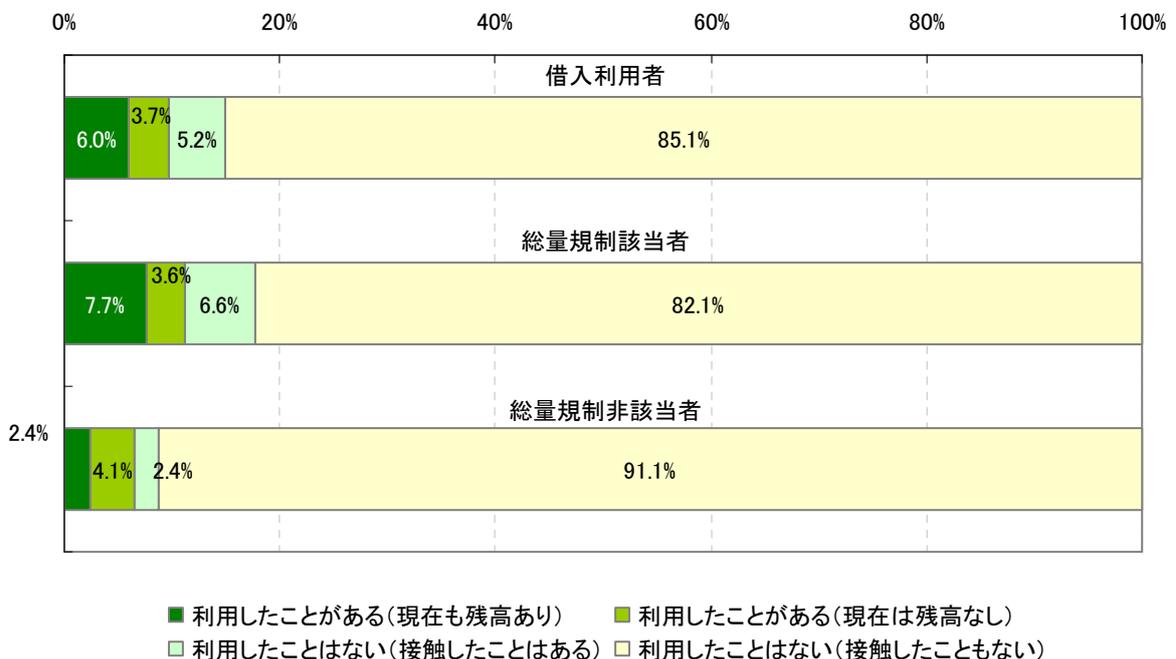
(\*7) クレジットカードで商品を購入させ、手数料を差し引いた金額で買い取る業者や、ほとんど価値のないものをクレジットカードで購入させ、その代金の何割かをキャッシュバックする業者等を指す。これらに限らず、換金目的でクレジットカードを利用することは、クレジットカード会社の会員規約に違反する行為で、クレジットカードの利用ができなくなったり、犯罪やトラブルに巻き込まれたりするケースもある。

【図 26 クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無】

<借入利用者 n=3,000、総量規制該当者 n=1,385、総量規制非該当者 n=1,615  
専業主婦(主夫) n=482>



<希望どおりの借入れができなかった借入利用者 n=536、総量規制該当者 n=366  
総量規制非該当者 n=170>

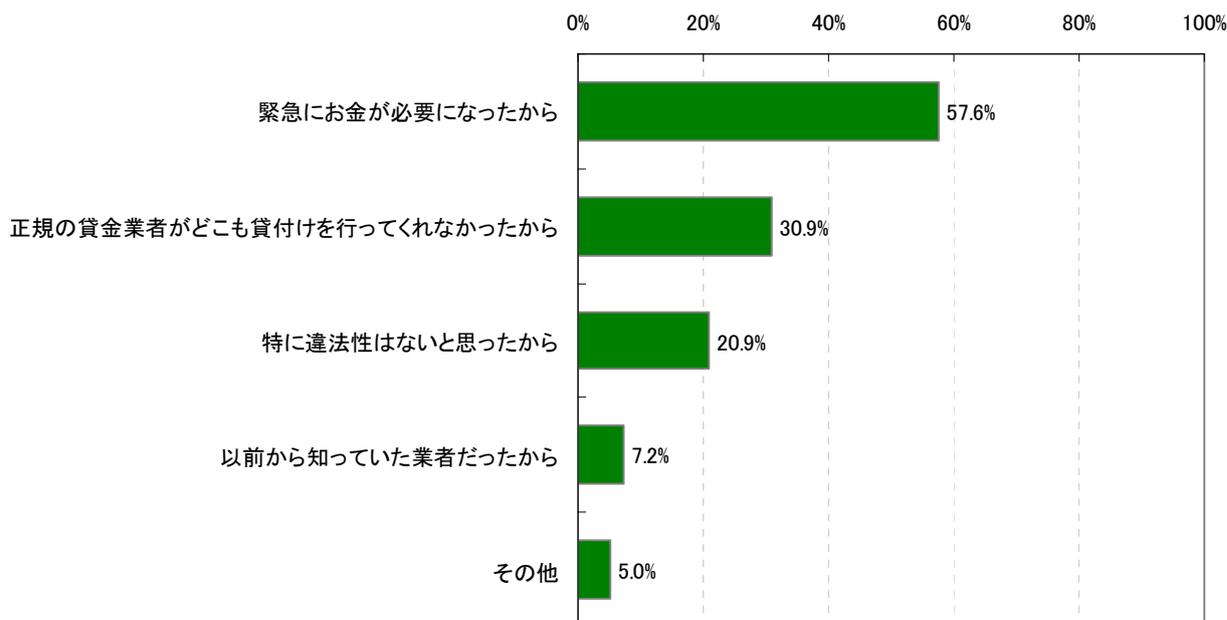


## (2) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用理由

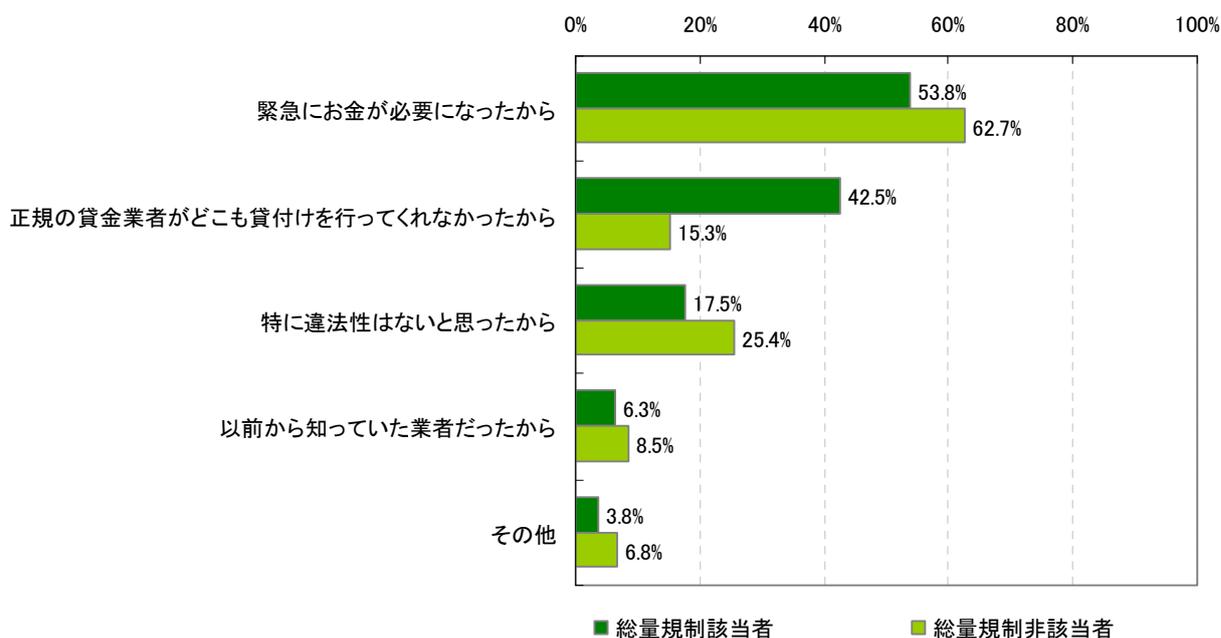
クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したことがあるとした借入利用者(全体の4.6%)に対して、その理由について調査したところ、「緊急にお金が必要になったから(57.6%)」が最も高く、「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから(30.9%)」が続いた。

【図 27 クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用理由(複数回答)】

<クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用経験のある借入利用者 n=139>



<クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用経験のある総量規制該当者 n=80、  
総量規制非該当者 n=59>

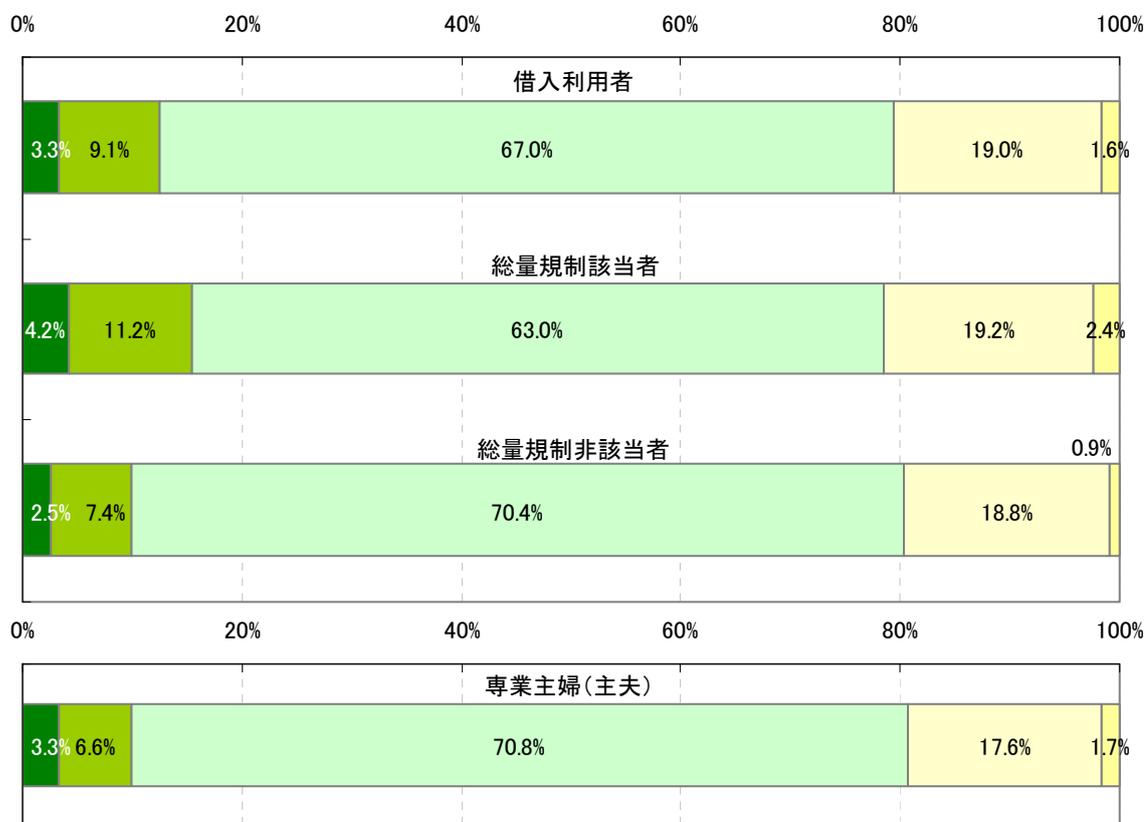


### (3) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向

借入利用者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向について調査したところ、「どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しない」が 67.0%、「どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない」が 9.1%、「必要に応じて、利用を検討する」が 3.3%となった。

【図 28 クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向】

<借入利用者 n=3,000、総量規制該当者 n=1,385、総量規制非該当者 n=1,615  
専業主婦(主夫) n=482>



- 必要に応じて、利用を検討する
- どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない
- どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しない
- クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用しなくても現金化できるので利用しない
- その他

## 10. 多重債務者等の生活再建を支援する制度に関する調査結果

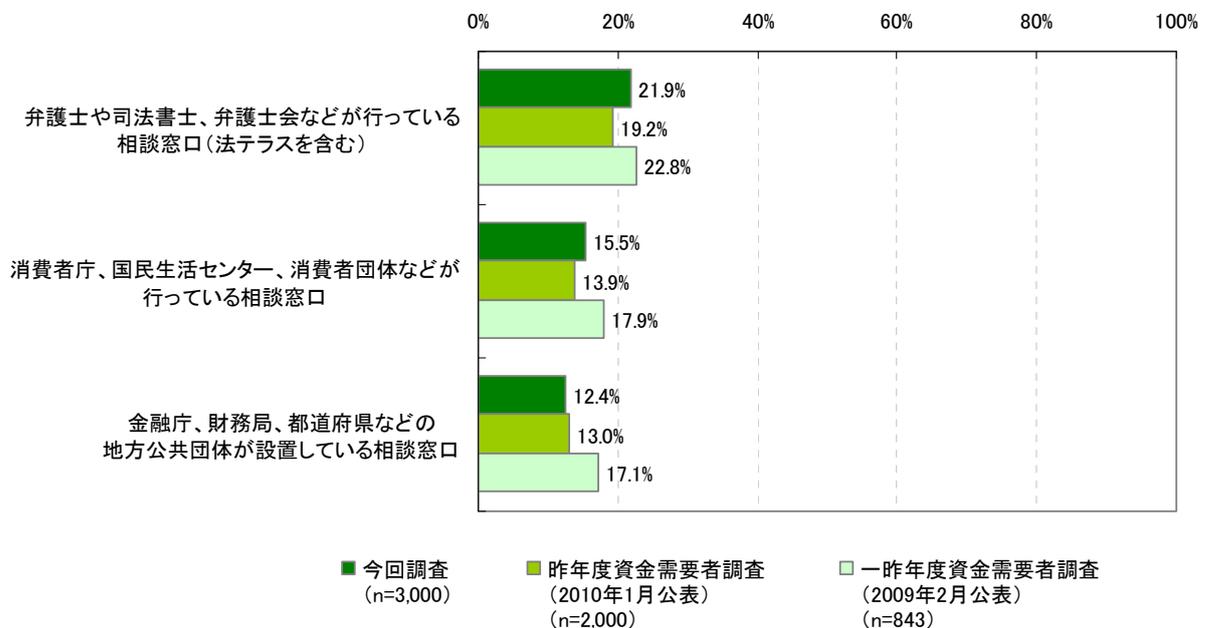
### (1) 「多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービス」についての認知(\*8)

借入利用者に対して、多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービスの各制度に対する認知(\*8)について調査したところ、「弁護士や司法書士、弁護士会などが行っている相談窓口(法テラス含む)」が 21.9%(昨年度の資金需要者調査(\*9)と比べて 2.7 ポイント上昇)と最も高く、次いで「消費者庁、国民生活センター、消費者団体などが行っている相談窓口」が 15.5%(同 1.6 ポイント上昇)、「金融庁、財務局、都道府県などの地方公共団体が設置している相談窓口」が 12.4%(同 0.6 ポイント低下)となった。

【図 29 多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービスの認知】

<今回調査 借入利用者:n=3,000、昨年度資金需要者調査:n=2,000

一昨年度資金需要者調査:n=843>



(\*8) 「内容や利用方法について、よく知っている」、「制度の内容や利用方法について、ある程度理解している」を合わせた割合。

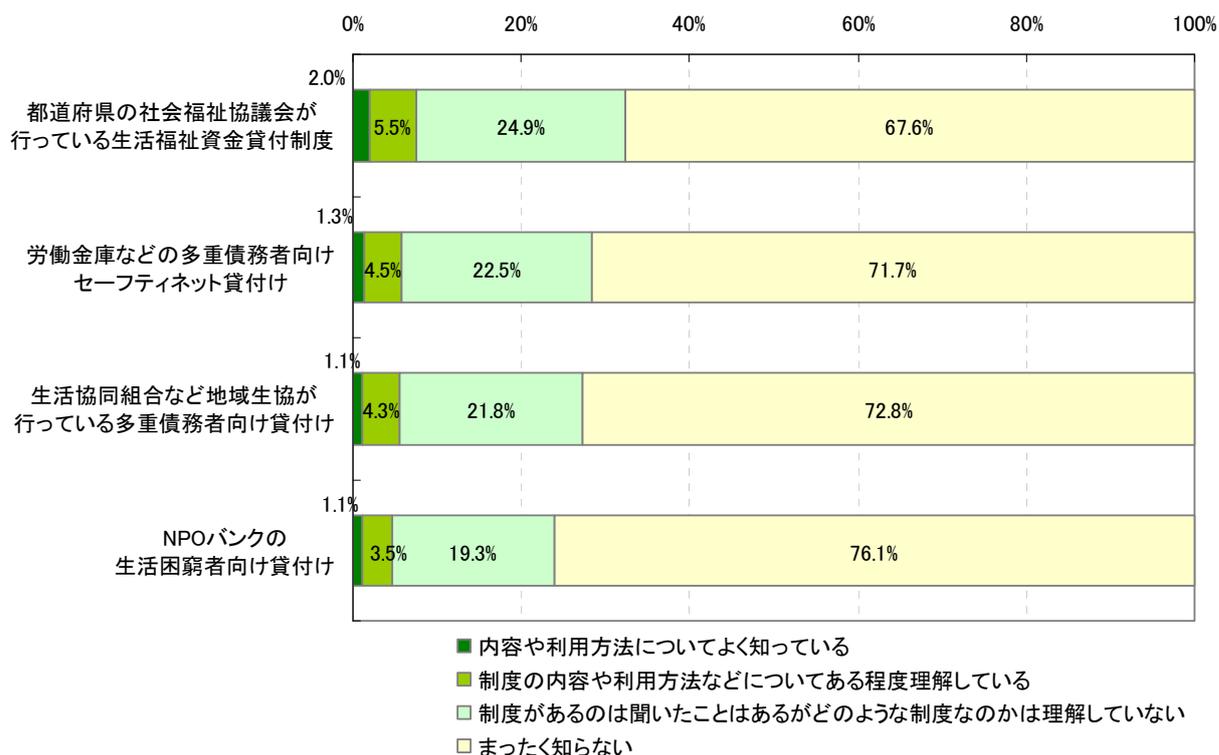
(\*9) 2010年1月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」報告。

## (2)「多重債務者等の生活再建・事業再生のための貸付制度」の認知

借入利用者に対して、「多重債務者等の生活再建・事業再生のための貸付制度」の各制度に対する認知について調査したところ、「都道府県の社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度」が7.5%と最も高く、次いで「労働金庫などの多重債務者向けセーフティネット貸付け」が5.8%となった。

【図 30 多重債務者等の生活再建・事業再生のための貸付制度の認知】

<借入利用者 n=3,000>



## 11. 借入利用者を取り巻く環境の変化に関する調査結果

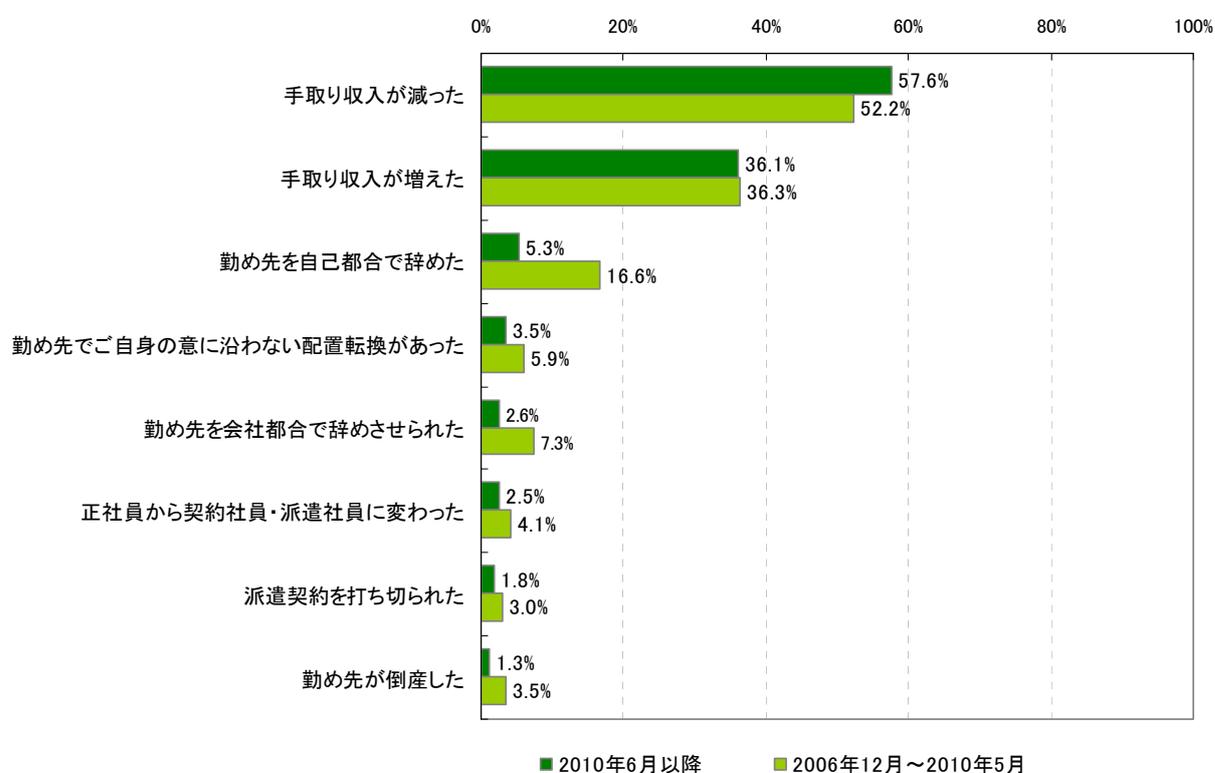
### (1) 2010年6月以降の生活環境の変化

借入利用者に対して、改正貸金業法が成立した2006年12月から2010年5月までと2010年6月以降の生活環境の変化について調査したところ、2010年6月の完全施行日以降に生活環境に変化があったとした借入利用者(42.3%)のうち、57.6%が「手取り収入が減った」回答した一方、「手取り収入が増えた」と回答した割合は36.1%となった。

【図 31 2010年6月前後での生活環境の変化(複数回答)】

<借入利用者(会社・団体の経営者・役員、個人事業主、農林漁業、その他自由業、無職除く)から、選択肢「上記に当てはまるものはない」を除く回答者

2010年6月以降 n=1,270、2006年12月～2010年5月 n=1,522>

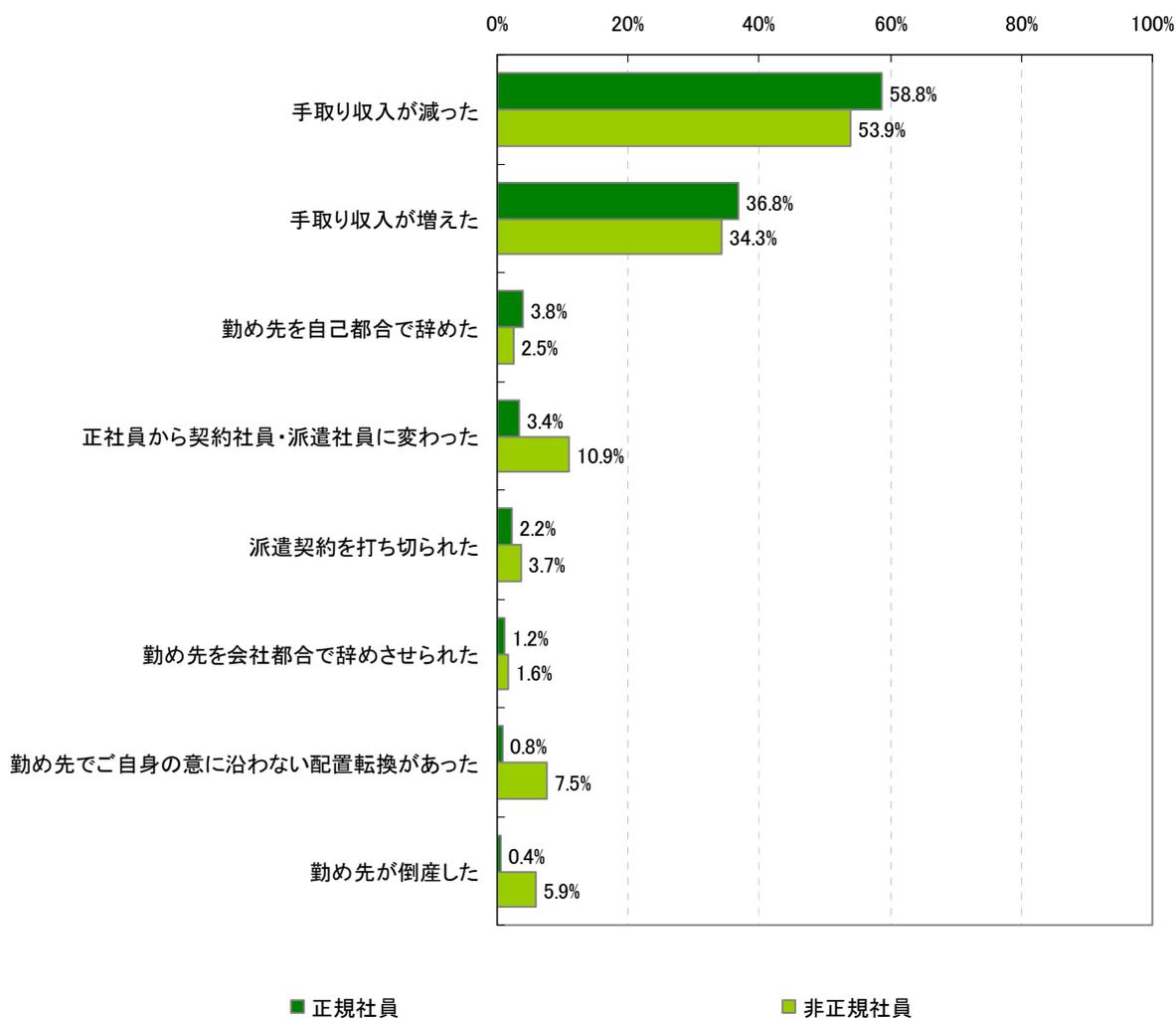


## (2) 雇用形態別(\*10)の生活環境の変化

完全施行日以降に生活環境に変化があったとした借入利用者(全体の 42.3%)に対して、雇用形態別(\*10)に生活環境の変化をみると、「手取り収入が減った」と回答した割合は、正規雇用者(74.7%)では 58.8%、非正規雇用者(25.3%)では、53.9%となった。

【図 32 2010 年 6 月以降における、雇用形態別の生活環境の変化状況(複数回答)】

<借入利用者のうち、雇用形態が正規雇用者 n=949、非正規雇用者 n=321>



(\*10) アンケート対象者の雇用形態を「正規雇用者」、「非正規雇用者(派遣社員、契約社員、嘱託社員、パート・アルバイト)」に分けて調査した結果を指す。

## 12. 改正貸金業法に対する意見の傾向と具体例に関する調査結果

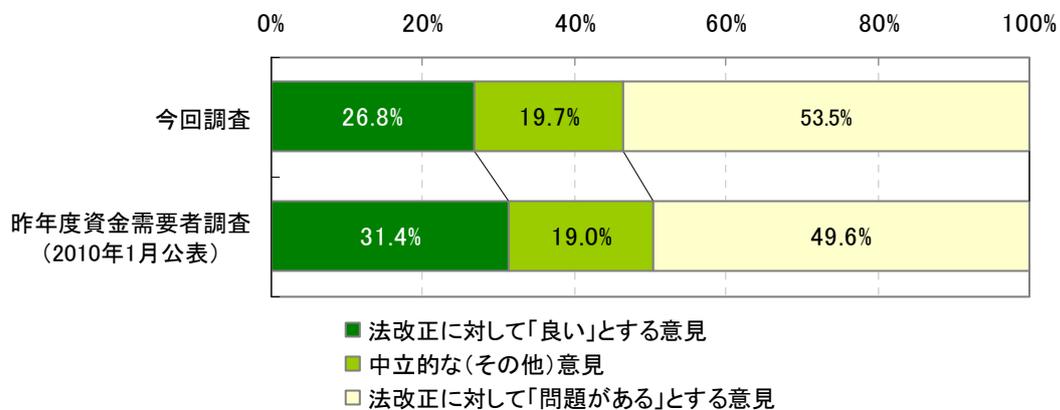
### (1) 改正貸金業法に対する意見の傾向(借入利用者)

借入利用者に対して、改正貸金業法の完全施行に対する意見を調査したところ、回答のあった借入利用者(全体の 41.2%)のうち、「良い」とする意見は 26.8%(昨年度の資金需要者調査と比べて 4.6 ポイント低下)、中立的な意見は 19.7%(同 0.7 ポイント上昇)、「問題がある」とする意見は 53.5%(同 3.9 ポイント上昇)となった。

【図 33 借入利用者の改正貸金業法に対する意見の分類】

＜改正貸金業法に対する意見があった借入利用者

今回調査 n=1,236 昨年度資金需要者調査 n=1,150＞



(※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。)

意見の分類	定義
法改正に対して「良い」とする意見	「良いと思う」「もっと早くして欲しかった」など、改正貸金業法に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な(その他)意見	「どちらともいえない」など、改正貸金業法について、直接的に関係しない意見
法改正に対して「問題がある」とする意見	「見直して欲しい」「困る」「ヤミ金被害が増える」など、改正貸金業法に対して、問題があるとする意見

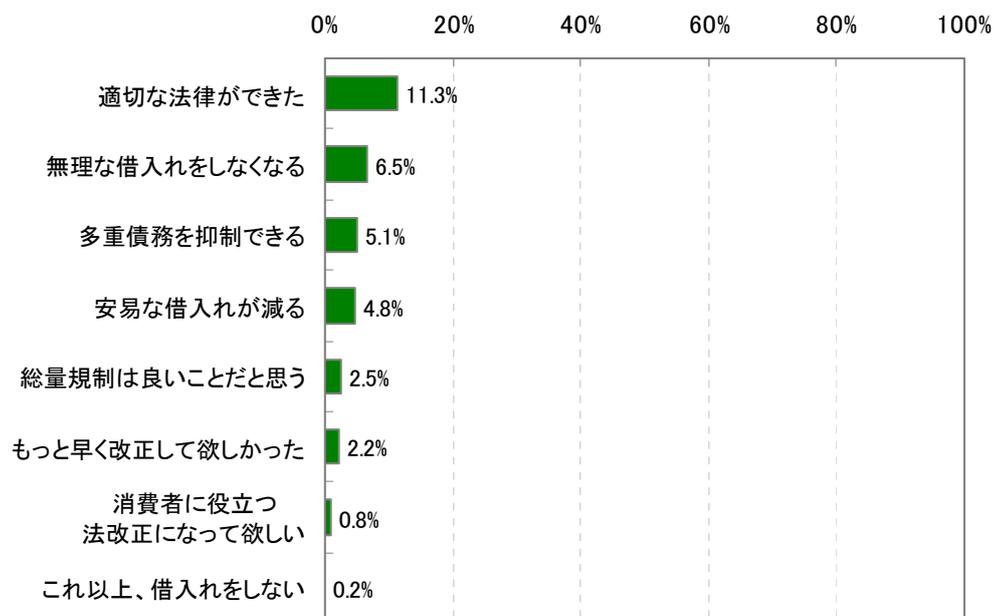
## (2) 法改正に対して「良い」とする意見の内訳(借入利用者)

法改正に対して「良い」とする意見の内訳では、「適正な法律ができた(11.3%)」が最も高く、「無理な借入れをしなくなる(6.5%)」が続いた。

【図 34 借入利用者の法改正に対して「良い」とする意見の内訳】

＜法改正に対して良いとする意見・問題があるとする意見があった借入利用者 n=1,017＞

(※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。)



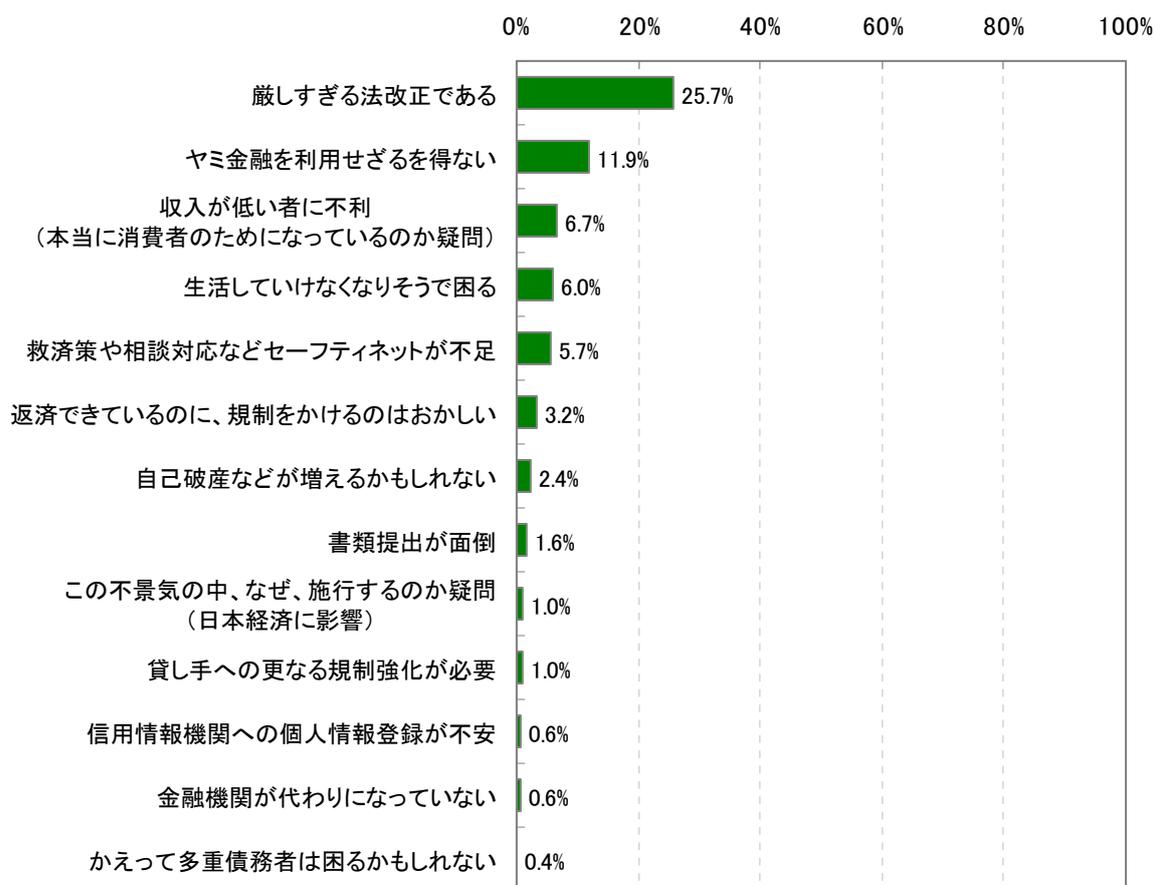
### (3) 法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳(借入利用者)

法改正に対して「問題がある」とする意見では、「厳しすぎる法改正である(25.7%)」が最も高く、「ヤミ金融を利用せざるを得ない(11.9%)」、「収入が低い者に不利(本当に消費者のためになっているのか疑問)(6.7%)」といった意見が上位を占めた。

【図 35 借入利用者の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳】

＜法改正に対して良いとする意見・問題があるとする意見があった借入利用者 n=1,017＞

(※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。)

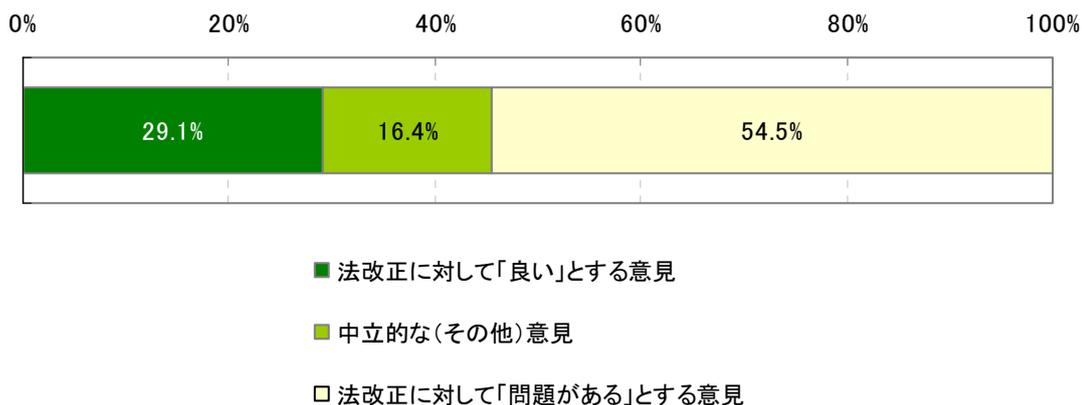


#### (4) 改正貸金業法に対する意見の傾向(専業主婦[主夫])

専業主婦(主夫)の改正貸金業法の完全施行に対する意見では、回答のあった専業主婦(主夫)(全体の48.5%)のうち、「良い」とする意見は29.1%、中立的な意見は16.4%、「問題がある」とする意見は54.5%となった。

【図 36 専業主婦(主夫)の改正貸金業法に対する意見の分類】

<専業主婦(主夫)のうち、改正貸金業法に対する意見として回答のあった n=234>



(※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。)

意見の分類	定義
法改正に対して「良い」とする意見	「良いと思う」「もっと早くして欲しかった」など、改正貸金業法に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な(その他)意見	「どちらともいえない」など、改正貸金業法について、直接的に関係しない意見
法改正に対して「問題がある」とする意見	「見直して欲しい」「困る」「ヤミ金被害が増える」など、改正貸金業法に対して、問題があるとする意見

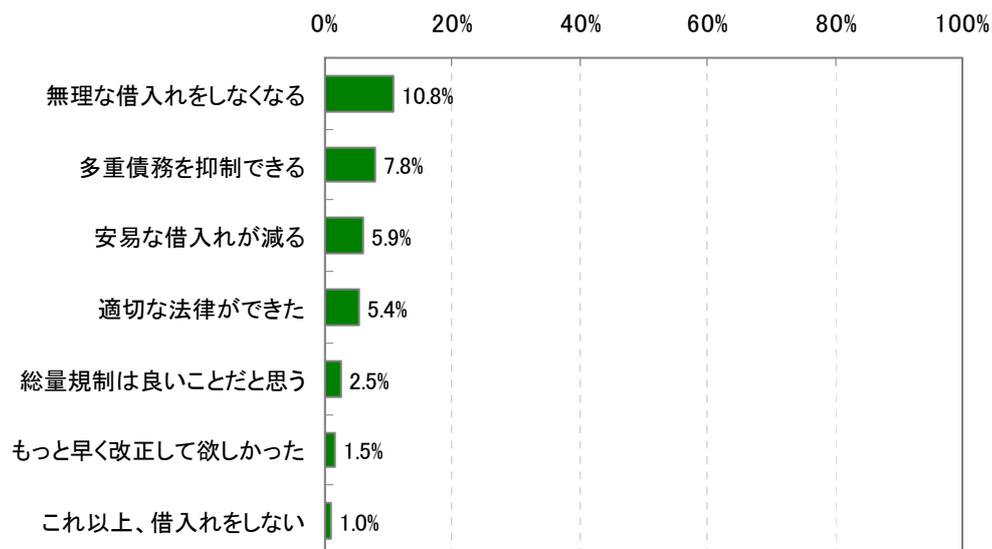
### (5) 法改正に対して「良い」とする意見の内訳(専業主婦〔主夫〕)

法改正に対して「良い」とする意見の内訳では、「無理な借入れをしなくなる(10.8%)」が最も高く、「多重債務を抑制できる(7.8%)」、「安易な借入れが減る(5.9%)」が続いた。

【図 37 専業主婦(主夫)の法改正に対して「良い」とする意見の内訳】

<法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見があった専業主婦(主夫) n=204>

(※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。)



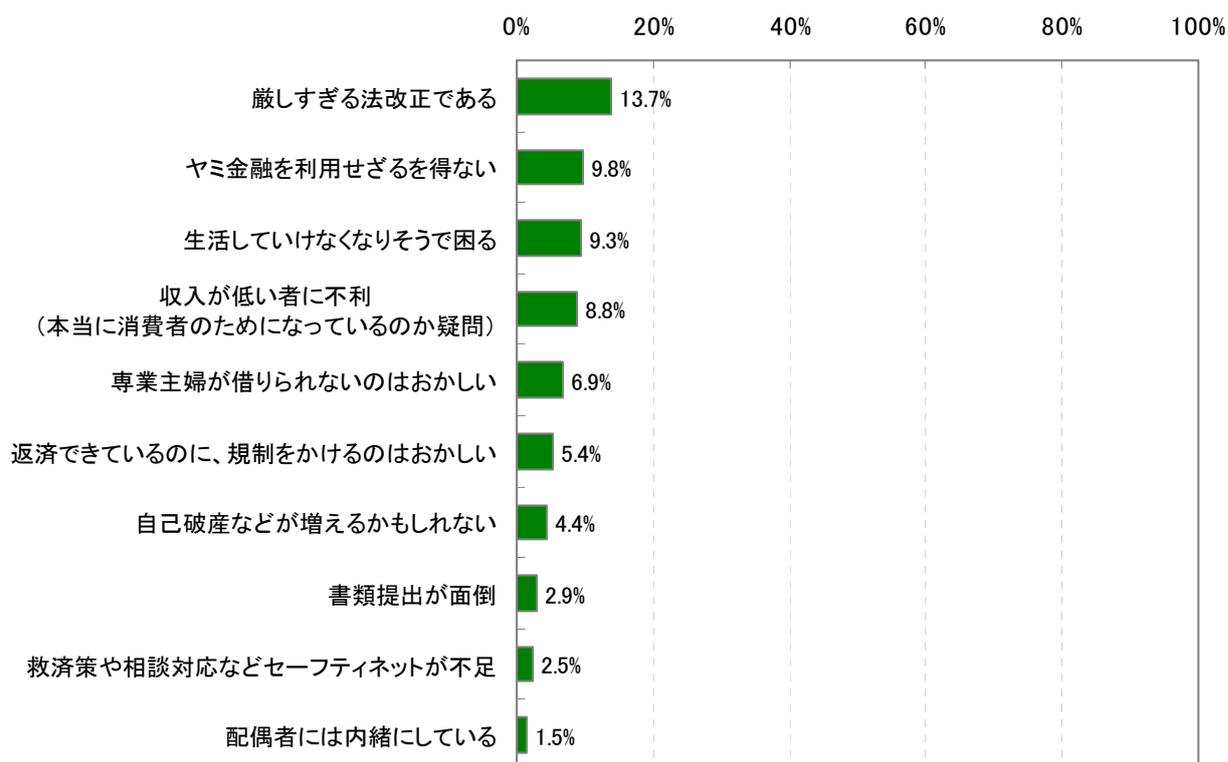
## (6) 法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳(専業主婦[主夫])

法改正に対して「問題がある」とする意見では、「厳しすぎる法改正である(13.7%)」が最も高く、「ヤミ金融を利用せざるを得ない(9.8%)」、「生活していけなくなりそうで困る(9.3%)」といった意見が上位を占めた。

【図 38 専業主婦(主夫)の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳】

＜法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見があった専業主婦(主夫) n=204＞

(※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。)



## Ⅱ. 事業者調査

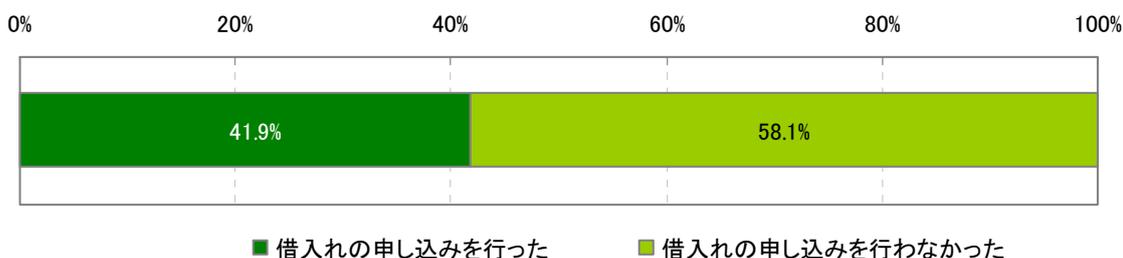
### 1. 完全施行日以降の借入状況に関する調査結果

#### (1) 申し込み状況

個人事業主・企業経営者に対して、完全施行日以降の借入れの申し込み状況について調査したところ、「借入れの申し込みを行った」が41.9%、「借入れの申し込みを行わなかった」が58.1%となった。

【図 39 個人事業主・企業経営者の完全施行日以降の申し込み状況】

<「わからない」と回答した方を除く個人事業主・企業経営者 n=1,056>

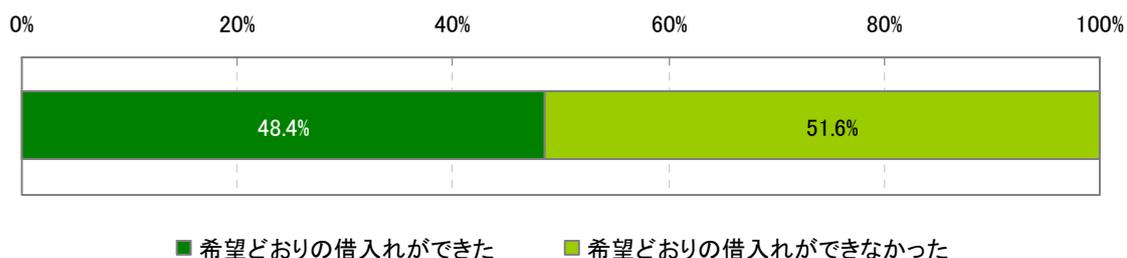


#### (2) 借入れ結果

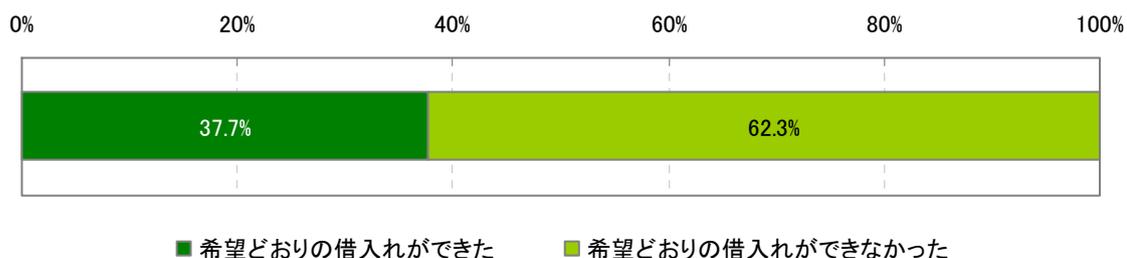
借入れの申し込みを行ったとした個人事業主・企業経営者(借入れの申し込み状況について回答のあった事業者の41.9%)に対して、借入れの結果について調査したところ、「希望どおり借入れできた」が48.4%、「希望どおり借入れできなかった」が51.6%となった。

【図 40 個人事業主・企業経営者の完全施行日以降の借入れ結果】

<完全施行日以降に借入れの申し込みを行ったと回答した個人事業主・企業経営者 n=442>



<参考:個人事業主(前回調査(\*4)) n=332>



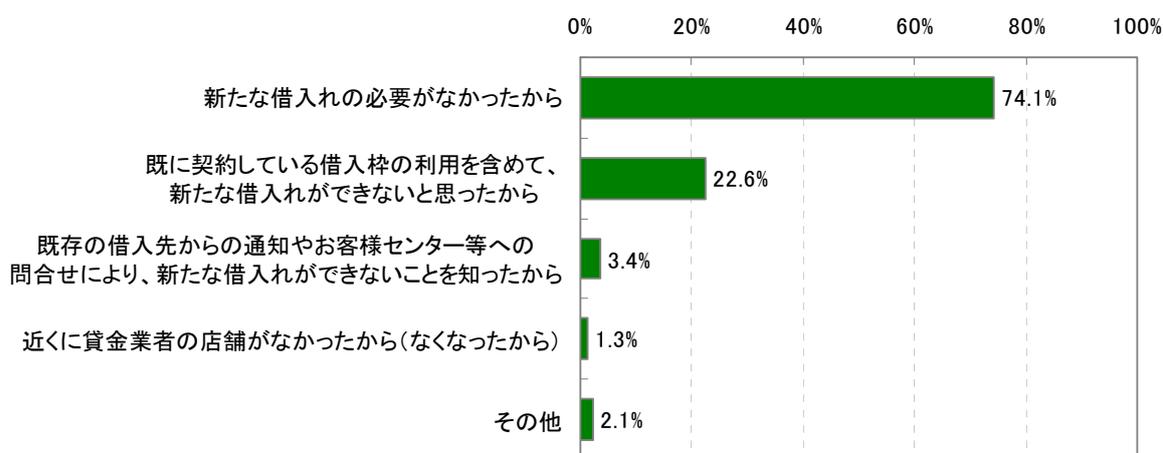
(\*4) 2010年11月19日に公表した「貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査」報告。総量規制該当者1,000名、個人事業主500名を対象に実施。

### (3) 借入れの申し込みを行わなかった理由

完全施行日以降に借入れの申し込みを行わなかったとした個人事業主・企業経営者(借入れの申し込み状況について回答のあった事業者の 58.1%)に対して、その理由について調査したところ、「新たな借入れの必要がなかったから」が 74.1%、「既に契約している借入枠の利用を含めて、新たな借入れができないと思ったから」が 22.6%と続いた。

【図 41 個人事業主・企業経営者の完全施行日以降に借入れの申し込みを行わなかった理由  
(複数回答)】

<完全施行日以降に借入れの申し込みを行わなかったと回答した個人事業主・企業経営者 n=614>

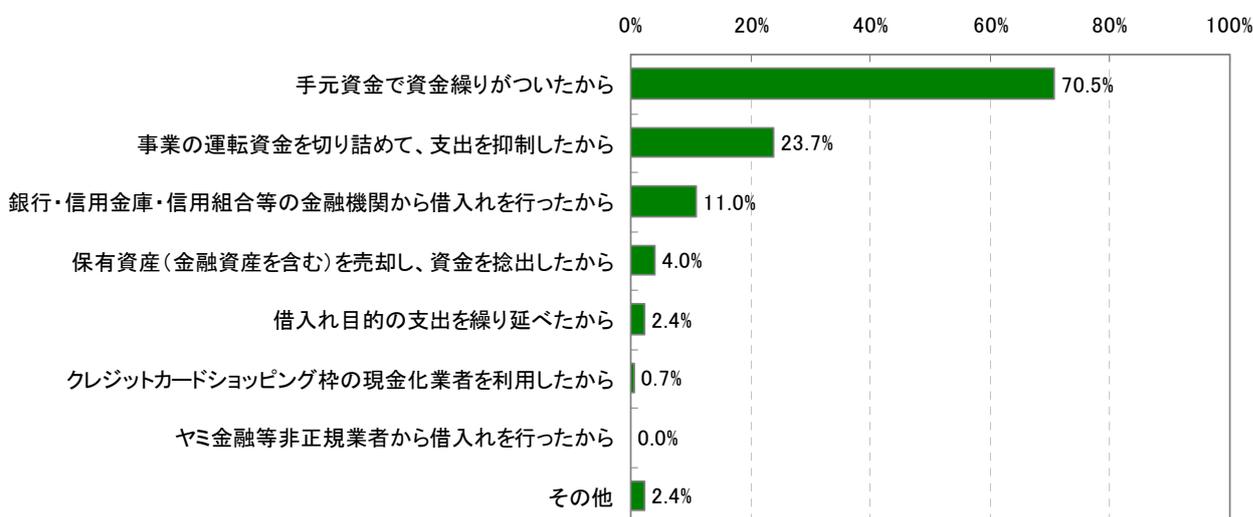


### (4) 新たな借入れの必要がなかった理由

完全施行日以降に新たな借入れの必要がなかったとした個人事業主・企業経営者(借入れの申し込み状況について回答のあった事業者の 43.1%)に対して、その理由について調査したところ、「手元資金で資金繰りがついたから」が 70.5%、「事業の運転資金を切り詰めて、支出を抑制したから」が 23.7%と続いた。

【図 42 個人事業主・企業経営者の完全施行日以降に新たな借入れの必要がなかった理由  
(複数回答)】

<完全施行日以降に新たな借入れの必要がなかったと回答した個人事業主・企業経営者 n=455>



## 2. 希望どおりの借入れができなかった際の行動と借入れできなくなると仮定した場合にとる行動に関する調査結果

### (1) 希望どおりの借入れができなかった際の行動と借入れできなくなると仮定した場合にとる行動

完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした個人事業主・企業経営者(全体の20.6%)に対して、借入れできなくなった際にとった行動について調査したところ、「個人の消費を切り詰めて資金を捻出した(する)」が52.4%と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた(借りる)」が37.8%、「事業の規模を縮小し、資金を捻出した(する)」が26.2%と続いた。

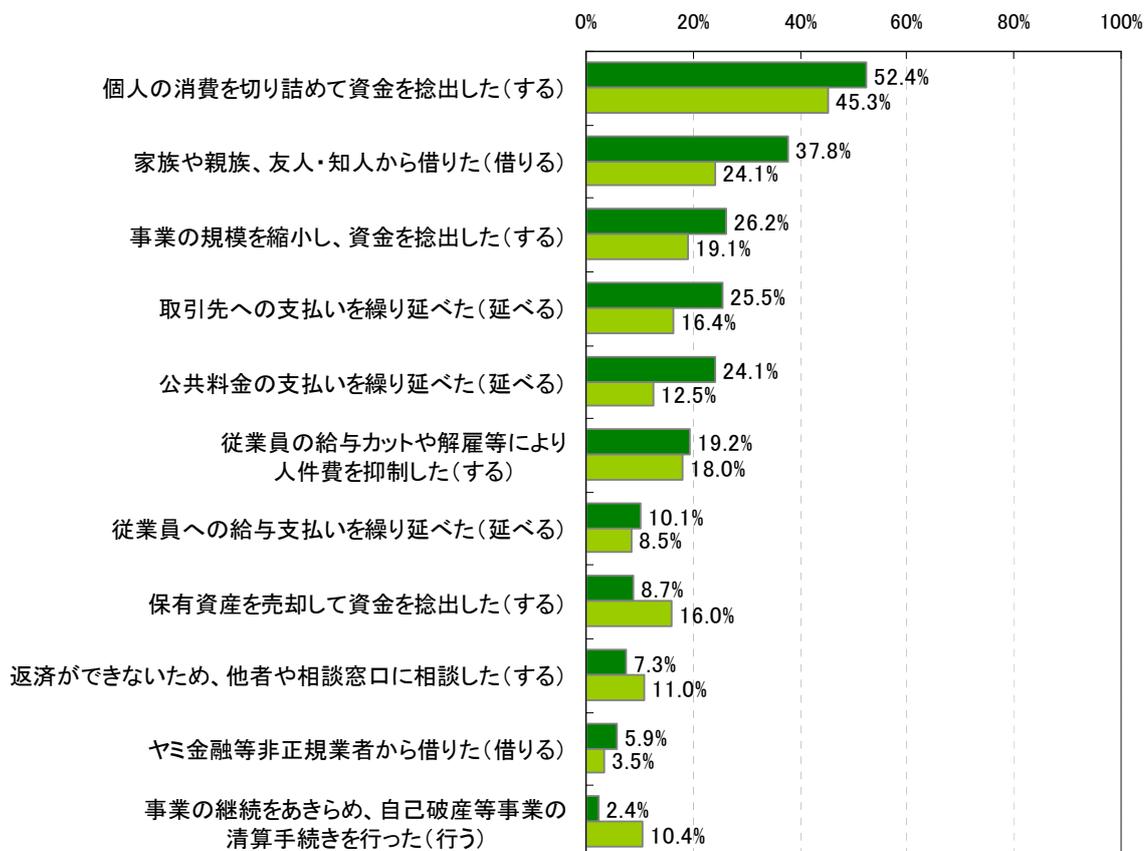
また、個人事業主・企業経営者に対して借入れできなくなると仮定した場合にとる行動について調査したところ、「あなた個人の消費を切り詰めて資金を捻出した(する)」が45.3%と最も高く、「家族や親族、友人・知人から借りた(借りる)」が24.1%、「事業の規模を縮小し、資金を捻出した(する)」が19.1%となった。

【図 43 完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかった際の行動と借入れできなくなると仮定した場合にとる行動(複数回答)】

<借入れできなくなった際にとった行動:希望どおりの借入れができなかった

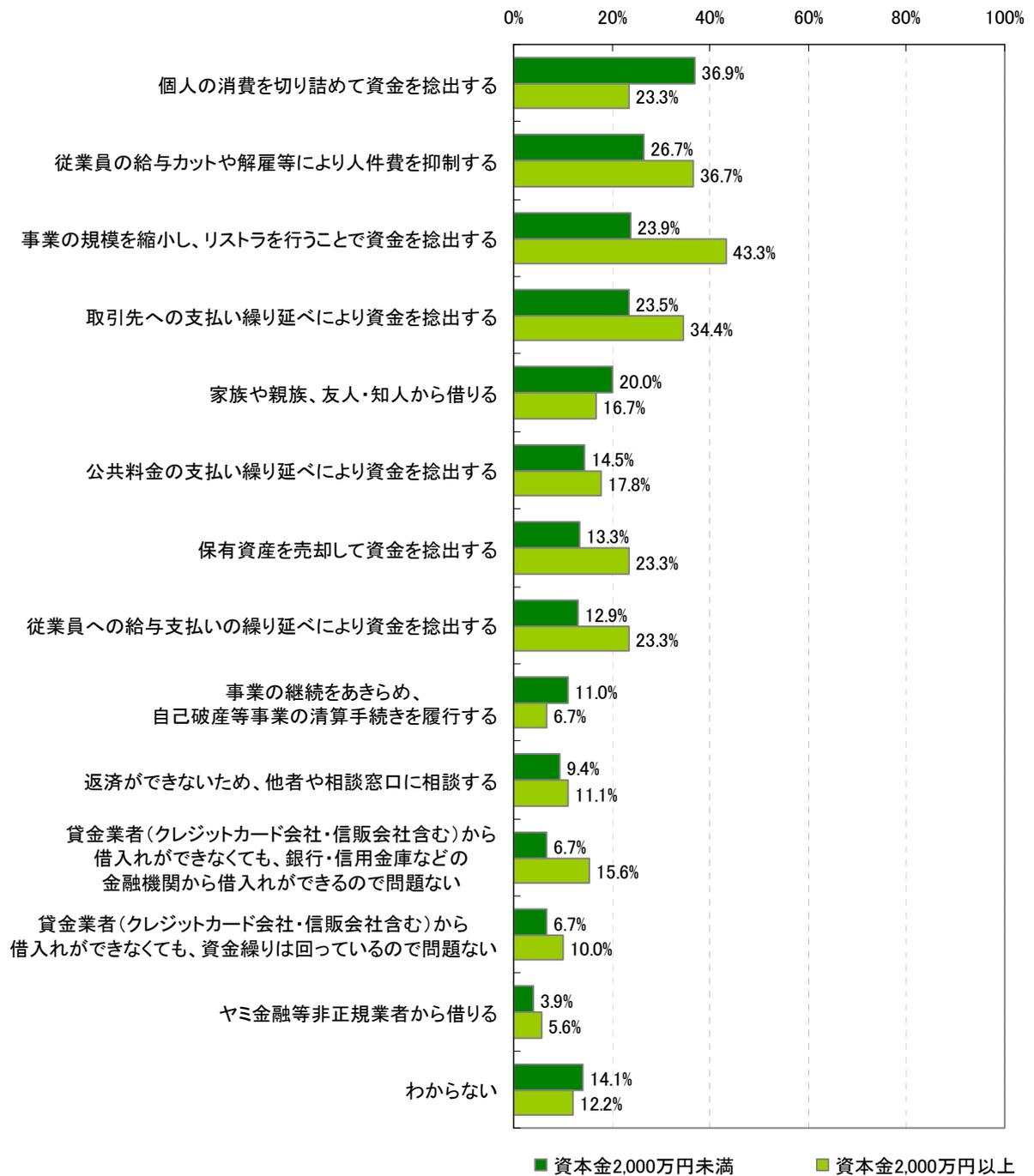
個人事業主・企業経営者 n=228、

借入れできなくなると仮定した場合にとる行動:個人事業主・企業経営者 n=1,106>



■ 借入れできなかった際の行動 ■ 借入れできなくなると仮定した場合にとる行動

<借入れできなくなると仮定した場合にとる行動:企業経営者(資本金を回答していない方を除く)  
 資本金 2,000 万円未満 n=255、資本金 2,000 万円以上 n=90>



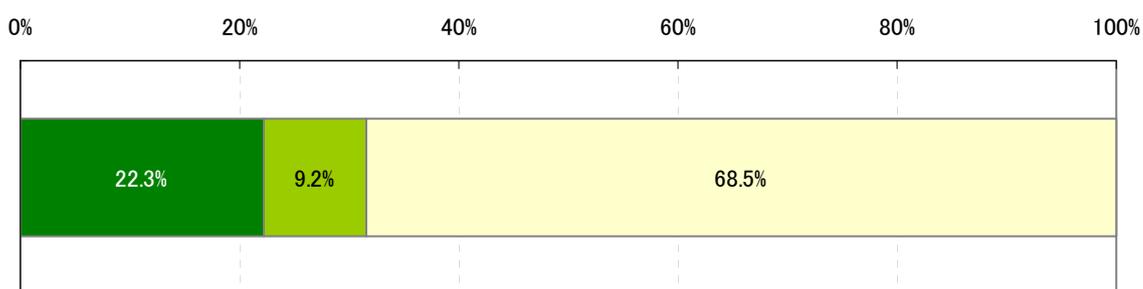
### 3. 個人での借入金の事業性資金への転用経験に関する調査結果

#### (1) 個人での借入金の事業性資金への転用経験の有無

個人事業主・企業経営者に対して、個人での借入金を事業性資金に転用したことがあるかどうか調査したところ、転用したことがあると回答した割合は「転用したことがある(現在も残高あり) (22.3%)」、「転用したことがある(現在は残高なし) (9.2%)」をあわせて 31.5%となった。一方、「転用したことがない」と回答した割合は 68.5%となった。

【図 44 個人としての借入金の事業性資金への転用経験有無】

<個人事業主・企業経営者 n=1,106>



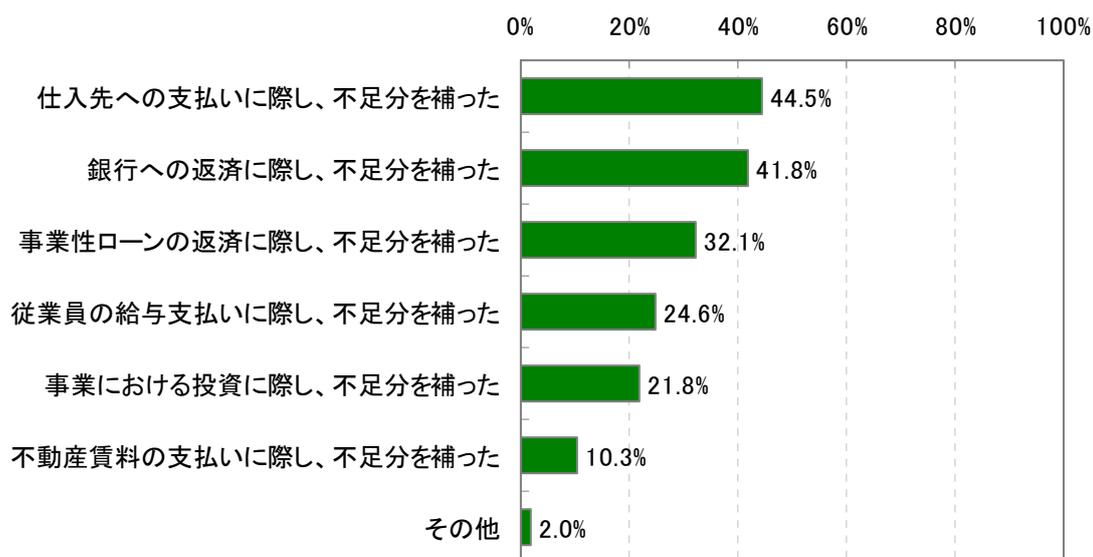
- 借入金を事業性資金に転用したことがある(現在も残高あり)
- 借入金を事業性資金に転用したことがある(現在は残高なし)
- 借入金を事業性資金に転用したことはない

## (2) 個人での借入金の事業性資金への転用目的

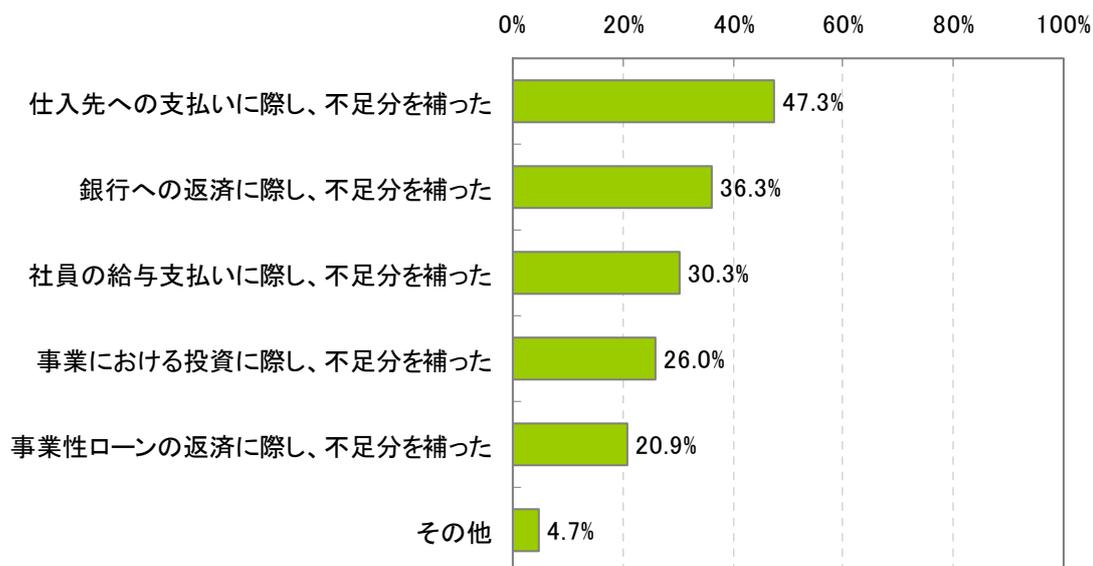
個人での借入金を事業性資金に転用したことがある個人事業主・企業経営者(全体の31.5%)に対して、転用目的について調査したところ、「仕入先への支払いに際し、不足分を補った」が44.5%(昨年度の資金需要者調査よりも2.8ポイント低下)と最も高く、次いで「銀行への返済に際し、不足分を補った」が41.8%(同5.5ポイント上昇)となった。

【図 45 個人での借入金の事業性資金への転用目的(複数回答)】

<今回調査:個人での借入金を事業性資金へ転用したことがある個人事業主・企業経営者 n=348>



<昨年度資金需要者調査(2010年1月公表):個人での借入金を事業性資金へ転用したことがある個人事業主・企業経営者 n=1,092>

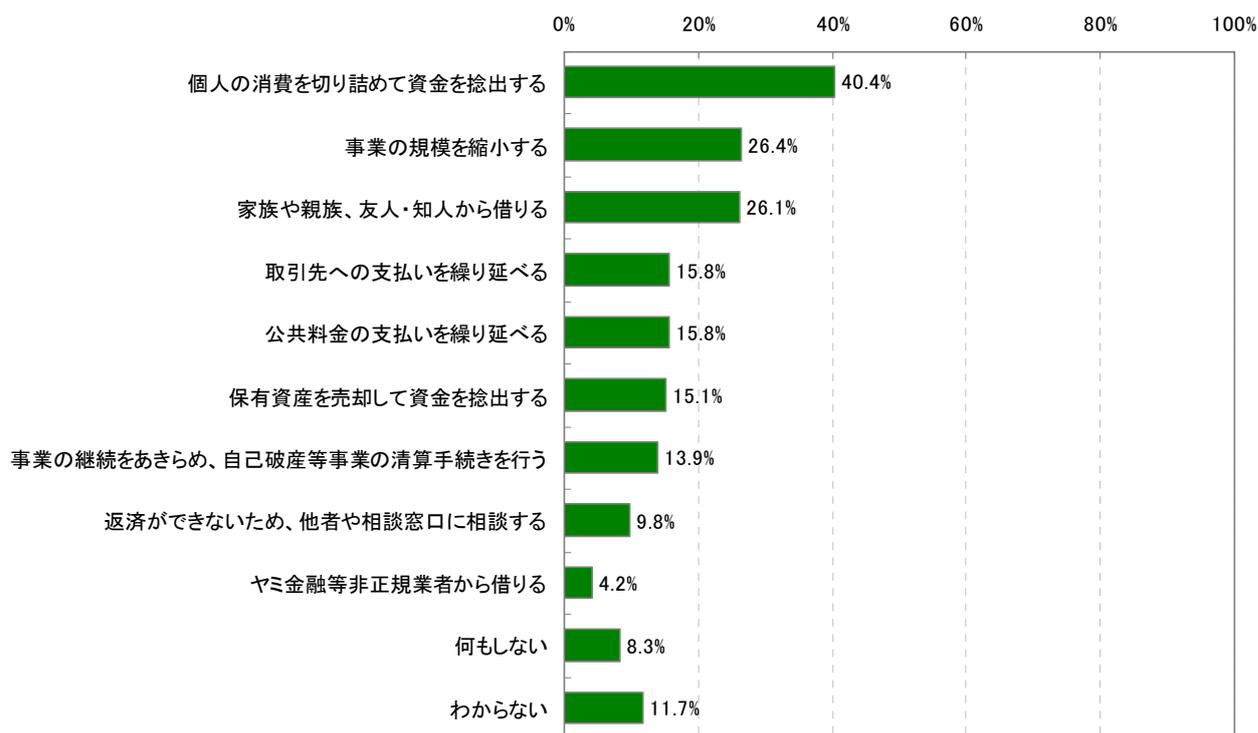


### (3) 個人での借入金を事業性資金に転用できないと仮定した場合にとる行動

個人での借入金を事業性資金へ転用したことがある個人事業主・企業経営者(全体の31.5%)に対して、転用できないと仮定した場合にとられると思われる行動について調査したところ、「あなた個人の消費を切り詰めて資金を捻出する」が40.4%と最も高く、次いで「事業の規模を縮小する」が26.4%、「家族や親族、友人・知人から借りる」が26.1%となった。

【図 46 個人として借入れができなくなった場合の行動予測(複数回答)】

＜個人での借入金を事業性資金へ転用したことがある個人事業主・企業経営者 n=348＞



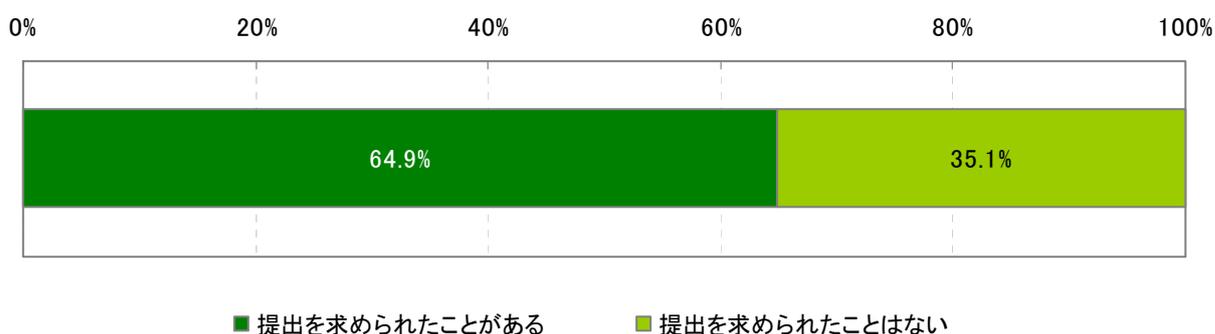
#### 4. 借入れの際に必要な書類等の提出状況に関する調査結果

##### (1) 借入れの際に必要な書類や返済能力の根拠となる書類(\*11)の提出有無

個人事業主に対して、貸金業者から借入れの際に必要な書類や返済能力の根拠となる書類(\*11)の提出を求められたことがあるか調査したところ、「求められたことがある」が64.9%、「求められたことはない」が35.1%となった。

【図 47 借入れの際に必要な書類等の提出依頼有無】

<個人事業主 n=755>



(\*11) 事業実態が分かる書類として、以下の4つのうちいずれかの提出が必要となる。

①確定申告書 ②青色申告決算書 ③収支内訳書 ④納税証明書

貸付額が100万円を超える場合、以下の内容が含まれた返済能力の根拠となる書類の提出が必要となる。

①事業計画 ②収支計画 ③資金計画

貸付額が100万円以下の場合、以下の内容が含まれた書類の提出が必要となる。

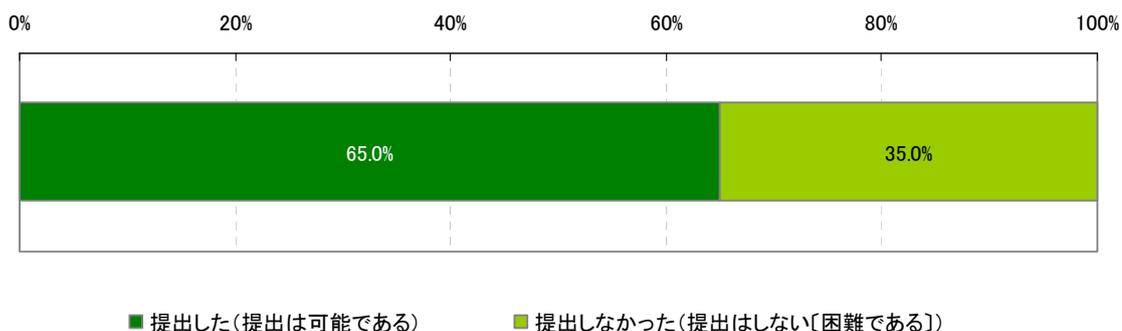
①事業の状況 ②収支の状況 ③資金繰りの状況

##### (2) 借入れの際に必要な書類の提出有無

個人事業主に対して、借入れの際に必要な書類や返済能力の根拠となる書類を提出したかどうか(あるいは、提出可能かどうか)について調査したところ、「提出した(提出は可能である)」が65.0%、「提出しなかった(提出はしない[困難である])」が35.0%となった。

【図 48 借入れの際に必要な書類の提出有無】

<個人事業主 n=755>

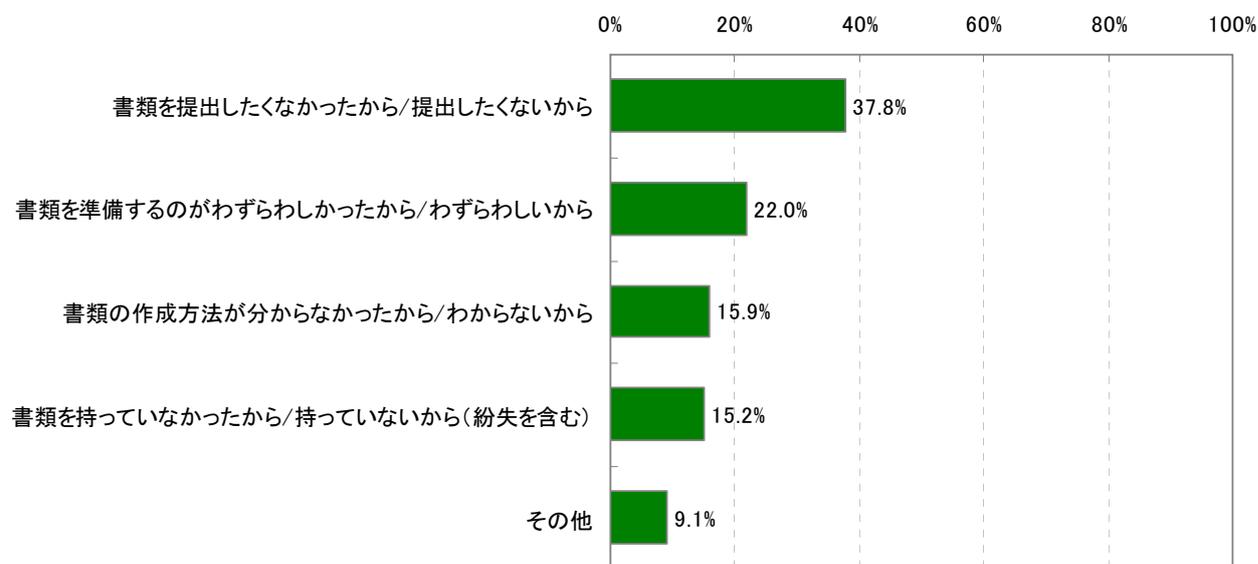


### (3) 書類を提出しなかった理由

借入れの際に必要な事業実態が分かる書類や返済能力の根拠となる書類を提出しなかったとした個人事業主(個人事業主全体の 35.0%)に対して、その理由について調査したところ、「書類を提出しなくなかったから/提出したくないから」が 37.8%、「書類を準備するのがわずらわしかったから/わずらわしいから」が 22.0%、「書類の作成方法がわからなかったから/わからないから」が 15.9%と続いた。

【図 49 書類を提出しなかった理由】

<借入れの際に必要な書類を提出しなかった個人事業主 n=264>



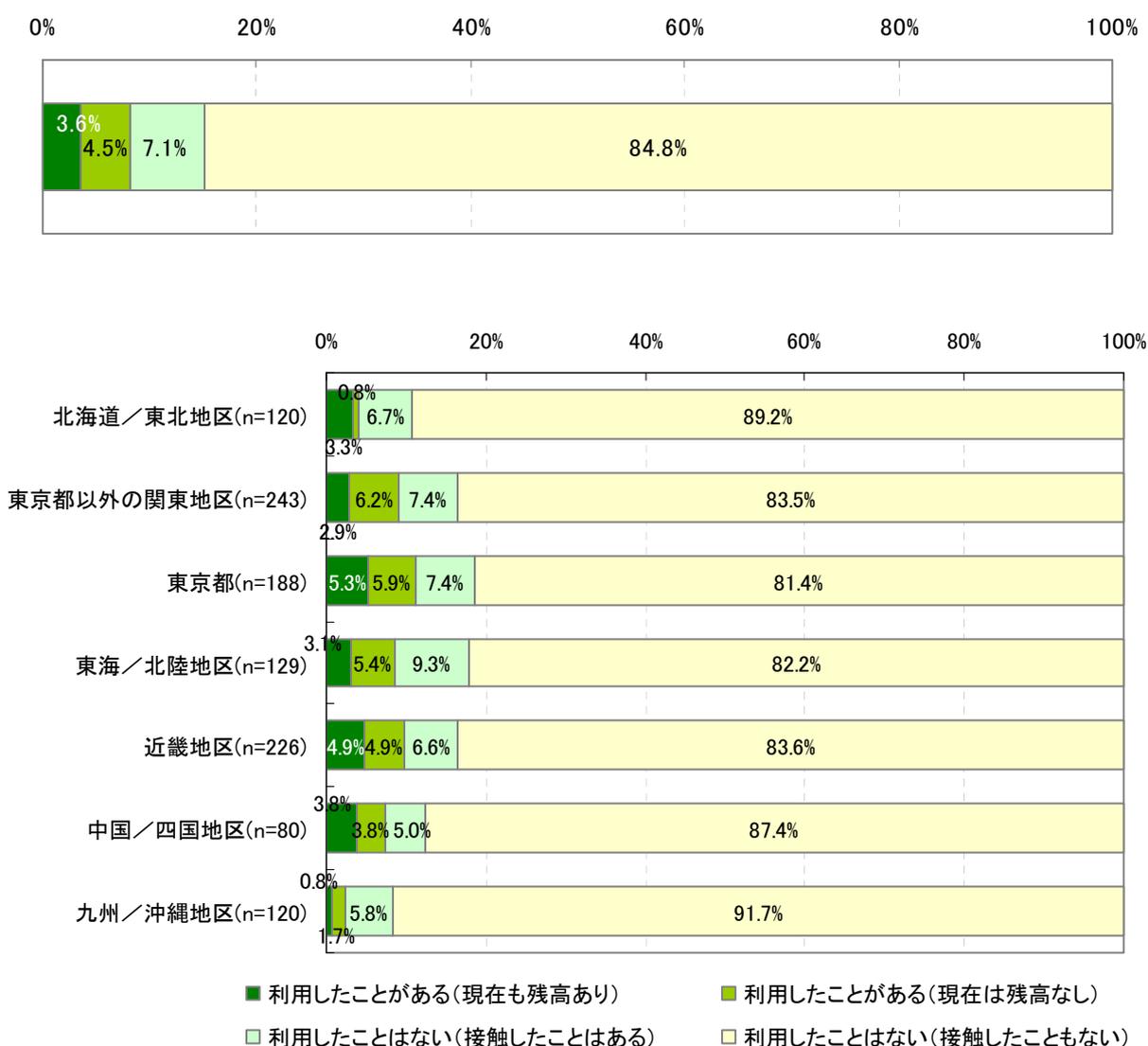
## 5. ヤミ金融等非正規業者の利用状況に関する調査結果

### (1) ヤミ金融等非正規業者との接触経験の有無

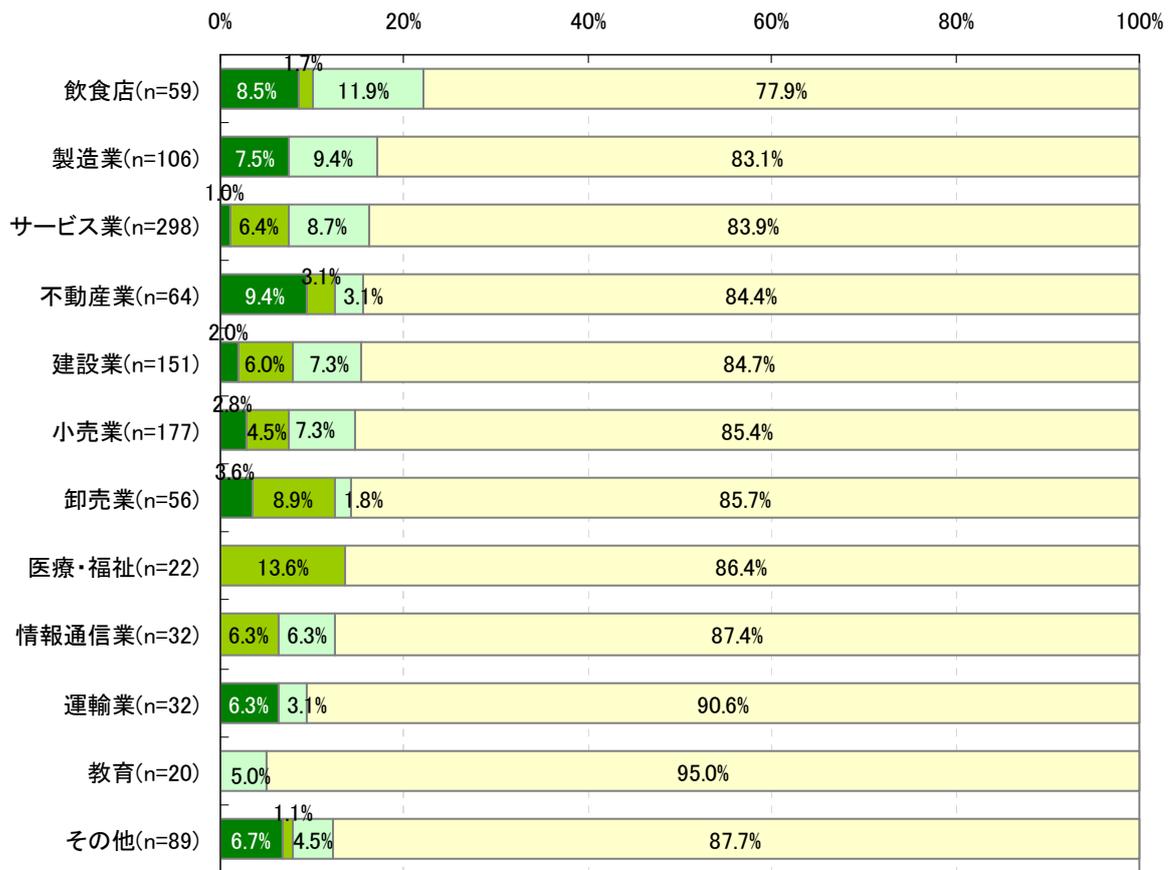
個人事業主・企業経営者に対して、ヤミ金融等非正規業者の接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある（現在も残高あり）（3.6%）」、「利用したことがある（現在は残高なし）（4.5%）」、「利用したことはない（接触したことはある）（7.1%）」をあわせて15.2%となった。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は84.8%となった。また、完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした個人事業主・企業経営者（全体の20.6%）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在も残高あり）（6.4%）」、「利用したことがある（現在は残高なし）（8.2%）」、「利用したことはない（接触したことはある）（11.6%）」をあわせて26.2%となった。一方、「利用したことはない（接触したこともない）」と回答した割合は73.8%となった。

【図 50 個人事業主・企業経営者のヤミ金融等非正規業者との接触経験有無】

<個人事業主・企業経営者 n=1,106>

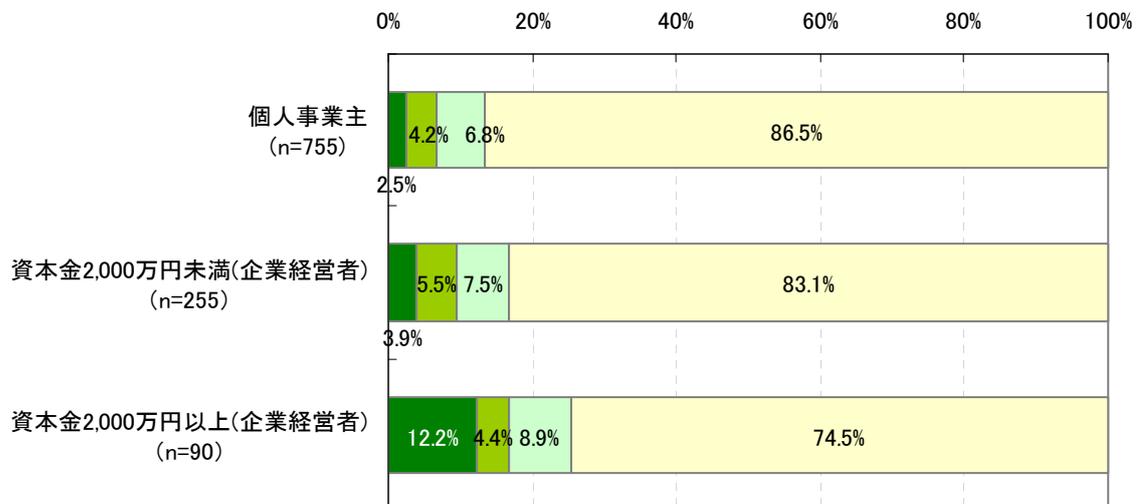


< 個人事業主・企業経営者 n=1,106 >



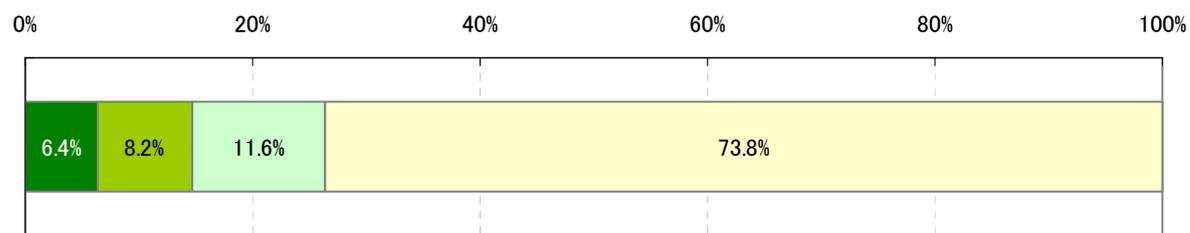
■ 利用したことがある(現在も残高あり)    ■ 利用したことがある(現在は残高なし)  
 □ 利用したことはない(接触したことはある)    □ 利用したことはない(接触したこともない)

< 資本金が不明な企業経営者を除く個人事業主・企業経営者 n=1,100 >



■ 利用したことがある(現在も残高あり)    ■ 利用したことがある(現在は残高なし)  
 □ 利用したことはない(接触したことはある)    □ 利用したことはない(接触したこともない)

<希望どおりの借入れができなかった個人事業主・企業経営者 n=228>



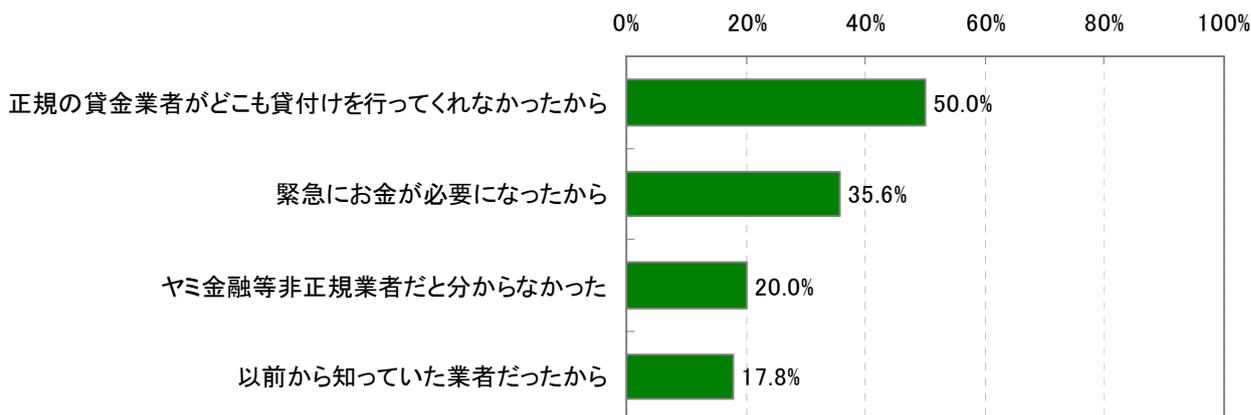
- 利用したことがある(現在も残高あり)
- 利用したことがある(現在は残高なし)
- 利用したことはない(接触したことはある)
- 利用したことはない(接触したこともない)

## (2) ヤミ金融等非正規業者からの利用理由

ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした個人事業主・企業経営者(全体の 8.1%)に対して、その理由について調査したところ、「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから(50.0%)」、「緊急にお金が必要になったから(35.6%)」が上位を占めた。

【図 51 個人事業主・企業経営者のヤミ金融等非正規業者の利用理由(複数回答)】

<ヤミ金融等非正規業者の利用経験がある個人事業主・企業経営者 n=90>

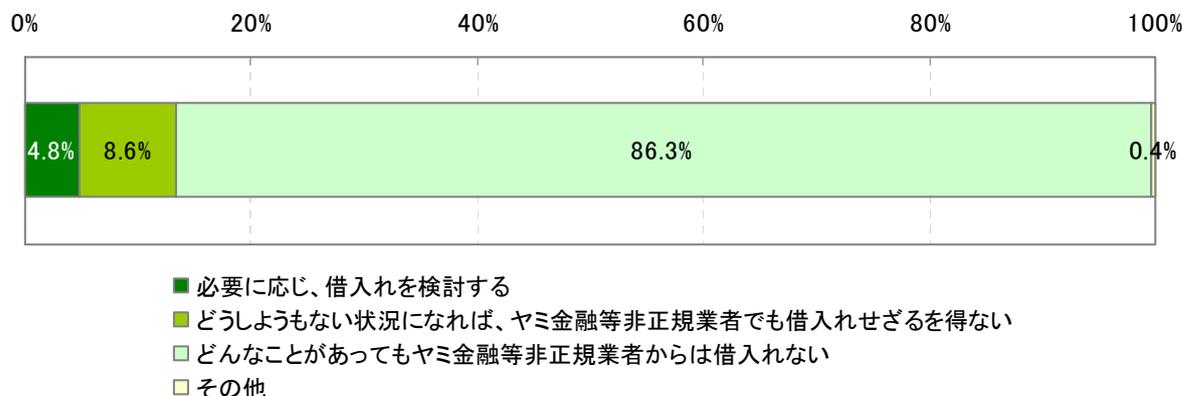


## (3) ヤミ金融等非正規業者の利用意向

個人事業主・企業経営者に対して、ヤミ金融等非正規業者の利用意向について調査したところ、「どんなことがあってもヤミ金融等非正規業者から借入れしない」が 86.2%、「どうしようもない状況になれば、ヤミ金融等非正規業者でも借入れせざるを得ない」が 8.6%、「必要に応じ、借入れを検討する」が 4.8%となった。

【図 52 個人事業主・企業経営者のヤミ金融等非正規業者の利用意向】

<個人事業主・企業経営者 n=1,106>



## 6. クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用状況に関する調査結果

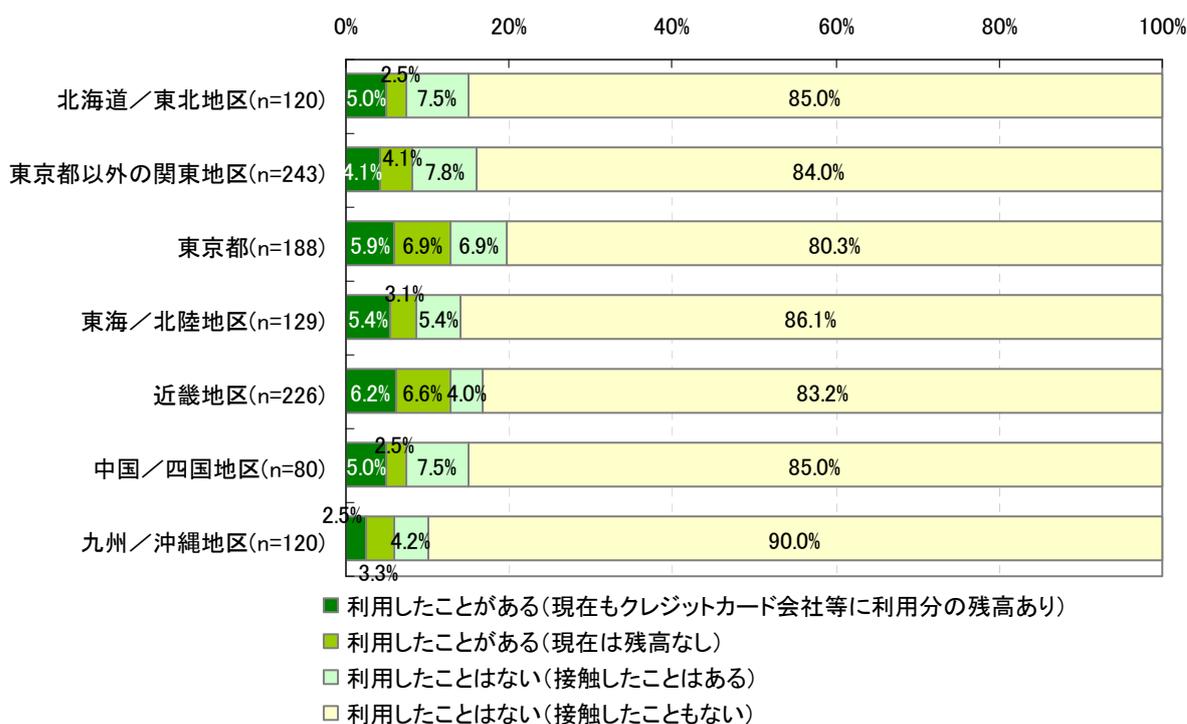
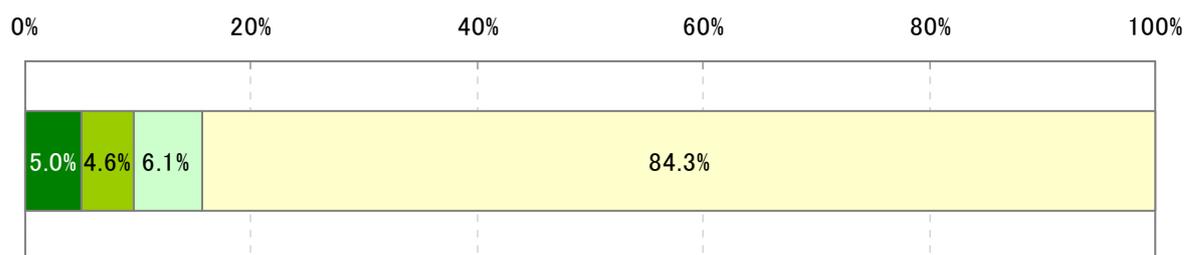
### (1) クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験の有無

個人事業主・企業経営者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある（現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり）（5.0%）」、「利用したことがある（現在は残高なし）（4.6%）」、「利用したことはない（接触したことはある）（6.1%）」をあわせて 15.7%となった。一方、「利用したことがない（接触したこともない）」と回答した割合は 84.3%となった。

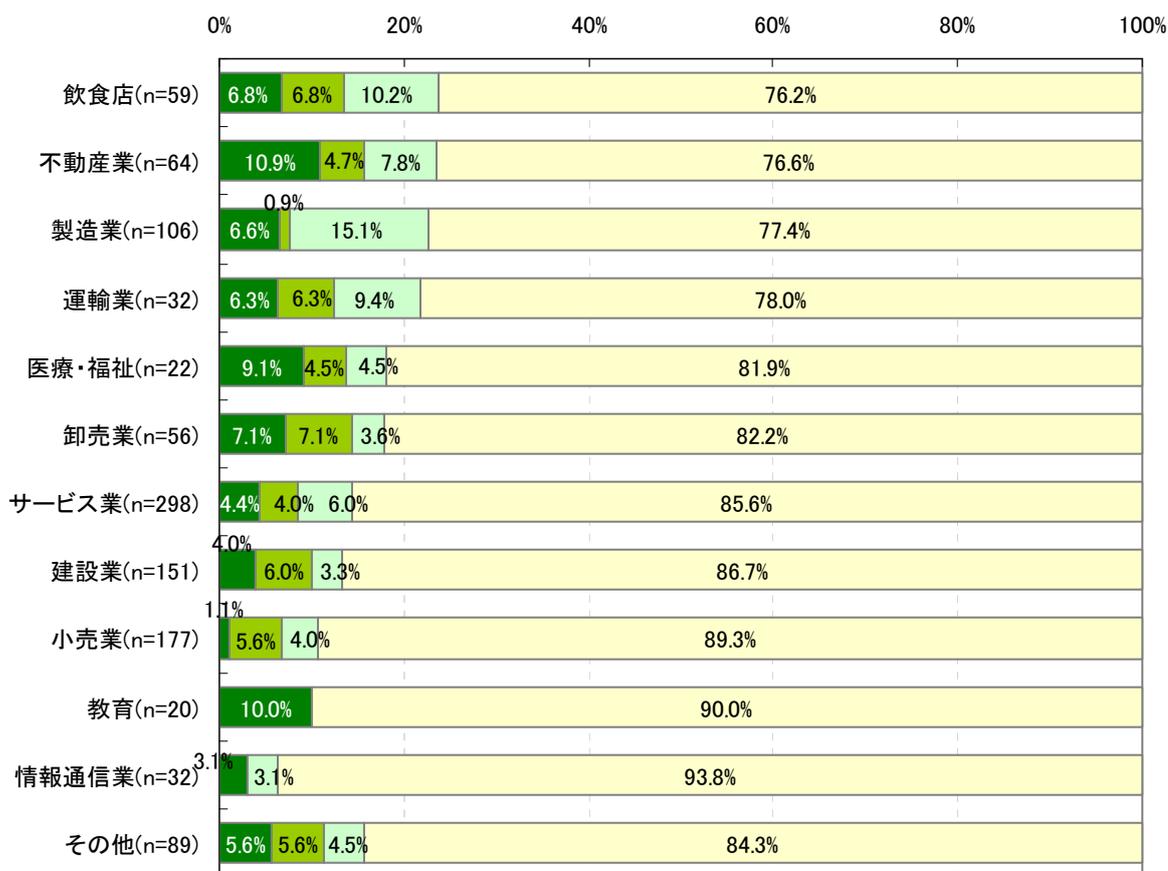
また、完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした個人事業主・企業経営者（全体の 20.6%）では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある（現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり）（8.8%）」、「利用したことがある（現在は残高なし）（12.7%）」、「利用したことはない（接触したことはある）（12.3%）」をあわせて 33.8%となった。一方、「利用したことがない（接触したこともない）」と回答した割合は 66.2%となった。

【図 53 クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無】

<個人事業主・企業経営者 n=1,106>

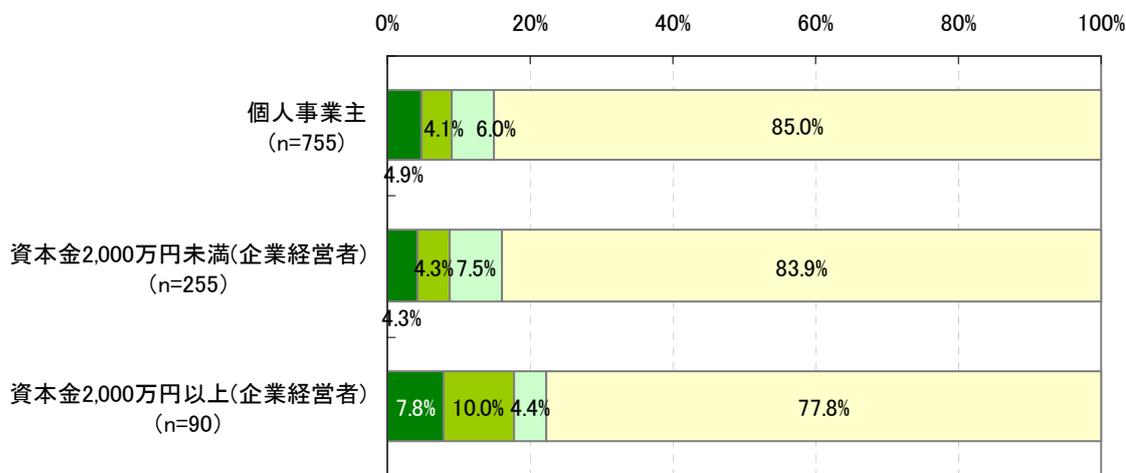


<個人事業主・企業経営者 n=1,106>



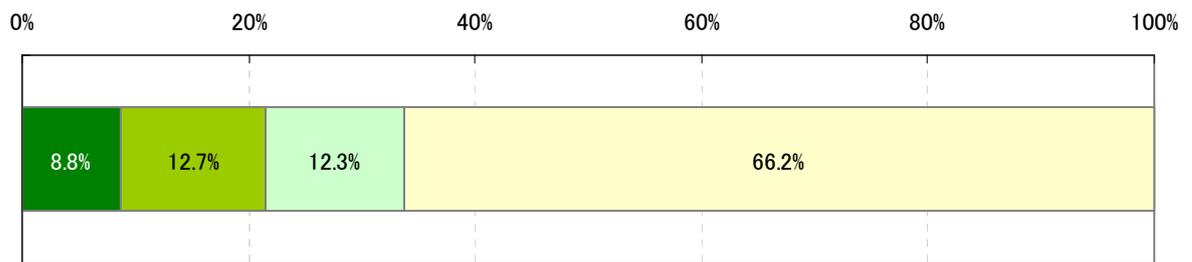
- 利用したことがある(現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり)
- 利用したことがある(現在は残高なし)
- 利用したことはない(接触したことはある)
- 利用したことはない(接触したこともない)

<個人事業主・企業経営者(資本金を回答していない方を除く) n=1,100>



- 利用したことがある(現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり)
- 利用したことがある(現在は残高なし)
- 利用したことはない(接触したことはある)
- 利用したことはない(接触したこともない)

<希望どおりの借入れができなかった個人事業主・企業経営者 n=228>



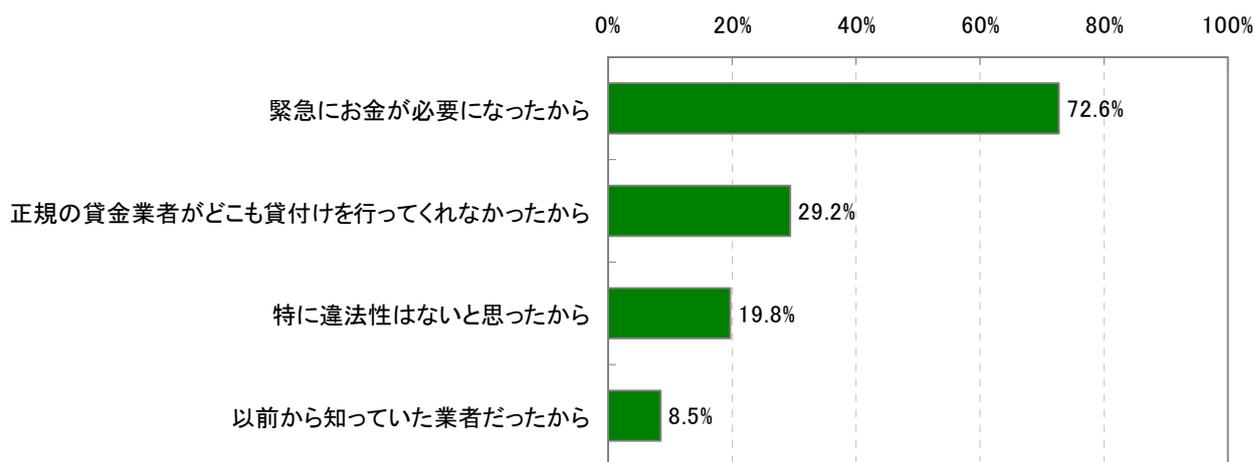
- 利用したことがある(現在もクレジットカード会社等に利用分の残高あり)
- 利用したことがある(現在は残高なし)
- 利用したことはない(接触したことはある)
- 利用したことはない(接触したこともない)

## (2) クレジットカードショッピング枠の現金化業者からの利用理由

クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したことがあるとした個人事業主・企業経営者(全体の9.6%)に対して、その理由について調査したところ、「緊急にお金が必要になったから」が72.6%と最も高く、「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」が29.2%、「特に違法性はないと思ったから」が19.8%と続いた。

【図 54 クレジットカードショッピング枠の現金化業者からの借入理由(複数回答)】

＜クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用経験がある個人事業主・企業経営者 n=106＞

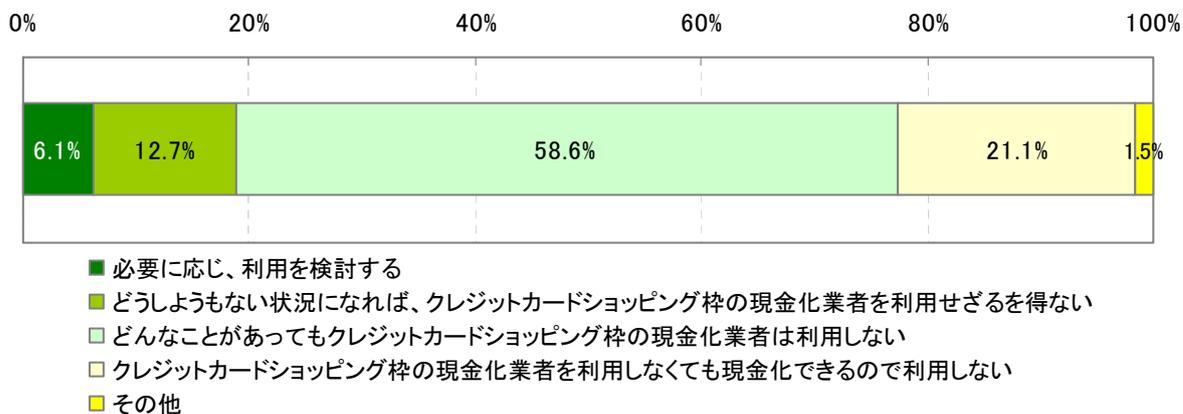


## (3) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向

個人事業主・企業経営者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向について調査したところ、「どんなことがあってもクレジットカードショッピング枠の現金化業者は利用しない」が58.6%、「どうしようもない状況になれば、クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用せざるを得ない」12.7%、「必要に応じ、借入れを検討する」6.1%となった

【図 55 個人事業主・企業経営者のクレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向】

＜個人事業主・企業経営者 n=1,106＞

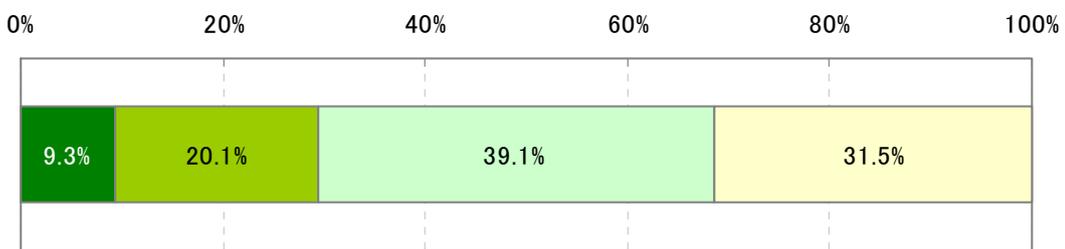


7. 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(以下「中小企業金融円滑化法」と言う)」や「借手目の線に立った10の方策」に関する調査結果  
 (1) 中小企業金融円滑化法に基づく「貸付条件の変更」の認知

個人事業主・企業経営者に対して、中小企業金融円滑化法に基づく「貸付条件の変更」の認知について調査したところ、知っていると回答した割合は、「内容や利用方法について、よく知っている(9.3%)」、「制度の内容や利用方法などについて、ある程度理解している(20.1%)」をあわせて29.4%となった。

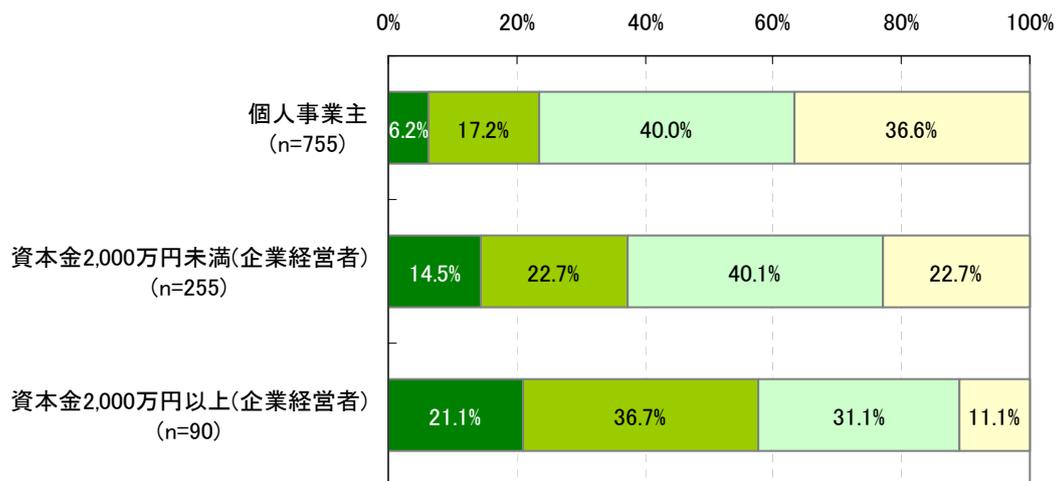
【図 56 中小企業金融円滑化法に基づく「貸付条件の変更」の認知】

<個人事業主・企業経営者 n=1,106>



- 内容や利用方法について、よく知っている
- 制度の内容や利用方法などについて、ある程度理解している
- 制度があるのは聞いたことはあるが、どのような制度なのかは理解していない
- 知らない

<個人事業主・企業経営者(資本金を回答していない方を除く) n=1,100>



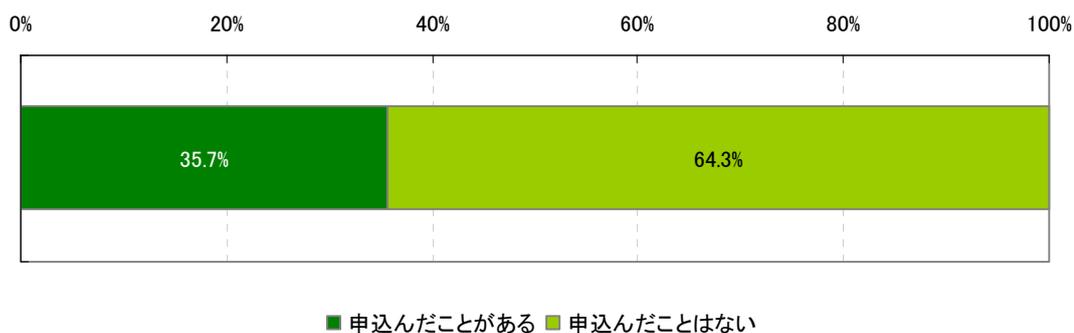
- 内容や利用方法について、よく知っている
- 制度の内容や利用方法などについて、ある程度理解している
- 制度があるのは聞いたことはあるが、どのような制度なのかは理解していない
- 知らない

## (2) 中小企業金融円滑化法に基づく「貸付条件の変更」の申込状況

中小企業金融円滑化法に基づく「貸付条件の変更」を知っていると回答した個人事業主・企業経営者(全体の29.4%)に対して、申し込みを行ったかを調査したところ、「申し込んだことがある」が35.7%、「申し込んだことはない」が64.3%となった。

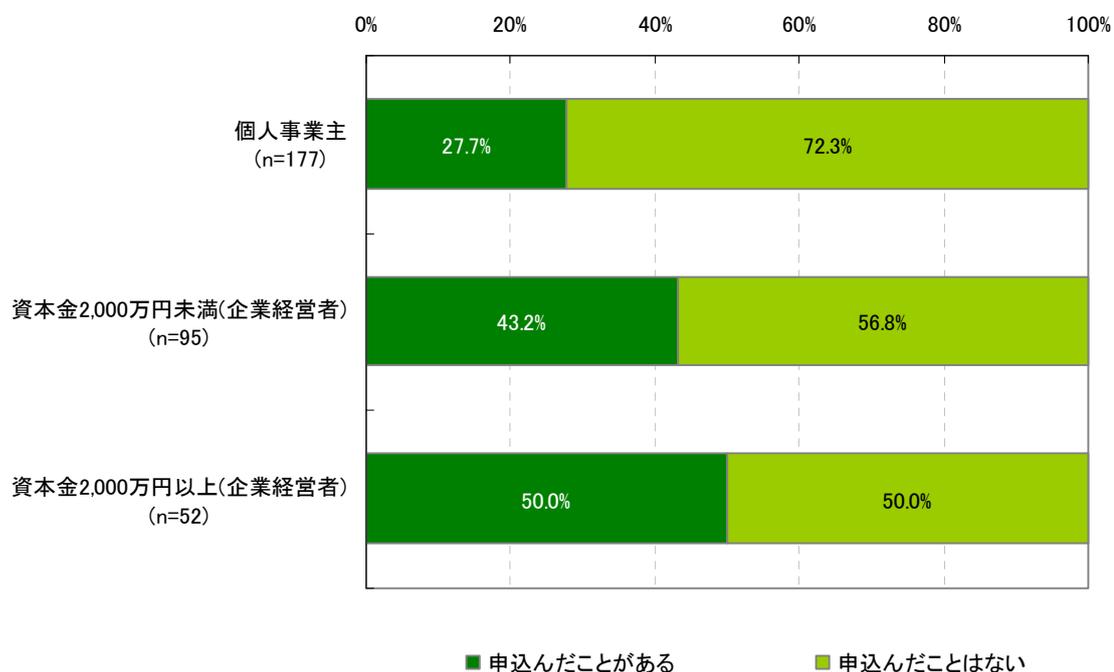
【図 57 「貸付条件の変更」の申込有無】

＜「貸付条件の変更」を知っていると回答した個人事業主・企業経営者 n=325＞



＜「貸付条件の変更」を知っていると回答した個人事業主・企業経営者

(資本金を回答していない方を除く) n=324＞

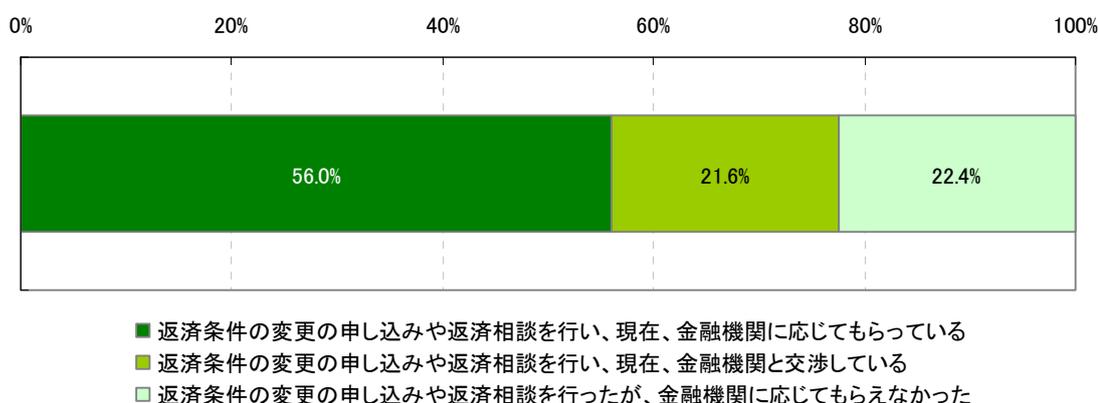


### (3) 中小企業金融円滑化法に基づく「貸付条件の変更」の申込結果

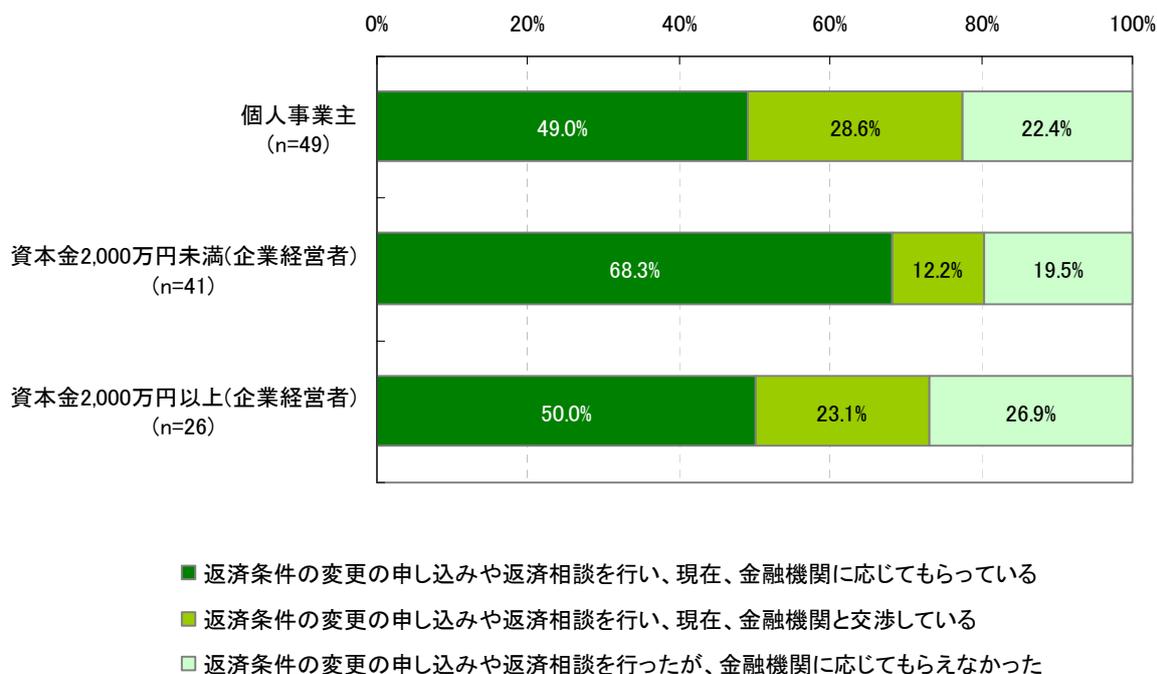
中小企業金融円滑化法に基づく「貸付条件の変更」の申し込みを行ったとした個人事業主・企業経営者(全体の 10.5%)に対して、その結果について調査したところ、「返済条件の変更の申し込みや返済相談を行い、現在、金融機関に応じてもらっている」が 56.0%、「返済条件の変更の申し込みや返済相談を行い、現在、金融機関と交渉している」が 21.6%、「返済条件の変更の申し込みや返済相談を行ったが、金融機関に応じてもらえなかった」が 22.4%となった。

【図 58 「貸付条件の変更」の申込結果】

<「貸付条件の変更」の申し込みを行ったとした個人事業主・企業経営者 n=116>



<「貸付条件の変更」の申し込みを行ったとした個人事業主・企業経営者 n=116>

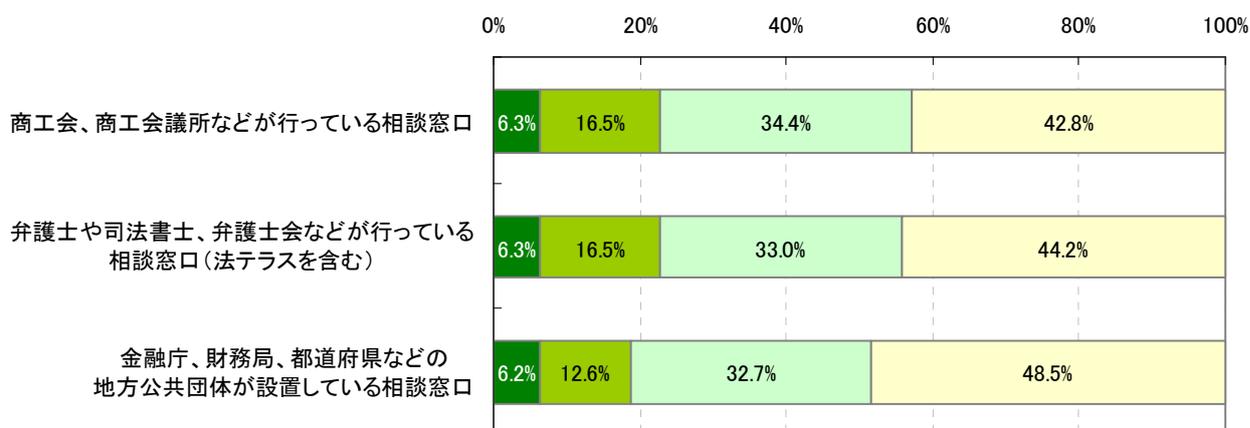


#### (4)「中小企業、個人事業者の経営改善や事業再生をフォローする相談サービス」の認知

個人事業主・企業経営者に対して、中小企業、個人事業者の経営改善や事業再生をフォローする相談サービスの各制度に対する認知について調査したところ、「商工会、商工会議所などが行っている相談窓口」、「弁護士や司法書士、弁護士会などが行っている相談窓口（法テラスを含む）」がそれぞれ 22.8%、「金融庁、財務局、都道府県などの地方公共団体が設置している相談窓口」が 18.8%となった。

【図 59 相談サービスの認知】

<個人事業主・企業経営者 n=1,106>



- 内容や利用方法についてよく知っている
- 制度の内容や利用方法などについてある程度理解している
- 制度があるのは聞いたことはあるがどのような制度なのかは理解していない
- まったく知らない

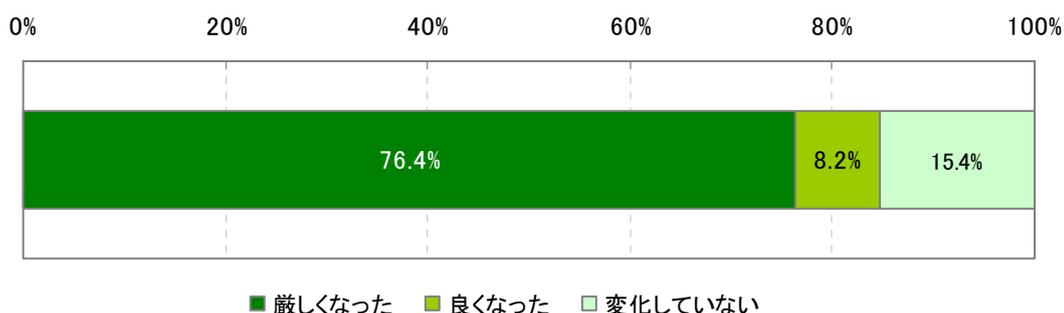
## 8. 2006年当時からの事業環境の変化に関する調査結果

### (1) 事業環境の変化

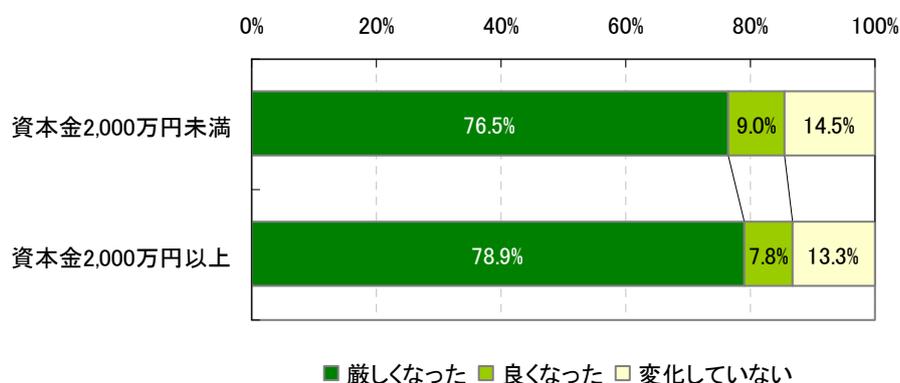
個人事業主・企業経営者に対して、改正貸金業法が成立した2006年当時からの事業環境の変化について調査したところ、「厳しくなった」が76.4%、「変化していない」が15.4%、「良くなった」が8.2%となった。

【図 60 事業環境の変化】

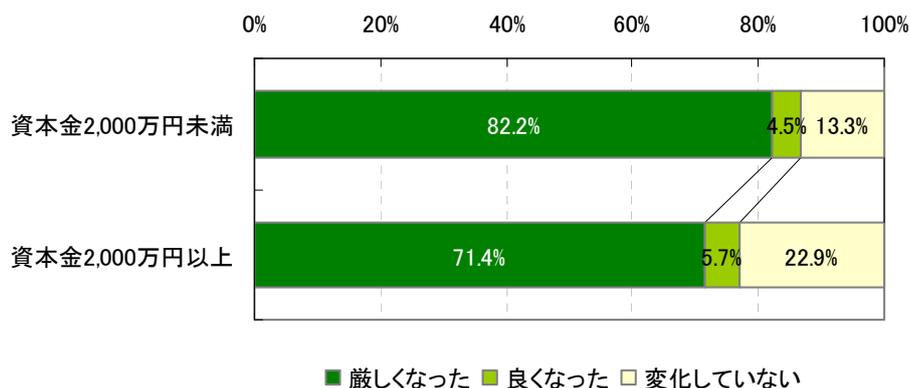
<今回調査:個人事業主・企業経営者 n=1,106>



<今回調査:企業経営者 資本金2,000万円未満:n=255、資本金2,000万円以上:n=90>

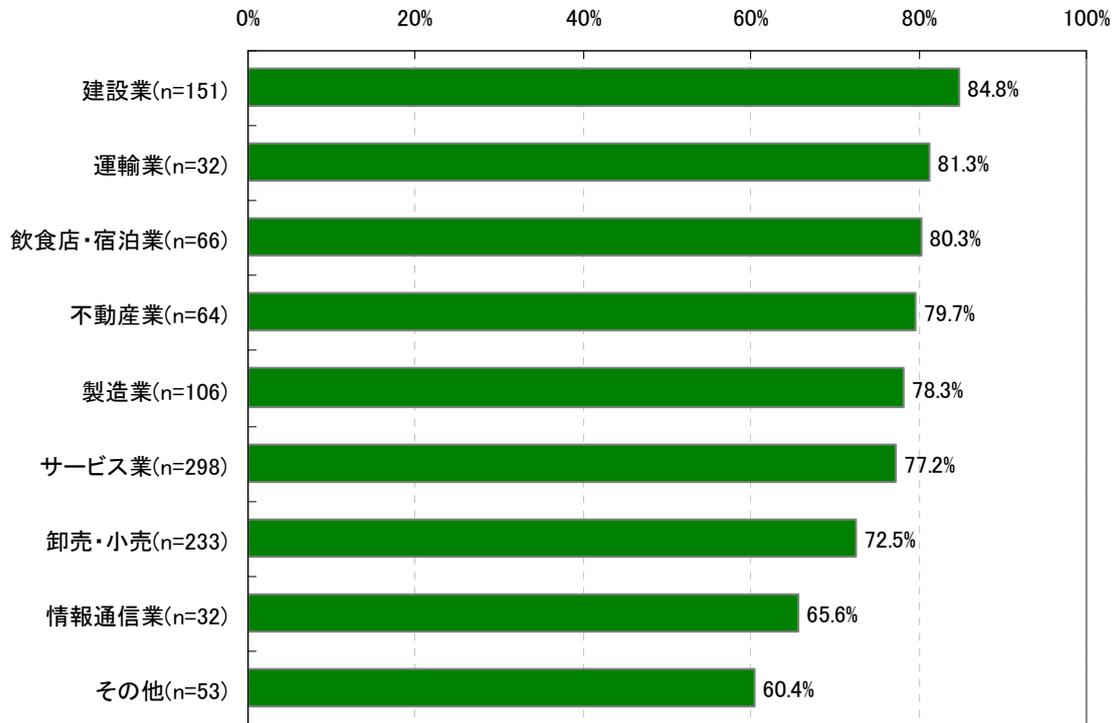


<昨年度資金需要者調査(2010年1月公表):企業経営者 資本金2,000万円未満:n=638、資本金2,000万円以上:n=35>

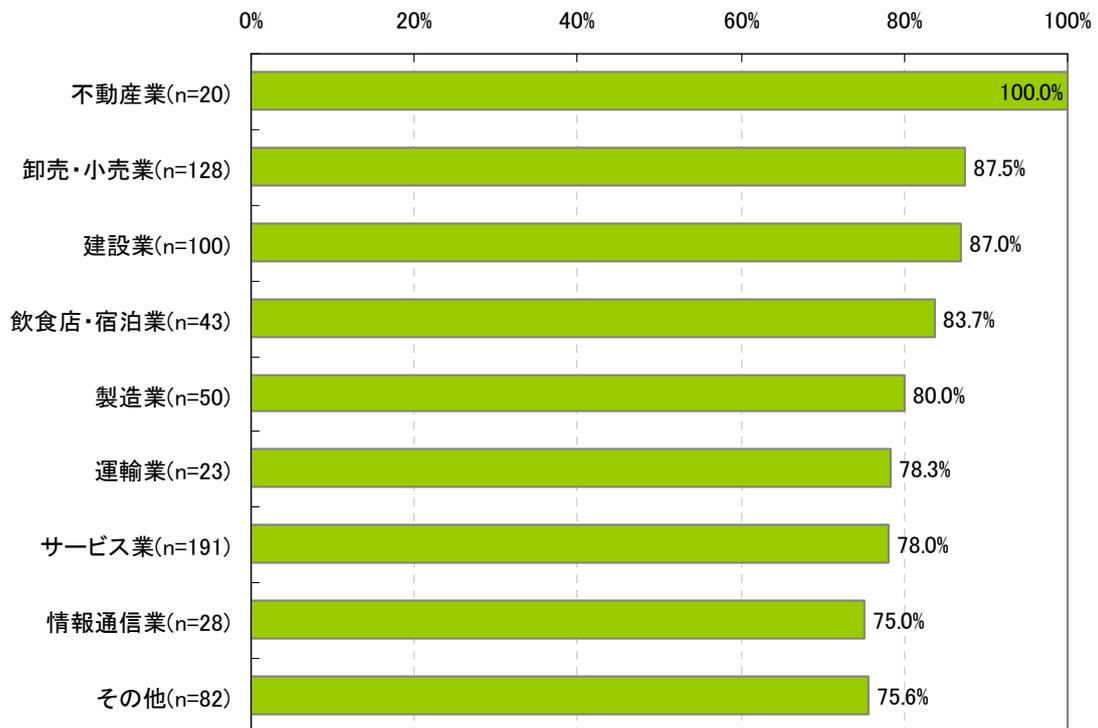


【図 61 個人事業主・企業経営者で「厳しくなった」と回答した割合】

<今回調査:個人事業主・企業経営者 n=1,106>



<昨年度資金需要者調査(2010年1月公表):個人事業主・企業経営者 n=676>

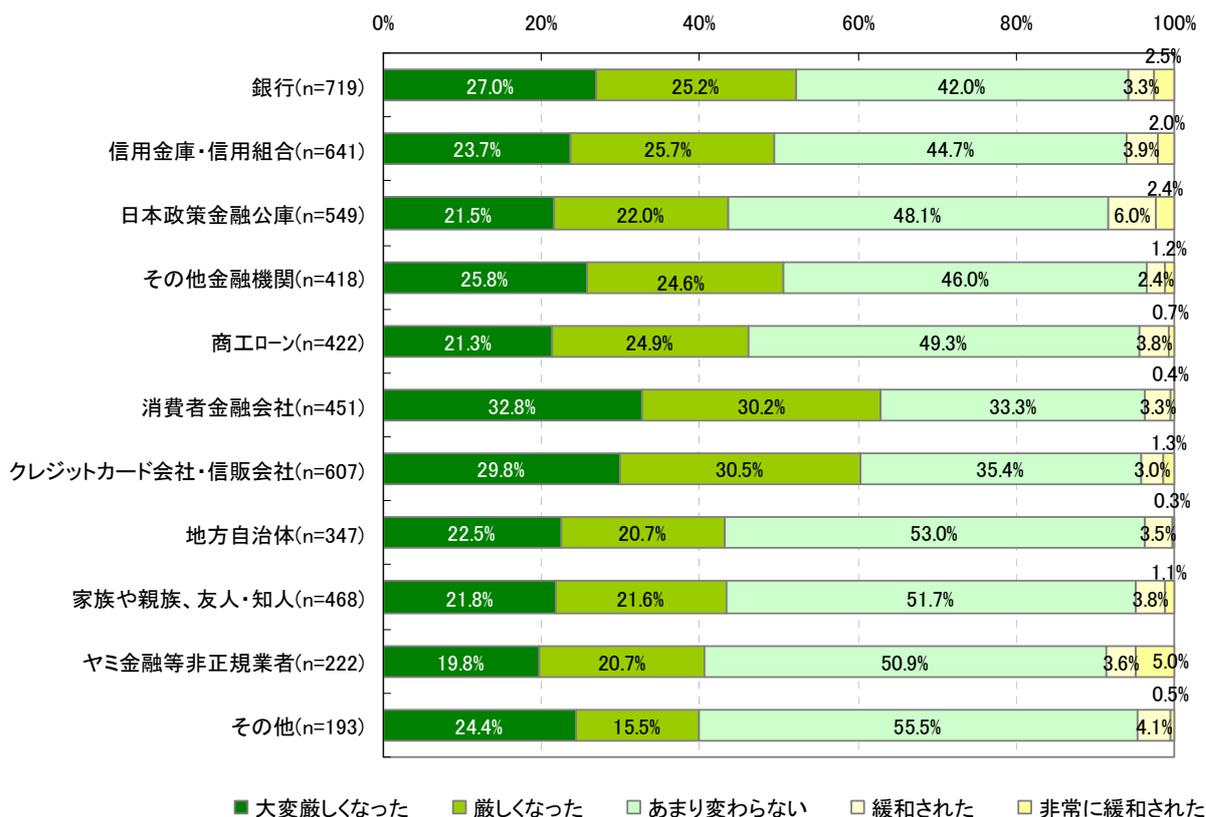


## (2) 借入先の融資姿勢

個人事業主・企業経営者に対して、借入先の融資姿勢について調査したところ、厳しくなったと回答した割合は、消費者金融会社が「大変厳しくなった(32.8%)」、「厳しくなった(30.2%)」をあわせて63.0%、クレジットカード会社・信販会社では「大変厳しくなった(29.8%)」、「厳しくなった(30.5%)」をあわせて60.3%となった。

【図 62 借入先の融資姿勢の変化】

<個人事業主・企業経営者 n=1,106>



## 9. 改正貸金業法に対する意見の傾向と具体例に関する調査結果

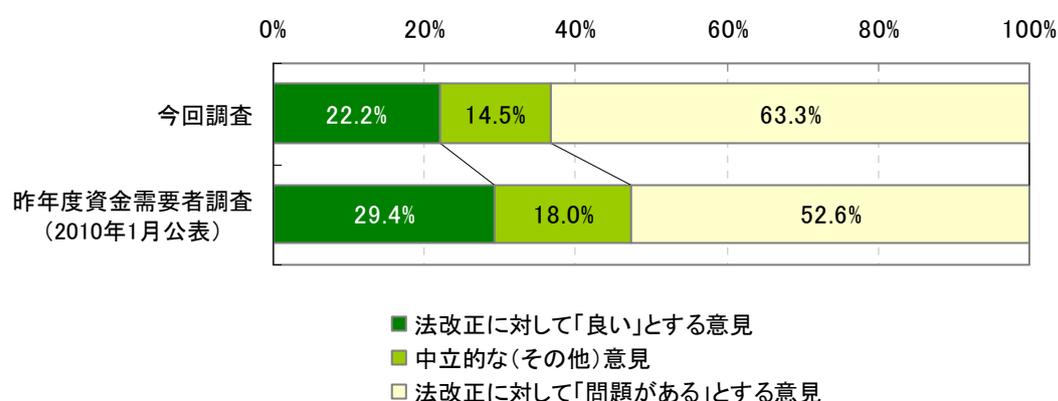
### (1) 改正貸金業法に対する意見の傾向

個人事業主・企業経営者に対して、改正貸金業法の完全施行に対する意見を調査したところ、回答のあった個人事業主・企業経営者(全体の 36.2%)のうち、「良い」とする意見は 22.2%(昨年度の資金需要者調査と比べて 7.2 ポイント低下)、中立的な意見は 14.5%(同 3.5 ポイント低下)、「問題がある」とする意見は 63.3%(同 10.7 ポイント上昇)となった。

【図 63 個人事業主・企業経営者の改正貸金業法に対する意見の分類】

＜改正貸金業法に対する意見があった個人事業主・企業経営者

今回調査 n=401 昨年度資金需要者調査 n=952＞



(※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。)

意見の分類	定義
法改正に対して「良い」とする意見	「良いと思う」「もっと早くして欲しかった」など、改正貸金業法に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な(その他)意見	「どちらともいえない」など、改正貸金業法について、直接的に関係しない意見
法改正に対して「問題がある」とする意見	「見直して欲しい」「困る」「ヤミ金被害が増える」など、改正貸金業法に対して、問題があるとする意見

## (2) 法改正に対して「良い」とする意見の内訳

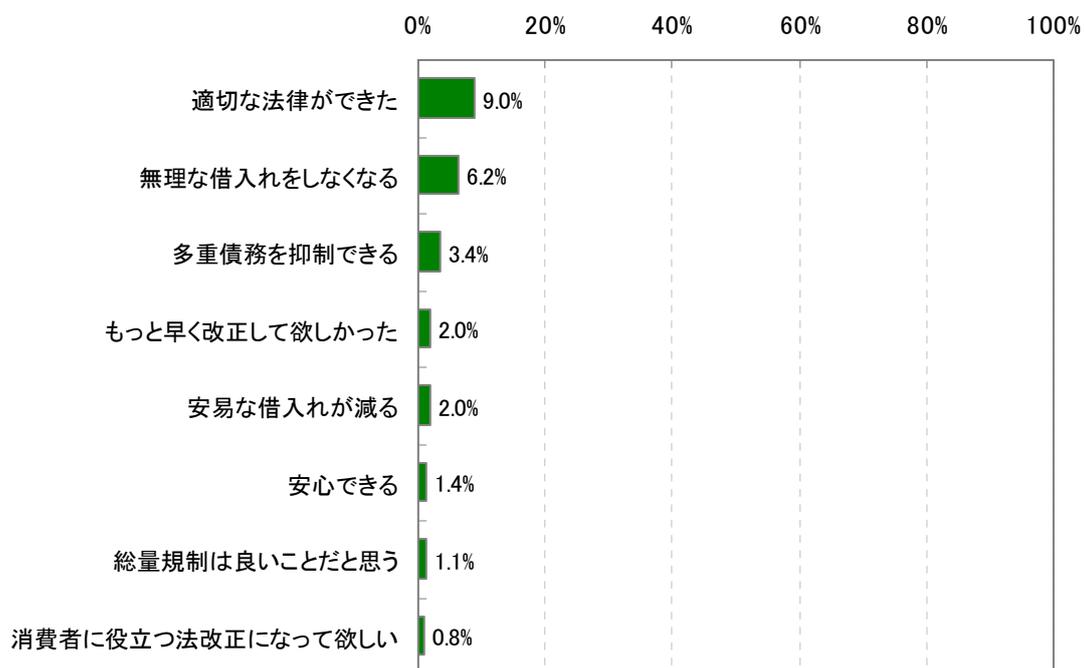
法改正に対して「良い」とする意見の内訳では、「適切な法律ができた(9.0%)」が最も高く、「無理な借入れをしなくなる(6.2%)」、「多重債務を抑制できる(3.4%)」が続いた。

### 【図 64 個人事業主・企業経営者の法改正に対して「良い」とする意見の内訳】

＜法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見があった

個人事業主・企業経営者 n=341＞

(※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。)



### (3) 法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

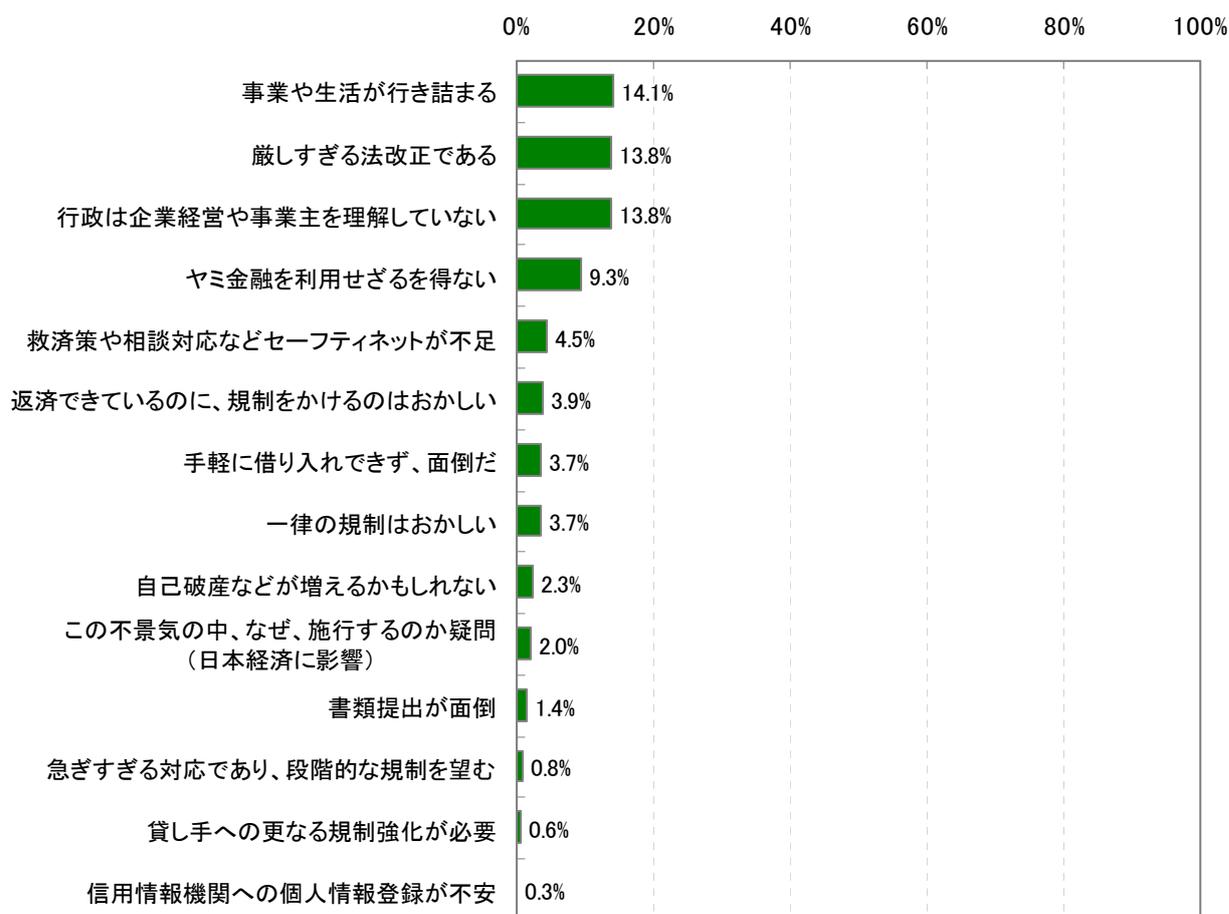
法改正に対して「問題がある」とする意見では、「事業や生活が行き詰まる(14.1%)」が最も高く、「厳しすぎる法改正である(13.8%)」、「行政は企業経営や事業主を理解していない(13.8%)」といった意見が上位を占めた。

【図 65 個人事業主の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳】

＜法改正に対して「良い」とする意見・「問題がある」とする意見があった

個人事業主・企業経営者 n=341＞

(※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。)



以上